平成 29 年度

包括外部監査の結果報告書

市税に係る事務の執行について

平成 30 年 3 月

京都市包括外部監査人
市　川　　晃

目　　次

第１　包括外部監査の概要 …………………………………………… 1

1 監査の種類 …………………………………………… 1

2 外部監査のテーマ（地方自治法第252条の37第１項にいう特定の事件） ……… 1

2.1 選定したテーマ …………………………………………… 1

2.2 テーマの選定理由 …………………………………………… 1

3 外部監査の方法 …………………………………………… 1

3.1 監査の要点 …………………………………………… 1

3.2 主な監査手続き …………………………………………… 2

3.3 監査の対象期間 …………………………………………… 2

3.4 外部監査の実施期間 …………………………………………… 2

3.5 往査の実施状況 …………………………………………… 2

4 包括外部監査人並びに同補助者の氏名・資格 …………………………………………… 3

4.1 包括外部監査人 …………………………………………… 3

4.2 包括外部監査人補助者 …………………………………………… 3

5 利害関係 …………………………………………… 3

第２　税務システム …………………………………………… 4

1 京都市の税務システムの概要 …………………………………………… 4

1.1 各税務システムにおける業務処理内容及び各システム間での連携 ……… 5

1.2 京都市の税務システムと eLTAX との連携について …………………………………………… 8

2 税務システムのセキュリティについて …………………………………………… 9

2.1 各税務システムの利用者制限の状況とその運用・管理 …………………………………………… 9

2.2 税務システム内のデータの保管について …………………………………………… 10

3 監査の結果 …………………………………………… 12

第３　市税事務所及び税務センター …………………………………………… 13

1 設置目的及び概要 …………………………………………… 13

1.1 設置目的 …… 13
1.2 市税事務所 …… 13
1.3 税務センター（各区役所・支所内に設置） …… 14
1.4 税務組織の変更に伴う市民サービスの状況 …… 15
2 集約による効果 …… 17
2.1 体制面における効果 …… 17
2.2 費用面における効果 …… 17
3 監査の結果 …… 19

第４ 個人住民税 …… 20
1 個人住民税(市･府民税)の概要 …… 20
1.1 納税義務者 …… 20
1.2 非課税制度 …… 20
1.3 税額の計算と税率 …… 21
1.4 分離課税の特例 …… 22
1.5 申告 …… 22
1.6 納付方法（徴収方法） …… 22
1.7 減免 …… 23
2 個人市民税課税の組織体制 …… 23
3 個人市民税課税事務の流れ …… 24
3.1 当初課税処理 …… 24
3.2 月例処理（随時処理） …… 27
3.3 平成 29 年度個人市・府民税特別徴収税額決定通知書に係る
事務処理誤りについて …… 28
4 個人市民税の推移 …… 30
5 個人市民税における包括外部監査の手法と手続き …… 31
5.1 個人市民税の監査に関する考え方 …… 31
5.2 具体的な監査の要点 …… 31
5.3 主な監査手続き …… 31

6 個人市民税における監査結果 ····· 32
6.1 事業所等に対する均等割課税 ····· 32
6.2 所得不明者・無申告者の調査 ····· 39
6.3 給与所得に関する市府民税の特別徴収 ····· 42
6.4 過年度の包括外部監査で【指摘事項】の付された項目について ····· 43

第５ 法人市民税 ····· 45
1 法人市民税の概要 ····· 45
1.1 納税義務者 ····· 45
1.2 税額の計算 ····· 45
1.3 税率 ····· 46
1.4 申告と納税 ····· 48
1.5 法人市民税の電子申告について ····· 49
2 法人市民税における包括外部監査の手法と手続き ····· 50
2.1 法人市民税の監査に関する考え方 ····· 50
2.2 具体的な監査の要点 ····· 50
2.3 主な監査手続き ····· 50
3 法人市民税における監査結果 ····· 51
3.1 法人市民税課税業務について ····· 51
3.2 過年度の包括外部監査で【意見】の付された項目について ····· 57
3.3 課税対象法人の把握について ····· 64

第６ 固定資産税及び都市計画税 ····· 72
1 固定資産税及び都市計画税の概要 ····· 72
1.1 定義 ····· 72
1.2 納税義務者 ····· 74
1.3 評価額と課税標準額 ····· 74
1.4 税額の計算及び納付の方法 ····· 77

2 固定資産税及び都市計画税における包括外部監査の手法と手続き …… 78
2.1 固定資産税及び都市計画税の監査に関する考え方 …… 78
2.2 具体的な監査の要点 …… 78
2.3 主な監査手続き …… 78
3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 …… 83
3.1 固定資産税及び都市計画税の課税事務 …… 83
3.2 固定資産税の課税客体 …… 93
3.3 固定資産税の非課税･減免等 …… 100
3.4 縦覧制度と不服申立て …… 105
3.5 固定資産税における庁内外データの活用実態についての検証 …… 116
3.6 空き家に対する情報収集と税制改正 …… 123
3.7 過年度の包括外部監査で【指摘事項】の付された項目について …… 127

第７ 事業所税 …… 134
1 事業所税の概要 …… 134
1.1 納税義務者等 …… 134
1.2 税額の計算 …… 134
1.3 申告と納税 …… 134
1.4 賦課事務の流れ …… 135
1.5 調査手法 …… 135
2 事業所税における包括外部監査の手法と手続き …… 137
2.1 事業所税の監査に関する考え方 …… 137
2.2 具体的な監査の要点 …… 137
2.3 主な監査手続き …… 137
3 事業所税における監査結果 …… 138
3.1 貸付申告書について …… 138
3.2 調査票送付について …… 139
3.3 従業者割の実地調査について …… 141

第８ 軽自動車税 ····· 143
1 軽自動車税の概要 ····· 143
1.1 納税義務者等 ····· 143
1.2 税額の計算 ····· 143
1.3 申告と納税 ····· 144
2 軽自動車税における包括外部監査の手法と手続き ····· 145
2.1 軽自動車税の監査に関する考え方 ····· 145
2.2 具体的な監査の要点 ····· 145
2.3 主な監査手続き ····· 145
3 軽自動車税における監査結果 ····· 146
3.1 ナンバープレート（鑑札）の取り扱いについて ····· 146
3.2 ナンバープレートの紛失処理について ····· 147
3.3 滞納率が高いことについて ····· 148

第９ 市たばこ税 ····· 156
1 市たばこ税の概要 ····· 156
1.1 納税義務者等 ····· 157
1.2 税額の計算 ····· 157
1.3 申告と納税 ····· 157
1.4 三級品に係る特例税率の廃止及び手持品課税について ····· 157
1.5 例月の業務の流れ ····· 157
2 市たばこ税における包括外部監査の手法と手続き ····· 159
2.1 市たばこ税の監査に関する考え方 ····· 159
2.2 具体的な監査の要点 ····· 159
2.3 主な監査手続き ····· 159
3 市たばこ税における監査結果 ····· 160
3.1 提出された申告書と売渡し本数明細書の確認について ····· 160
3.2 手持品課税について ····· 161

第１０ 入湯税 …… 162
1 入湯税の概要 …… 162
1.1 納税義務者等 …… 162
1.2 税額の計算 …… 162
1.3 申告と納税 …… 162
2 入湯税における包括外部監査の手法と手続き …… 163
2.1 入湯税の監査に関する考え方 …… 163
2.2 具体的な監査の要点 …… 163
2.3 主な監査手続き …… 163
3 入湯税における監査結果 …… 164
3.1 調査方法について …… 164
3.2 広報の不足について …… 165
3.3 納入申告書への記載内容の不徹底について …… 166
3.4 日帰り入湯客からの未徴収に対する対応について …… 167
3.5 調査記録の不備について …… 168

第１１ 滞納整理事務 …… 169
1 滞納整理事務の概要 …… 169
1.1 市税滞納整理に関する基本方針 …… 169
1.2 市税徴収率の推移と現況 …… 170
1.3 組織体制 …… 172
1.4 滞納整理事務の流れ …… 173
2 滞納整理事務における包括外部監査の手法と手続き …… 179
2.1 具体的な監査の要点 …… 179
2.2 主な監査手続き …… 179
3 滞納整理事務における監査結果 …… 180
3.1 課税情報等のチェックについて …… 180
3.2 滞納整理に関する部局間での連携 …… 180
3.3 滞納整理の着手はすみやかにおこなっているか …… 180

3.4 高額困難案件 …… 182
3.5 納付誓約による分割納付 …… 184
3.6 滞納の繰り返し …… 184
3.7 長期にわたるケース …… 184
3.8 各税務センターにわたる案件 …… 185

第１２ むすびにかえて …… 186
1 市税をとりまく環境 …… 186
1.1 京都市の財政状況 …… 186
1.2 ふるさと納税について …… 187
1.3 新税 …… 188
2 総括 …… 190
2.1 税務システムについて …… 190
2.2 課税対象の捕捉について …… 190
2.3 徴税費 …… 190
3 むすびにあたり …… 195

※ 本報告書内で用いている数値については、端数処理の関係で合計等の計算結果が一致しない場合がある。

※ 【指摘事項】は、法律や条例への適合性・合規性のみならず経済性・効率性・有効性の観点から法律や条例で強制されていない事項にあっても直ちに改善を求める事項について記述し、【意見】は、将来的に改善・検討することが望ましい事項を記述している。

第１　包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第１項及び京都市外部監査契約に基づく監査に関する条例第２条に規定する包括外部監査

2 外部監査のテーマ（地方自治法第 252 条の 37 第１項にいう特定の事件）

2.1 選定したテーマ

市税に係る事務の執行について

2.2 テーマの選定理由

本市では平成 23 年度から「はばたけ未来へ！　京プラン」という基本計画を掲げ、財政健全化への道筋を示した実施計画を策定して、本市基本構想に向かったまちづくりに取り組んでいるところである。当然ながら、これらの施策を進めるにあたり多額の財源が必要となり、これらは「税」をはじめとする歳入で賄われている。市税は本市においても最大の収入であり、平成 28 年度一般会計歳入予算の 35%を占める貴重な財源となっている。

いわゆるリーマン・ショックといわれる世界的な金融危機の影響は本市の財政にも多大な影響を与えたが、行財政改革の徹底や効率的な事業執行等の取り組みにより、財政健全化法における指標は平成 23 年度以後黒字化が果たされているとはいえ、今後も多くの課題を抱えているといえよう。

また、本市では平成 26 年度に「市税事務所」を設置するとともに，平成 27 年度から区役所・支所内に「税務センター」を設置して業務の分掌変更を行ったところであり、その有効性等も確認すべきである。加えて、マイナンバー（個人番号）の通知が平成 27 年 10 月から開始され、その管理・運用に向けた安全管理措置等についても初期段階の現在、確認しておく必要があろう。

前述の基本計画は平成 32 年度までの 10 年間の予定であり折り返し点を超えたところである。当該計画の後半を進めるにあたり市税収入の確保が重要であり、また「市民からの預り金」という税の性質を考えると、公平な課税が為されているかを確認する必要がある。以上のような事を鑑みると、市税に係る事務の執行について監査を行うことが市民にとって有益であると判断して本年度の特定の事件（監査テーマ）として選定した。

3 外部監査の方法

3.1 監査の要点

監査対象について、

①市税に係る事務の執行が、法令等に従って執行されているか（合規性）

②市税に係る事務の執行が、経済的・効率的に行われているか（経済性・効率性）

③市税に係る事務の執行が、所期の目的を達成し、また、効果を上げているか（有効性）という、会計検査院法第 20 条第３項に規定される三つの観点に加えて、

④市税に係る事務の執行が、公正かつ正確に行われているか（公正性・正確性）

⑤監査対象においてガバナンスが適正に構築され機能しているか

⑥委託業務等の契約事務が適正に為されているか

という観点を以て監査した。

3.2 主な監査手続き

①関係書類の収集（書類監査）

各所属に関係書類並びに資料の提供を求め、それらの閲覧を通して理解を深めると共に分析を進めた。

②関係者への質問（ヒアリング）

書類監査では理解不十分な点や疑問点等につき、各所属の担当者に対し直接質問し説明を受けると共に、追加資料等の提供を受けて監査を進めた。

③往査（実地監査）

様々な提供資料を分析することにより監査対象を選定し、現地に出向いて質問、視察、確認、突合等の監査をした。尚、監査対象の選定にあたり、様々な視点で考慮し、実地調査の結果が偏ることがないよう留意した。

3.3 監査の対象期間

平成 28 年度（平成 28 年４月１日～平成 29 年３月 31 日）。

ただし、必要に応じて平成 27 年度以前の各年度も対象とする。

3.4 外部監査の実施期間

平成 29 年６月１日～平成 30 年３月２日

3.5 往査の実施状況

往査・ヒアリング実施場所	実施日	担当者
外部監査人室	平成 29 年７月６日（木）	包括外部監査人及び同補助者７名
行財政局税務部税制課会議室	平成 29 年８月９日（水）	包括外部監査人及び同補助者７名
行財政局税務部税制課会議室・市税事務所各部署（ビル葆光・井門明治安田生命ビル）	平成 29 年８月 10 日（木）	包括外部監査人及び同補助者７名

行財政局税務部税制課会議室	平成 29 年 10 月 10 日（火）	包括外部監査人及び同補助者７名
行財政局税務部税制課会議室	平成 29 年 10 月 12 日（木）	包括外部監査人及び同補助者７名
行財政局税務部税制課会議室	平成 29 年 10 月 27 日（金）	包括外部監査人及び同補助者７名
行財政局税務部税制課会議室	平成 29 年 11 月１日（水）	包括外部監査人及び同補助者７名

また、徴収・滞納処分事務について、包括外部監査人補助者１名が平成 29 年 11 月２日（木）より計７回、行財政局税務部税制課小会議室において、滞納整理支援システムの閲覧並びにヒアリングを実施した。賦課（軽自動車税）については、包括外部監査人補助者１名が随時計４箇所に出向いて往査を実施した。

4 包括外部監査人並びに同補助者の氏名・資格

4.1 包括外部監査人

税理士	市川　　晃

4.2 包括外部監査人補助者

税理士	市木　雅之
税理士	小林　由香
税理士・特定行政書士	中川　秀夫
税理士	八田　朋敬
税理士・不動産鑑定士	松岡　保彦
税理士	有田　耕介
税理士	北條　慶子

5 利害関係

京都市と包括外部監査人並びに包括外部監査人補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第２ 税務システム

1 京都市の税務システムの概要

京都市の税務システムの概要を図示すると以下のようになる。

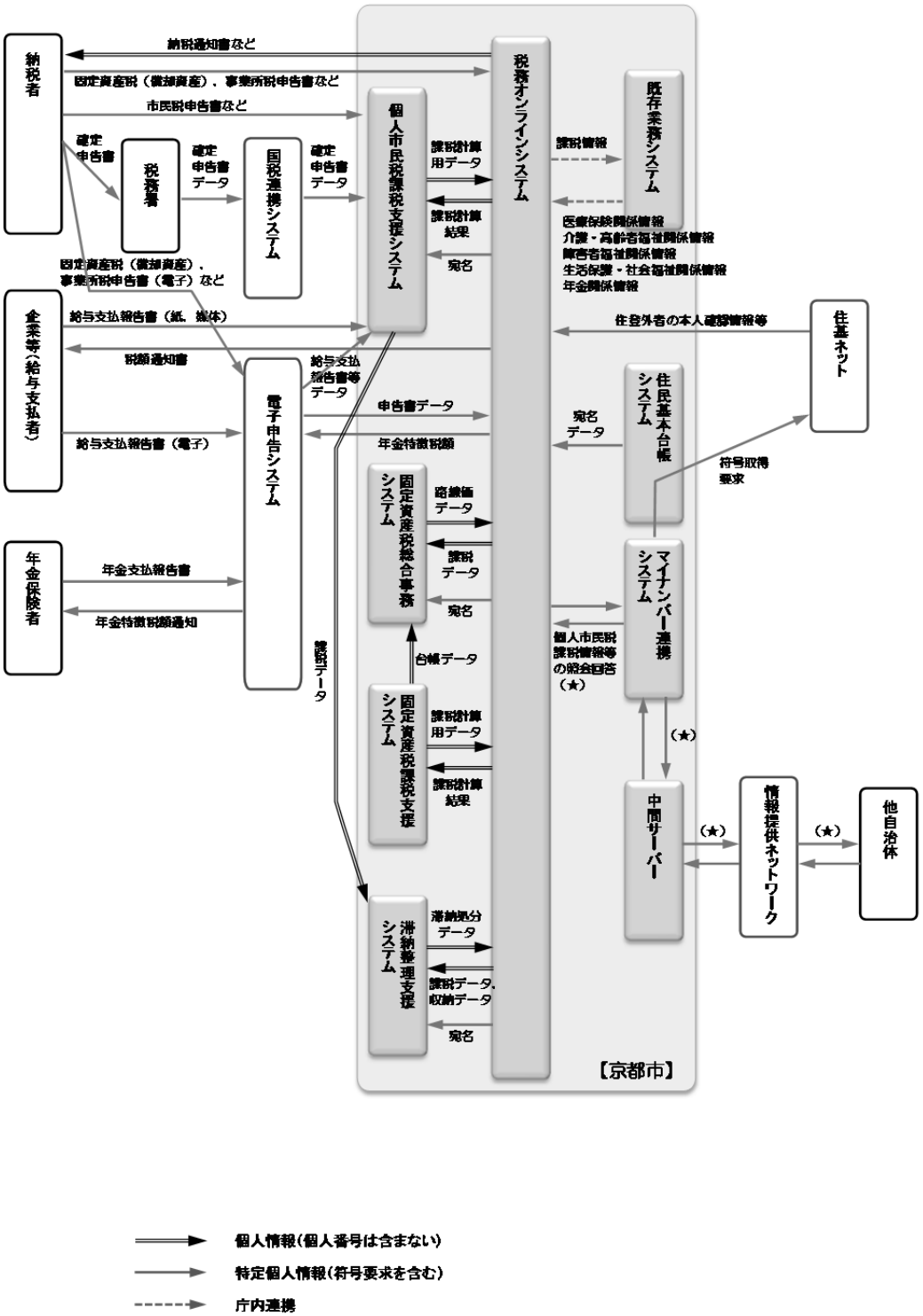

（京都市提出資料より抜粋）

京都市の税務システムは図のように､｢税務オンラインシステム｣を基幹システムとして、これに「個人市府民税課税支援システム」、「電子申告システム（図中の『電子申告システム』とは別のシステム、詳細は後述)」、「固定資産税総合事務システム」、「固定資産税課税支援システム」、「滞納整理支援システム」の各業務システムをサブシステムとして接続、連携させる仕組みとなっている。これらの税務システムのうち､｢個人市府民税課税支援システム」､｢電子申告システム（後述のサブシステム部分)」は行財政局税務部税制課が､｢固定資産税総合事務システム」､｢固定資産税課税支援システム」は資産税課が､｢滞納整理支援システム」は収納対策課が管理している。

これらの税務システムは､｢納税者」､｢企業等」､｢年金保険者」から直接的に、または京都市の管理下にない「国税連携システム」や「電子申告システム」といったシステムとの接続を通じて間接的に、申告書データ等の受け入れを行っている。

また､｢税務オンラインシステム」は「既存業務システム」､｢住民基本台帳システム」､「マイナンバー連携システム」といった総合企画局情報化推進室等が管理する各システムとも接続され、庁内での各種情報の共有化が行われている。｢マイナンバー連携システム」は「住基ネット」と、さらに情報化推進室の管理する「中間サーバー」を介して他自治体と、それぞれ情報のやり取りを行う仕組みとなっている。

1.1 各税務システムにおける業務処理内容及び各システム間での連携

各税務システム（基幹システム・サブシステム）における具体的な業務処理の内容と各システム間の連携について以下にまとめる。

1.1.1 各税務システムにおける業務処理内容

各税務システムにおける具体的な業務処理内容は以下のとおりである。

①税務オンラインシステム

- ・宛名の管理（全税目共通）
- ・課税データの管理（個人市民税（普通徴収・特別徴収)、法人市民税、固定資産税（土地・家屋・償却)、軽自動車税、事業所税）…課税標準額及び税額の計算並びにそれらの計算に必要なデータの管理
- ・収納データの管理
- ・ユーザ情報の管理…税務オンラインシステムのユーザと権限、パスワードの管理
- ・各種帳票の発行…納税通知書、税額変更通知書、税証明など

②個人市府民税課税支援システム

- ・個人市府民税の課税に係る資料（確定申告書、給与支払報告書など）の管理
- ・個人市府民税の課税に係るデータの作成、管理

③電子申告システム

・納税者が eLTAX（「eLTAX」については後述）を利用し、電子的に行った申告データ等（各税目担当者の端末での審査後のもの）の税務オンラインシステムまたは個人市府民税課税支援システムへの取込み

※図中の「電子申告システム」は地方公共団体で組織する「一般社団法人地方税電子化協議会（以下「地電協」という）」が所管するものである。ここでいう「電子申告システム」は京都市独自のシステムで、ダウンロードした申告データを京都市の税務システムに取り込める形に変換するためのサブシステムのことであり、概要図中では省略している。

④固定資産税サブシステム

・地番図及び航空写真の管理
・路線価の管理
・法務局からの登記済通知データの取込み
・沿革台帳（評価内容等の履歴を記録した台帳）の管理
・基幹システムへ連携するための電算連絡データの作成

⑤滞納整理支援システム

・滞納整理に必要な情報（納税者情報、課税・収納状況、経過記録等）の一元的な管理
・催告、財産調査、滞納処分等に係る文書の作成
・分割納付に伴う処理、延滞金計算
・進行管理に必要な業務集計等
・本システムを経由した個人市府民税課税支援システムの閲覧など

1.1.2 各税務システム間の連携

各税務システム間の連携については、税務オンラインシステム（下記の各表では「税オンライン」と表記）を基幹システムとして各サブシステム（下記の各表では適宜略称で表記）との間で以下のようにデータを連携している。

①個人市府民税課税支援システム

以下のデータを税務オンラインシステムと連携している。

連携内容	頻度	備考
宛名情報、ユーザ情報	毎日	税オンライン→課税支援
個人市府民税の課税計算のためのデータ	年１回	課税支援→税オンライン

個人市府民税の課税計算結果データ	月１回	税オンライン→課税支援

②電子申告システム

以下のデータを税務オンラインシステムと連携している。

連携内容	頻度	備考
申告データ（法人市民税、固定資産税（償却）、事業所税）	月１回	電子申告→税オンライン
個人市府民税（特別徴収）給与支払報告書データ	月１回	電子申告→税オンライン
個人市府民税（特別徴収）年金支払報告書データ	月１回	電子申告→税オンライン
法人市民税プレ申告データ	月１回	税オンライン→電子申告
固定資産税プレ申告データ	年１回	税オンライン→電子申告

③固定資産税サブシステム

定期的にサブシステムで作成した電算連絡データ及び路線価データを課税のために税務オンラインシステムに連携している。

連携内容	頻度	備考
ユーザ情報	毎日	税オンライン→サブシステム
例月調定異動連絡（税額等の修正及び随時課税用）	２回／月	サブシステム→税オンライン
当初異動連絡（翌年度課税用）	５回／年（11～３月）	サブシステム→税オンライン
路線価マスター（基幹システム）作成用データの連携	２回／基準年度の前年度	サブシステム→税オンライン

また、定期的に税務オンラインシステムのデータを同システムとサブシステムとの間のデータの同期を保つためにサブシステムに連携している。

連携内容	頻度	備考
当初課税前のデータ同期	３回／年（１～３月）	税オンライン→サブシステム
当初課税後のデータ同期	１回／年（地図） １回／年（沿革台帳） ※基準年度の前年度は２回／年	税オンライン→サブシステム

④滞納整理支援システム

定期的に、税務オンラインシステムと滞納整理支援システムでデータ連携している。

連携内容	頻度	備考
収納情報、宛名情報、ユーザ情報、口座振替情報等	毎日	税オンライン→滞納
処分等の登録情報	毎週	滞納→税オンライン
例月課税情報	毎月	税オンライン→滞納
当初課税情報	毎年	税オンライン→滞納

1.2 京都市の税務システムと eLTAX との連携について

eLTAX とは、地電協が運営する地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続き（電子申告、電子納税、電子申請・届出）をインターネットの利用により電子的に行うシステムのことである。

京都市で eLTAX を利用している税目は個人市府民税（特別徴収）、法人市民税、固定資産税（償却資産）、事業所税であり、これらの各税目に係る京都市の税務システムと eLTAX との連携の内容は以下のとおりとなっている。

①個人市府民税（特別徴収）

・特別徴収義務者が eLTAX を利用して電子的に給与支払報告書を提出する。
・特別徴収業務担当者が eLTAX の端末で給与支払報告書データを審査する。
・審査済みの給与支払報告書データを、税制課の eLTAX 端末で一括してダウンロードする。
・ダウンロードしたデータを個人市府民税課税支援システムに取り込む。

②法人市民税、固定資産税（償却資産）、事業所税

・納税義務者が eLTAX を利用して電子的に申告書を提出する。
・各税目担当者が eLTAX の端末で申告書データを審査する。
・審査済みの申告書データを、税制課の eLTAX 端末で一括してダウンロードする。
・ダウンロードしたデータを税務オンラインシステムに取り込む。
・法人市民税、固定資産税（償却資産）については、次回の申告の参考となるよう、プレ申告データを納税義務者に送信する。

2 税務システムのセキュリティについて

2.1 各税務システムの利用者制限の状況とその運用・管理

京都市では各税務システムを利用する職員の担当する行政区等や職制に応じて制限をかけて運用している。具体的には以下のとおりである。

① 税務オンラインシステム

ユーザ管理	・所属長に権限及びＩＤカードを付与された者のみシステムにアクセスできる。人事異動ごとに権限及びＩＤカードの付与、剥奪を行う。 ・ログインするためにはＩＤカード及びパスワードが必要である。 ・パスワードは３ケ月ごとに変更しなければならない。
業務	・担当業務に関するデータにのみアクセスできる。
行政区等	・担当する行政区等　…　担当する行政区等のデータの「閲覧」及び「更新」が可能。 ・担当外の行政区等　…　データの「閲覧」のみ可能。
職制	・所属長は所属の職員に対して操作権限を付与、剥奪できる。

② 個人市府民税課税支援システム

ユーザ管理	・税務オンラインシステムで市民税業務の権限を付与された者のみシステムにアクセスできる。 ・ログインするためには税務オンラインシステムのＩＤカード及びパスワードが必要である。
行政区等	・担当する行政区等　…　担当する行政区等のデータの「閲覧」及び「更新」が可能。 ・担当外の行政区等　…　データの「閲覧」のみ可能。
職制	・所属長は担当職員の進捗状況を把握できる進捗管理機能を利用可能。

③ 電子申告システム

ユーザ管理	・税制課で登録した者しか端末及びシステムにログインできない。人事異動ごとに登録情報を更新する。 ・端末にログインするためには行政業務システムのＩＤカードが必要である。

④ 固定資産税サブシステム

ユーザ管理	・税務オンラインシステムで固定資産税業務の権限を付与された者のみシステムにアクセスできる。

	・ログインするためには税務オンラインシステムのＩＤカード及びパスワードが必要である。
行政区等	・担当する行政区等　…　担当する行政区等のデータの「閲覧」及び「更新」が可能。 ・担当外の行政区等　…　データの「閲覧」のみ可能。
職制	・補職者は担当職員の進捗状況を把握できる進捗管理機能を利用可能。

⑤ 滞納整理支援システム

ユーザ管理	・税務オンラインシステムで納税業務の権限を付与された者のみシステムにアクセスできる。 ・ログインするためには税務オンラインシステムのＩＤカード及びパスワードが必要である。
行政区等	・担当する行政区等　…　担当する行政区等のデータの「閲覧」及び「更新」が可能。 ・担当外の行政区等　…　データの「閲覧」のみ可能。
職制	・補職者は担当職員の進捗状況を把握できる進捗管理機能を利用可能。

2.2 税務システム内のデータの保管について

各税務システム内のデータの保管（バックアップ・廃棄等）の状況は以下のとおりである。

①税務オンラインシステム

バックアップ：２週間に１回フルバックアップを取って遠隔地に保管している。

廃棄　　：年１回最旧年度分を廃棄している。

②個人市府民税課税支援システム

バックアップ：毎日フルバックアップを取っている。（５世代）

廃棄　　：年１回最旧年度分を廃棄している。

③電子申告システム

eLTAX のデータの保管に関しては、地電協所管部分のシステムからダウンロードしたデータを変換して京都市の税務システムに取り込んだ後は、各税務システムのデータとして保持することとなり、バックアップや廃棄に関してもそれぞれの税務システムごとに決められた頻度・方法で行われることになる。

④固定資産税サブシステム

バックアップ：休日等を除く毎日、京都市データセンターにある磁気テープ又はハードディスクに取得し保管している。

廃棄　　：年に１回、新年度の課税事務を開始する前に年度バックアップ分を残して削除している。

⑤滞納整理支援システム

バックアップ：毎週日曜日の 22 時 30 分から、データベースのフルバックアップを取るとともに、毎日 23 時 10 分から、差分のバックアップを取り、京都市データセンターでＬＴＯ（大量のデータを長期的に保管するのに適した磁気テープ記憶装置）６本に保管している。なお、フルバックアップは１世代分、差分バックアップは５世代分を保管。

廃棄　　：毎年６月に不納欠損になったデータを削除している。

3 監査の結果

税制課、資産税課、収納対策課においては、「個人認証システム運用マニュアル」、「個人市府民税課税支援システム、電子申告システム、国税連携システムに係る運用基準」、「固定資産税に係る課税支援システム及び総合事務システムの運用基準」、「税務滞納整理システムに係る情報セキュリティ等に関する運用手順書」によりシステムの運営を行っている。

運用の実態等につき、ヒアリングを行うなどして確認したが、監査年度において、管理上の問題は見受けられなかった。

第３ 市税事務所及び税務センター

1 設置目的及び概要

1.1 設置目的

11 区役所・３支所・本庁を業務拠点として、税務業務を分担して行っていたが、税務職員の人材育成と専門性の維持・向上を組織的かつ継続的に図ることができる体制を構築すること及びより効率的な業務執行体制を確立させる観点から、個人市民税（普通徴収）・固定資産税（土地・家屋）の賦課業務を「市税事務所」に集約し、納税相談などきめ細やかに対応する必要のある徴収業務や年間を通じて需要が多い各種申請受付・税証明発行等の業務については、市税事務所に属する組織として各区役所・支所内に「税務センター」を設置して行うこととしている。

1.2 市税事務所

京都市では、税務組織の見直しの一環として、従来、各区役所・支所ごとに行っていた個人市民税（普通徴収）の賦課業務を平成 26 年 11 月から、固定資産税（土地・家屋）の賦課業務を平成 27 年４月から「市税事務所（ビル葆光)」に集約している（なお、市役所外の建物（ビル）であるため、市税事務所を「外ビル」という表記にしている場合がある)。

市税事務所を設置する箇所として交通至便な場所を候補地としており、民間ビルだけでなく、市有施設を含めて集約場所を検討したが、スペースを確保できる市有施設はなく、建物としてのキャパシティ、地下鉄沿線の好立地という面からビル葆光に設置するに至っている。

市税事務所（ビル葆光）の階層ごとの区分は、個人市民税（普通徴収）については１、３、４階において担当地域を分担して事務が行われており、固定資産税（土地・家屋）については５～８階において担当地域を分担して事務が行われている（なお、２階は他の階層と異なり、ビルの構造として天井が低く設定されているため、会議室等として使用している)。

市税事務所における取扱い業務は、個人市民税（普通徴収）については課税内容に関する問合せ、市民税申告、減免申請受付、固定資産税（土地・家屋）については課税内容に関する問合せ、固定資産課税台帳・名寄帳の閲覧、減免申請受付を行っている。

各担当名、各担当地域などの詳細については下記図の通りとなっている。

また、市税事務所（ビル葆光）を拠点とした業務だけでなく、個人市民税（普通徴収）については６月の納税通知書の発送直後の課税説明・減免申請等や２～３月中旬の市民税の申告時期、固定資産税（土地・家屋）については４月中の縦覧帳簿の縦覧や納税通知書の発送直後の課税説明・減免申請等の時期に税窓口へ来庁者が集中することが見込まれるため、各区役所・支所内の税務センターに市税事務所の臨時相談窓口を設置し、臨時相談窓口へ市税事務所から職員を派遣する形式で対応している。

市税事務所　ビル葆光（中京区室町御池）

階数	担当名	担当地域
市民税担当窓口		
１階	市民税第１担当	北区・上京区・中京区
		税証明窓口
２階	会議室等	―
３階	市民税第２担当	山科区・伏見区・伏見区深草・伏見区醍醐
４階	市民税第３担当	右京区・西京区・西京区洛西
	市民税第４担当	左京区・東山区・下京区・南区
固定資産税担当窓口		
５階	固定資産税第１担当	北区・上京区・左京区
６階	固定資産税第２担当	山科区・伏見区・伏見区深草・伏見区醍醐
７階	固定資産税第３担当	右京区・西京区・西京区洛西
８階	固定資産税第４担当	中京区・東山区・下京区・南区

市税事務所の臨時相談窓口（各税務センター内（各区役所・支所内））

個人市民税（普通徴収）の臨時相談窓口	
設置時期	受付内容
６月の納税通知書発送直後	課税内容に関する問合せ及び減免申請の受付
２月、３月中旬の市民税申告期間	市民税申告の受付
固定資産税（土地・家屋）の臨時相談窓口	
設置時期	受付内容
４月中	課税内容に関する問合せ及び減免申請等の受付 縦覧帳簿の縦覧（当該区役所・支所に所在する資産のみ）

（注）設置期間等の詳細については、納税通知書・チラシ等により周知

1.3 税務センター（各区役所・支所内に設置）

従来の各区役所・支所の納税課を平成 27 年４月１日から税務センター（全 14 箇所）に組織変更している。税務センターにおける取扱い業務は、納税相談、原動機付自転車等の登録・廃車受付及び住宅用家屋証明等の発行等である。納税相談などきめ細やかな対応を要する徴収業務、年間を通じて需要が多い各種申請受付・税証明発行等の業務については市民に身近な区役所・支所を拠点として継続して行われている。

各区役所・支所内の税務センター一覧

北税務センター	南税務センター
上京税務センター	右京税務センター
左京税務センター	西京税務センター
中京税務センター	洛西税務センター
東山税務センター	伏見税務センター
山科税務センター	深草税務センター
下京税務センター	醍醐税務センター

税務センターの取扱い業務

取扱い内容	取扱い業務内容
納税相談	個人市民税（普通徴収）及び固定資産税（土地・家屋）に係る納税相談
軽自動車税に関する事項	原動機付自転車等の登録・廃車の受付、鑑札再交付等 軽自動車税車検用納税証明の発行 原動機付自転車等の登録・廃車の証明の発行 減免申請の受付 商品車（課税免除）申請の受付
税証明に関する事項	償却資産課税台帳登録事項証明の発行 住宅用家屋証明、酒類販売業（製造）の免許申請に係る証明、公益認定申請等に係る証明、認定 NPO 法人申請等に係る証明の発行 (注)所得証明・課税証明、固定資産評価証明・公課証明、納税証明の発行は、区役所・支所市民窓口課、出張所及び証明書発行コーナーの取扱い業務
個人市民税（普通徴収）に関する事項	市民税申告、減免申請の取り次ぎ
固定資産税（土地・家屋）に関する事項	固定資産税課税台帳、土地・家屋名寄帳の閲覧 各種届出・申請書等の用紙交付・取り次ぎ

1.4 税務組織の変更に伴う市民サービスの状況

税務組織の組織変更に伴う市民からの問合せや苦情の有無については、広報発表を皮切りに京都市ＨＰや市民しんぶん等の各種媒体で市民への周知を図っており、税務組織を変更した当初は若干の問合せ等はあったが、目立った大きな苦情やトラブルには至っていないとの回答を受けている。

また、前述の通り、混乱を避けるため、個人市民税（普通徴収）については６月・２～

３月中旬、固定資産税（土地・家屋）については４月中に、市税事務所から職員を派遣し、各税務センター内に臨時相談窓口を設置して対応しており、市民サービスは維持できているとの回答を受けている。

2 集約による効果

税務行政が税制改正等により年々複雑さを増す中，今後も税務事務の水準を維持・向上させていくため，税務職員の人材育成と専門性の維持・向上を組織的かつ継続的に図ることができる体制を着実に構築しつつある。

2.1 体制面における効果

具体的な効果としては、下記①～④の通りとして挙げられている。

①市税事務所に集約された数多くのベテラン職員によるＯＪＴの充実により、市税事務所職員が税務事務に関するノウハウに触れる機会が増加していること

②職制会議等の開催が容易になり、迅速な情報共有、円滑な業務への反映が可能となっていること

③少人数職場の解消等により、会議や研修等に参加しやすくなっていること

④組織における人材育成と専門性の維持・向上を図る制度として、平成 28 年度から税務行政に従事する職員を対象とした、「スペシャリスト（専門家）養成コース」を導入している。対象職員は税分野内の複数所属を経験するなどして、専門性を高めるとともに、研修の企画・講師や業務改善などにも貢献していること

集約前は、各区役所・支所で賦課業務を行っていたが、市税事務所に物理的に集約されたことによって、ベテラン職員から有形・無形の具体的な業務について直接学ぶ機会を得ることが容易になっている。今まで以上に職員のスキルアップや税務事務の水準の維持・向上につながっている。

集約前の各区役所・支所では少数で事務運営を行っている職場があり、会議や研修等に職員１人を派遣すると、職場全体で手分けして行う業務である窓口業務や電話応対などで影響が大きい面があった。市税事務所の場合、集約化によるスケールメリットを活かして相当程度の人数が存在するため、職場全体で手分けをして行う業務へ対応しやすくなった結果、会議の開催・研修が容易になっており、従来と比較して情報共有の強化、習熟度の業務への反映を早める効果を得ることができつつある。

さらに、「スペシャリスト（専門家）養成コース」の導入によって、専門性を高め、複数税目の理解度を高めるなど各種の相乗効果が期待されている。今後「スペシャリスト（専門家）養成コース」を経た人材の趨勢に注視し、適宜内容のレベルアップ等を図られることが想起される。

2.2 費用面における効果

①人件費　約△4.5 億円の削減（約△60 人の削減）

②オフィス賃料他運営経費　約＋1.6 億円（平成 28 年度決算ベース）

・市税事務所（ビル葆光）賃借料　約 1.1 億円

・その他光熱水費等　約 0.5 億円

集約に伴う財政効果（①＋②）約△4.5 億円＋約 1.6 億円＝約△2.9 億円

税務職員数については他の政令指定都市との 10 万人当たりの人口比で比較した場合、他の政令指定都市平均 33.43 人に対して、京都市 40.27 人と他の政令指定都市平均より明らかに多い状況にあった。各区役所・支所を業務拠点として、業務分担を行っていたことが要因として考えられ、集約化による効率的な税務体制を構築することを目指していた。

市税事務所に集約化した結果、効率的な業務運営体制の確立により税務職員数を約 60 人削減及び市税事務所の賃借料等の運営経費の増加を差し引きした結果、約△2.9 億円の削減効果を引き出している。

人口 10 万人当たりの税務職員数に係る本市と他の政令指定都市平均との比較

	人口	税務職員数	人口 10 万人当たり税務職員数
京都市	1,472,578 人	593 人	40.27 人
政令指定都市平均（京都市除く 19 市）	1,357,160 人	453.7 人	33.43 人

※人口は、平成 24 年 10 月 1 日現在

※税務職員数は、平成 25 年度総務省定員管理調査（平成 25 年４月１日現在）によるもの

（京都市資料より抜粋）

本市における税務職員数の推移（各年度５月１日現在）

【上段：配置人数】

【下段：対前年差】

（単位：人）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
正職員	624	623	568	568
	―	△1	△55	―
再任用職員・嘱託職員	48	51	51	53
	―	＋3	―	＋2
計	672	674	619	621
	―	＋2	△55	＋2

（京都市回答資料より抜粋）

3 監査の結果

【意見】

滞納整理事務についても一層の効率化を図る観点から、市税事務所等へ徴収部門の業務を集約することを検討されたい。

（理由）

集約によって得られた利点として、効率化による職員数削減に伴う財政効果、職員の会議・研修への参加の容易性の確保などで即効性を得られている部分がある。長期的・継続的な観点からは、今後、研修やベテラン職員からのＯＪＴを通じて得られる部分に加えて、「スペシャリスト（専門家）養成コース」による職員の人材育成と専門性の向上が一層進んでいくことが期待されるところである。

以上のように、税務組織の効率化を図るため、平成 26 年 11 月から個人市民税（普通徴収）の賦課業務を、また平成 27 年４月から固定資産税（土地・家屋）の課税業務を市税事務所に集約し、一定の効果を上げている。今後も、複雑化する税制度への対応や、効率性の観点も踏まえ、現状を到達点とすることなく、引き続き、専門性の向上や、業務・組織の効率化に努められることを期待したい。

現時点において、徴収部門については業務の集約が行われていないが、今後滞納整理事務についても一層の効率化を図る観点から、市税事務所等へ業務を集約することを検討されたい。

第４ 個人住民税

1 個人住民税（市・府民税）の概要

個人住民税（個人の市・府民税）は、税金を負担する能力のある人すべてが均等の税額を納める「均等割」と、その人の所得に応じて納める「所得割」から成り立っている。

なお、個人の府民税は、納税義務者や課税所得金額などが個人の市民税と同じであるため、京都市が個人の市民税と併せて課税及び徴収を行い、京都府へ納めている。

1.1 納税義務者

毎年１月１日（賦課期日）の現況により判定

納税義務者	均等割額	所得割額
区内に住所がある人（※）	○	○
区内に事務所・事業所又は家屋敷がある人でその区内に住所のない人	○	－

※ 原則として区の住民基本台帳の記録によって判断。区の住民基本台帳に記録されていなくても、現実に区内に住所があるときには住所ありとみなして課税。

1.2 非課税制度

地方税法に定められた非課税の要件は下記の通りとなっている。この他、前年の総所得金額等の合計額（※１）から所得控除の合計額を差し引いた金額が 0 円以下である者は、所得割が課税されない。

(1) 均等割と所得割のどちらも非課税

①１月１日現在生活保護法による生活扶助を受けている者

②障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額（※２）が 125 万円以下（給与所得者の場合、年収 204 万 4 千円未満）である者

(2) 均等割が課税されない者

前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下である者

①控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合

35 万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族の数）＋21 万円

②控除対象配偶者及び扶養親族がいない場　　35 万円

(3) 所得割が課税されない者

前年の総所得金額等（※３）が、次の算式で求めた額以下である者

①控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合

35 万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族の数）＋32 万円

②控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合　　35 万円

※1　総所得金額等の合計額

総所得金額等から分離課税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の特別控除額を差し引いた後の金額

※2　合計所得金額

純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、特別控除前の長期譲渡所得の金額、特別控除前の短期譲渡所得の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額及び山林所得金額並びに退職所得金額（分離課税分を除く。）の合計額

※3　総所得金額等

合計所得金額から純損失又は雑損失の繰越控除をした後の金額

1.3 税額の計算と税率

計算方法

①個人市民税・府民税の年税額

所得割額＋均等割額＝個人市民税・府民税の年税額

②均等割額

納税義務のある者に均等に課税される。

市民税 3,500 円

府民税 2,100 円

平成 26 年度～平成 35 年度までの間、市民税・府民税それぞれ 500 円引き上げ

（東日本大震災を踏まえた防災施策対応）

平成 28 年度から府民税 600 円引き上げ（「豊かな森を育てる府民税」）

③所得割額

（計算式）

所得割額＝課税所得金額（千円未満切捨）×所得割の税率－調整控除額－各種税額控除等

課税所得金額	前年の所得金額－所得控除額
所得金額	所得の種類に応じて、収入金額から必要経費を差し引いて計算する
所得の種類	利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の全 10 種類
所得控除額	納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、配偶者や扶養親族の有無、また、病気、災害などによる臨時的な出費の有無等の個人的な事情を考慮して所得金額から差し引くことになっている。社会保険料控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、配

	偶者控除、扶養控除、基礎控除など
所得割の税率	市民税６％、府民税４％（平成 29 年度分まで）
調整控除額	所得税と個人住民税（市民税・府民税）の人的控除額の差による負担増加を調整する目的で、一定の方法により算出した額を個人住民税から減額するために設けられている
各種税額控除等	住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除など

1.4 分離課税の特例

所得割額の計算を行う際、原則、各種の所得を合計して計算が行われるが、退職所得、土地・建物等又は株式等を譲渡した場合の譲渡所得、上場株式等に係る配当等所得、先物取引を行った場合の雑所得などの所得割については、他の所得と区分して課税する分離課税の特例が設けられている。

1.5 申告

市内に住所を有する者は，原則、毎年３月 15 日までに１月１日現在の住所地を担当する市税事務所市民税担当へ市・府民税申告書を提出する（なお、平成 29 年度分から市・府民税申告書には、「マイナンバー（個人番号)」の記載が必要となる。申告の際には、「個人番号通知カード＋本人確認書類（運転免許証等)」又は「個人番号カード」によって番号の確認を行っている)。

但し、次の①～④に該当する者は申告する必要はない。

①所得税の確定申告をした者

②前年中の所得が給与所得だけで、給与支払者から給与支払報告書が提出されている者

③前年中の所得が公的年金等に係る雑所得だけで、公的年金等の支払者から公的年金等支払報告書が提出されている者

④前年中の総所得金額等の合計額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下の者

1.6 納付方法（徴収方法）

1.6.1 普通徴収

申告書などに基づき計算した税額を市税事務所から納税通知書によって納税者に通知する。６月、８月、10 月、翌１月の４回の納期に分けて納付（徴収）が行われる。

1.6.2 特別徴収

サラリーマンなどの給与所得者の市・府民税は、給与支払者から市税事務所市民税室法人税務担当へ提出された給与支払報告書に基づき税額を計算し､その税額を給与支払者(特別徴収義務者）と、給与支払者を通じて納税義務者に通知する。

給与支払者は、通知を受けた各人の税額を、６月から翌年５月までの 12 回に分けて、毎月の給与の支払をする際に給与から特別徴収し、翌月 10 日までに納入（徴収）する。

年度の初日（４月１日）現在、老齢基礎年金等（介護保険料が特別徴収されている年金が対象。但し、障害年金・遺族年金は除く）を受給されている 65 歳以上の者で、年金所得に係る市・府民税が課税される者については、厚生労働省などの公的年金の支払者（特別徴収義務者）が，年６回の年金支給の際に、市・府民税を特別徴収し、翌月 10 日までに納入（徴収）する。

1.7 減免

火事や地震などの災害に遭った時や生活保護を受けているなど特別の事情がある場合には、その事情に応じて、市税を減免する制度がある。

納税義務者が下の要件に該当する場合は,市税が減免されることがある。減免の申出は,原則として，指定された納期限までに減免申請書を提出する必要がある。

主な要件

・生活保護法の規定による保護を受けている者
・失業者
・震災等の災害を受けた者
・昨年度から所得が減少した者
・納税義務承継者で一定の所得以下の者
・障害者、寡婦（寡夫）又は被爆者で一定の所得以下の者
・勤労学生
・所得割の納税義務がない者
・総所得金額等の合計が 40 万円（扶養親族等がある場合は加算）以下の者

2 個人市民税課税の組織体制

普通徴収に係る個人市民税の賦課事務については、市税事務所（ビル葆光）に集約され、106 名で担当して行われている。

特別徴収に係る個人市民税の賦課事務については、市税事務所（井門明治安田ビル 5 階）において 20 名で担当して行われている。

3 個人市民税課税事務の流れ

3.1 当初課税処理

3.1.1 課税資料の提出

①給与支払報告書は事業者より給与支給年の翌年の１月 31 日を期限として書面または電子データ（eLTAX・光ディスク等）により報告（提出）される。

②確定申告（事業所得者の所得の申告、給与所得者の医療費控除・住宅ローン控除の還付請求など)(２月16日～３月15日)については国税庁からデータで市町村に送信される。

③市・府民税申告書（確定申告の義務がない者（年金所得 400 万円以下の者、給与以外の所得が 20 万円以下の者など)）は３月 15 日を期限として提出される。

3.1.2 課税資料のデータ化

書面で提出された課税資料からイメージデータ及び課税資料データを作成している。イメージデータについては，課税資料を税制課でスキャンして作成される。なお，イメージデータと課税資料との枚数チェックを行っている。課税資料データについては，市民税申告書は個人市府民税課税支援システムに職員が直接入力を行い，給与支払報告書は外部のパンチ入力業者に委託してパンチ入力により作成される。なお，入力内容はシステム上のエラー等によりチェックを行っている。

電子データで提出された給与支払報告書等の課税資料は eLTAX よりデータを個人市府民税課税支援システムに取り込み、確定申告書等の課税資料も国税連携システムを通じて個人市府民税課税支援システムに取り込んでいる。

3.1.3 宛名設定

賦課期日である１月１日の居住実態をもとに宛名データを作成している。

原則、１月１日に住民票がある者が課税対象であるが、住民票がない場合でも居住が確認できた場合、居住地で課税している（地方税法第 294 条第３項)。

課税資料のデータを個人市府民税課税支援システムへ取り込むごとに、住民基本台帳データを基に作成している宛名データと課税資料のデータをシステム上で自動で突合し、宛名データを課税データに紐付けをして、個人特定を行っている。システム上で突合できなかったデータについては、手動で宛名の特定を行っている。手動で宛名の特定を行っている件数は、約 29 万件となっている。

3.1.4 課税データの確定

課税資料をもとに、課税データの確定を行っている。

3.1.5 税額計算

課税資料から確定した課税データをもとにして税務オンラインシステムで税額を計算し、

市民税マスターを作成する。税額計算の結果については、個人市府民税課税支援システムにも反映させている。

3.1.6 納税通知

給与所得に係る特別徴収については５月中旬に特別徴収義務者（給与支払者）宛に特別徴収税額決定通知書を送付している。

普通徴収（年金所得に係る特別徴収を含む）については６月 10 日ごろに納税通知書兼税額決定通知書を本人宛に送付している。

普通徴収

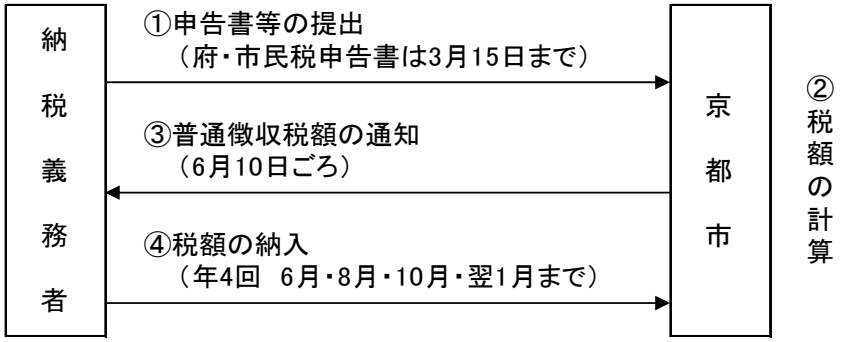

給与所得に係る特別徴収

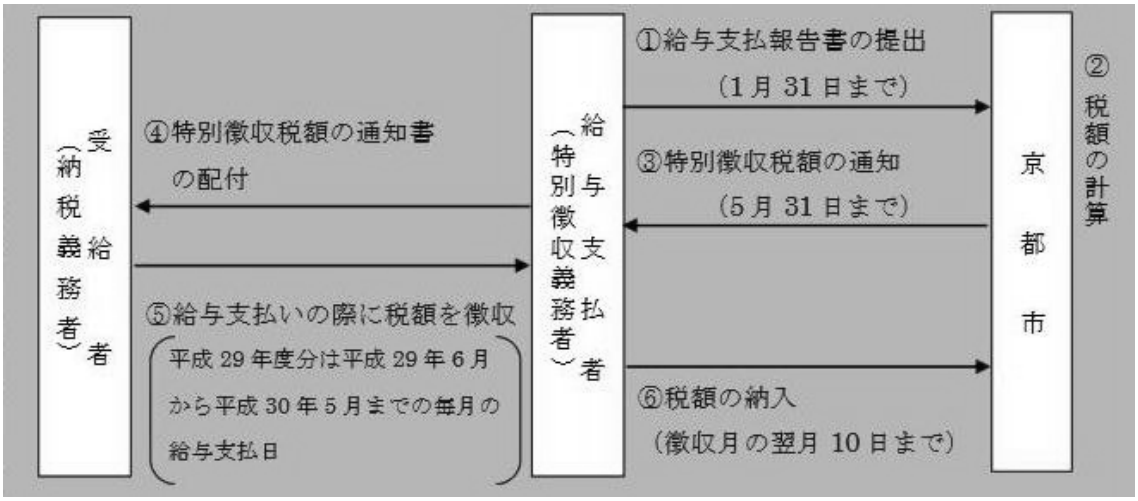

退職所得に係る特別徴収

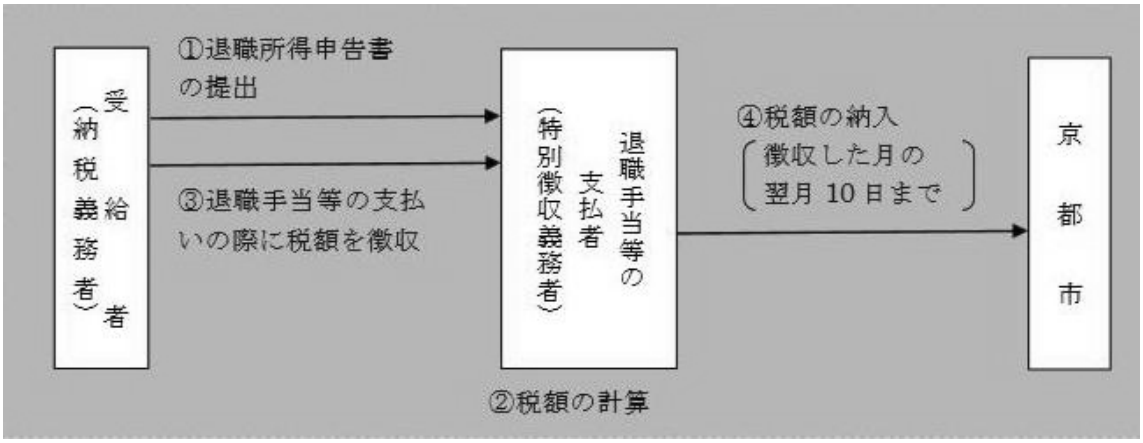

年金所得に係る特別徴収

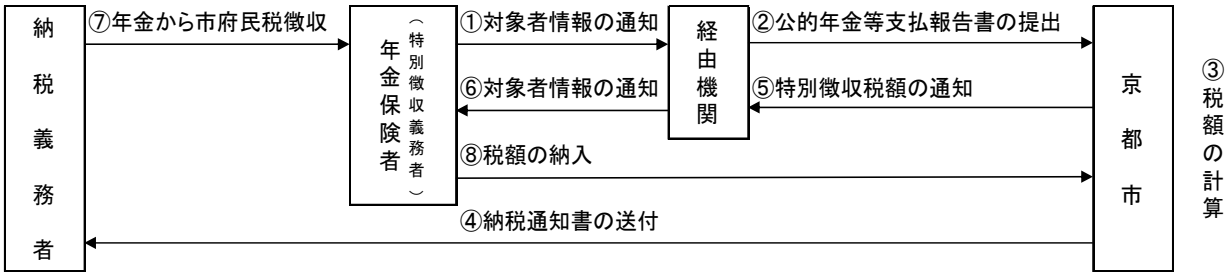

京都市個人市民税特別徴収実施率の推移（平成24年度～28年度）

年度	給与所得者数 ①	給与特徴納税者数 ②	特別徴収実施率 ②／①
24	495,683	349,014	70.41%
25	496,896	352,293	70.90%
26	498,415	360,165	72.26%
27	505,163	372,363	73.71%
28	511,943	383,141	74.84%

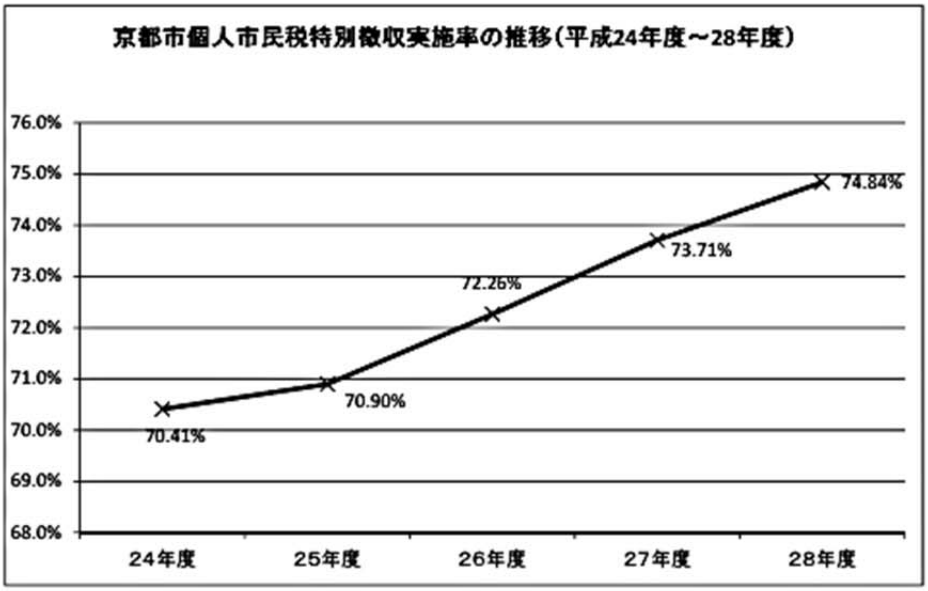

（京都市提供資料より抜粋）

3.2 月例処理（随時処理）

3.2.1 月例処理（随時処理）の対象

①申告時期以降に申告があったもの（当初課税に間に合わなかった、当初処理後）

②申告後修正があったもの
③給与からの特別徴収から普通徴収に変更したもの（退職等）
④普通徴収から特別徴収に変更したもの（就職等）
など、税額等の変更があったもの

3.2.2 月例処理（随時処理）の流れ
①申告書、給与支払報告書、異動届等が提出される。
②申告書、給与支払報告書はイメージデータを取り込む。
（確定申告書のデータは国税連携システムで送付されてくる）。
③パンチ入力（委託）により課税資料データを作成する。
④課税資料データをもとに、税額計算を行い、市民税マスターを修正する。
⑤決定された税額をもとに、税額変更通知書を作成し、毎月中旬頃に通知する。

3.3 平成 29 年度個人市・府民税特別徴収税額決定通知書に係る事務処理誤りについて

発生事案日	該当人数	内容	対応
平成 29 年５月 18 日	２名 （１事業所）	事業所への通知書の送付先を誤って過去の所在地に設定したもの（当該所在地に現在入居している事業者へ誤送付したもの）	誤送付の通知書は既に回収済み 対象者に対して説明のうえ謝罪を行った
平成 29 年５月 19 日	１名 （１事業所）	ある市民の方について、誤って雇用関係のない事業所の従業員として通知書を作成し、当該事業所に送付したもの	誤って作成した通知書は既に回収済み 対象者に対して説明のうえ謝罪を行った
平成 29 年５月 23 日	１名 （１事業所）	通知書の封入作業において、１つの封筒に２つの事業所の通知書を封入して送付したもの	誤送付の通知書は既に回収済み 対象者に対して説明のうえ謝罪を行った
平成 29 年５月 25 日	１名 （１事業所）	転勤していない者を転勤したとして処理し、異なる勤務先の従業員とした通知書を作成し、当該事業所に送付したもの	誤って作成した通知書は既に回収済み 対象者に対して説明のうえ謝罪を行った

再発防止策

事務処理手順を見直し、通知書の送付先及び内容が事業者からの届出どおりとなっているかについて再確認を徹底する、封入作業手順通りの作業を徹底するなどの再発防止策を講じることとしている。

（京都市提供資料より）

事務処理誤りのうち２件は、経験の浅い職員が行った事務処理によって引き起こされている。個人市・府民税特別徴収税額決定通知書には、マイナンバーを含む個人情報が記載されている（なお、マイナンバーは地方税法第 43 条に準拠した記載事項とされている)。但し、平成 30 年度からは、当面の間、書面で通知する場合は、マイナンバーを記載しない予定となっている。

担当者ごとに市民税課税データ一覧（中間異動対象リスト）が出力されている。中間異動対象リストについて、従来、担当者がチェックし、時間をおいて同じ担当者が再度チェックを行うといった体制になっていた。上述のような事務処理について誤りが発生した背景には、チェックに他人の目を介在していないため、担当者本人が事務処理を正しいと誤認した状態であったことにより、このような結果につながったと想起される。

事務処理誤りの発生を受けて、以下の改善を行っている。

一点は､チェックを担当者本人と別の担当者の計２名で確認している点である｡例えば、個人市・府民税特別徴収税額決定通知書を発送する際に、課税通知書発送対象事業者リストに基づいて担当者本人と別の担当者がチェックを行い、リスト確認後に各自押印している。これにより別の担当者という他人の目を介在することを実行出来ている。

もう一点は、個人市・府民税特別徴収税額決定通知書に係る事務処理を税務職員版ＯＪＴサポート制度の対象とした点である。税務職員版ＯＪＴサポート制度とは、税務職員としての能力を高めていくために、課長等を中心に具体的な到達目標に応じた実務能力の習熟を促し、職場を挙げてＯＪＴ（具体的な業務を通じた指導・育成）を実施する制度である。税務職員版ＯＪＴサポート制度の概要は、原則、初任期（１年目）の対象職員に対して、サポーターとして２～３年目の先輩職員を付けて、日常業務において助言・指導を行い､業務別の経験年数に応じた具体的な到達目標への到達に向けて､課長等が対象職員と、到達目標に応じた実務能力の習熟度を確認・共有し、支援するものである。今回のような事務処理もＯＪＴサポート制度の対象とすることで、経験の浅い担当者であってもサポーターである先輩職員の助言・指導を仰ぎながら処理を実行するように改善している。

4 個人市民税の推移

市税収入の推移

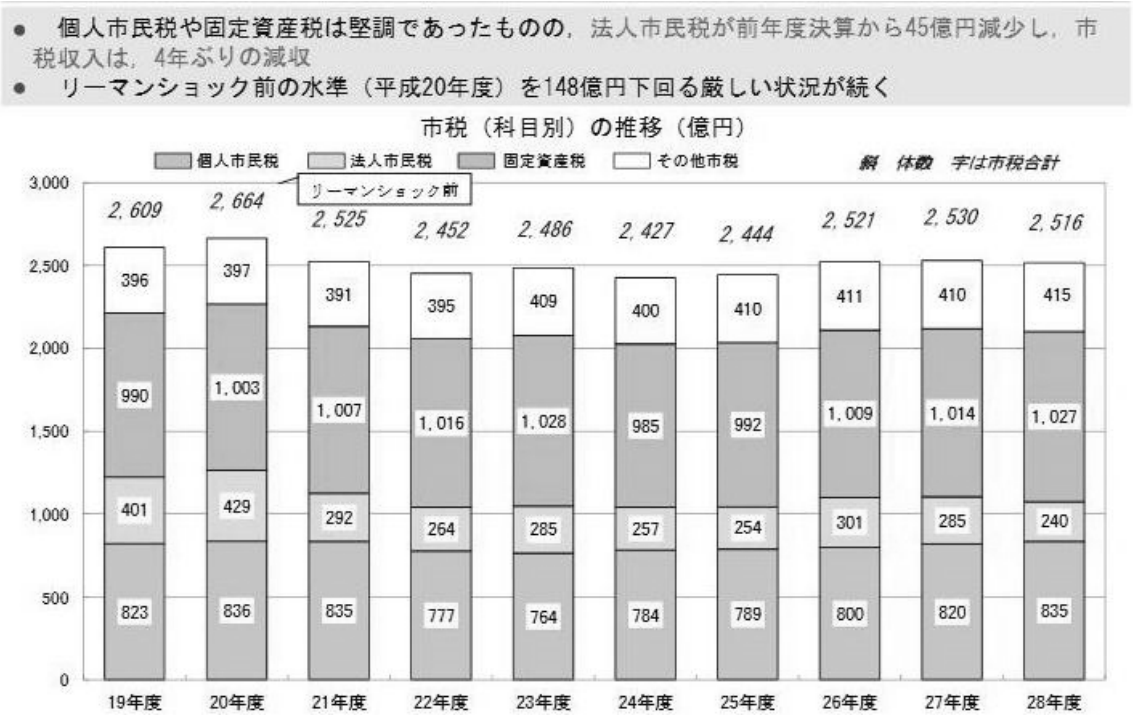

（京都市「平成 28 年度決算参考データ集」より抜粋）

5 個人市民税における包括外部監査の手法と手続き

5.1 個人市民税の監査に関する考え方

個人市民税は、京都市内に住所や事務所、事業所などがある個人を納税義務者として課税される税金である。京都市が課税資料から課税標準及び税額を算出し、これを納税義務者に通知することにより算出された税額を納付する賦課課税方式をとっている。

個人市民税は、平均的に京都市における市税収入の約３割を占めており、固定資産税の次に多い税額となっている。課税資料の収集、課税資料の取扱い状況、調査手法などの個人市民税における事務の執行が適正であるか否かを監査する必要がある。

5.2 具体的な監査の要点

(1)合規性

個人市民税に係る事務が、法令等に準拠して執行されているか。

(2)経済性・効率性

個人市民税に係る事務が、経済的・効率的に執行されているか。

(3)有効性

個人市民税に係る事務が、所定の目的を達成し、また、効果を上げているか。

(4)公正性・正確性

個人市民税に係る事務が、公正かつ正確に行われているか。

5.3 主な監査手続き

(1)個人市民税の事務運用の実態の把握

(2)個人市民税の事務運用の法的根拠の検討

(3)監査の対象となる個人市民税における個別的な抽出（監査対象の抽出）

(4)抽出した事案等の確認（抽出した事案の申請書類、実績報告書等の関係書類）

(5)個人市民税に関連する部署への資料の閲覧及び質問（ヒアリング）を順次実施

(6)質問等を実施した結果、問題点を抽出、監査結果のまとめ

6 個人市民税における監査結果

6.1 事業所等に対する均等割課税

6.1.1 個人住民税の均等割の意義

個人住民税の根本には、応益課税という考え方がある。応益課税とは、各々が行政サービスから受ける便益に応じて課税すべきであるという考え方である。地方公共団体と何らかの接点を有する個人は、有形・無形の様々な行政サービスを受けており、それに対する費用について対価を負担するという応益課税の考え方に従って課税されている。その中でも均等割は基礎的な行政サービス（消防・清掃など）の対価を等しく負担するものであり、個人住民税の基礎的かつ根幹をなす部分であると言える。

現在、京都市の個人市民税の均等割額は 3,500 円となっている。本来の均等割額は 3,000 円である。個人市民税の均等割額が 500 円引き上げられている理由としては、東日本大震災を踏まえて、地方公共団体が実施する防災事業に要する費用の財源を確保するためであるとされ、引き上げ期間は平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とされている。なお、個人府民税の均等割額も同様の理由により 500 円引き上げられている。また、個人府民税については、平成 28 年度から「豊かな森を育てる府民税」として、さらに 600 円引き上げられている。

市町村に住所を有する個人、住所はないが事務所・事業所又は家屋敷を有する個人を納税義務者として、均等割を課すことが定められている。

事務所・事業所又は家屋敷を有する個人についても居住者同様に有形・無形の行政サービスの恩恵を受けていることには変わりはない。

6.1.2 調査件数の推移

＜課税に係る調査の件数＞

調査内容	調査先	29 年度	28 年度	27 年度	26 年度	25 年度
家屋敷等課税の実態調査	事業所等	2,971 件	3,509 件	3,886 件	4,934 件	3,744 件

※年度は課税年度ごとで表示

※地方税法第 315 条に基づく調査や課税捕捉のための調査を除く

（京都市提供資料を加工）

過去５年度の家屋敷等の課税対象の実態調査では、１課税年度ごとに平均約 3,800 件のペースで行われている。実態調査の件数は、課税年度を追うごとに徐々に減少する傾向が見られる。

事業所等への均等割課税については、「京都市ＨＰ」・「わたしたちの市税」で周知を行っている。しかしながら、事業所等へ均等割が課されること及び区外居住者用事業等申告書（申告については任意規定）については存在そのものが浸透していないことも一因にある

ように考えられる。一例として、大阪市ＨＰにおいては、概要や納税義務者の説示がなされており、区外居住者用事業等申告書のダウンロードも出来るように整備されている。京都市ＨＰにおいては、概要等の情報が準備もされていなかった。周知不足である懸念が拭いきれない状況であると言える。

＜参考条文＞
地方税法第 317 条の２第７項（市町村民税の申告等）
　市町村長は、市町村民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、第 294 条第１項第２号の者に、賦課期日現在において有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

京都市市税条例第 28 条第６項（市民税の申告等）
　市長は，市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第 17 条第１項第２号に掲げる者に、賦課期日現在において有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

6.1.3 課税対象者の把握
　市内に事務所・事業所を所有する個人と、家屋敷を所有する個人とは、課税対象者の把握するアプローチや方法などにおいて異なる部分が多いと考えられる。そのため、区分して記載をしている。

(1)事業所・事務所
　事業所・事務所を所有する個人（賃貸による場合を含む）である課税対象者を確認する方法として、下記の方法に依っている。
　①保健福祉局から情報提供された飲食店営業届のリストをもとに、新たに事業所等を所有した可能性のある者を把握して、課税対象者であるかの確認
　②税務署に提出される書類等の調査を行うことにより課税対象者であるかどうかを確認
　③給与支払者の情報を基に対象者を抽出し、税務調査により確認
　対象物件が把握できた場合、事業所等について下記のようなお尋ね文書を発送している。

平成　　年　　月　　日

様

京　　都　　市　　長
（担当：市税事務所市民税第　担当）
（公印省略）

市・府民税に関する調査について（お尋ね）

平素は本市の税務行政に御理解，御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて，市・府民税には，個人の住所のある（原則として住民票のある）市区町村において均等割と所得割を課税するもののほかに，住所のない市区町村に個人の事務所，事業所又は家屋敷のある場合に，地方税法第 294 条第 1 項第 2 号に基づき，均等割のみが課税されます。

なお，京都市は政令指定都市であるため，京都市内の各区の区域は，ひとつの市の区域とみなします（地方税法第 737 条第 1 項）。

したがって，　　区内に住所がない方で，　　区内に事務所，事業所又は家屋敷がある方は，市・府民税のうち均等割のみが課税されます。

つきましては，お手数をおかけしますが，あなたが経営されている事務所，事業所等（店舗等を含む。）又はあなたの家屋敷について，別紙に御記入のうえ，　　月　　日までに返送してくださいますようお願い致します。

問合せ先
〒６０４－８１７５
京都市中京区室町通御池南入円福寺町３３７
ビル篠光（しのこう）　　階
京都市市税事務所市民税第　担当
担当
☎０７５－　　－

別紙

平成　　年　　月　　日

（宛先）京都市長

次のとおり回答します。

1　平成　　年１月１日現在の住所等

住所（生活の本拠地，住民票のあるところ）	〒
氏名	
生年月日	年　　月　　日
電話番号	（　　）　　－

2　事務所・事業所等を有する方

事務所・事業所等を有する住所	〒 京都市　　区
電話番号	（　　）　　－
屋号	
個人・法人の別（該当する方に○をつけてください。）	個　人　・　法　人
開業年月日	年　　月　　日
廃業（又は法人化）した場合はその年月日	年　　月　　日
事業譲渡の場合は譲渡年月日と譲渡先	年　　月　　日 譲渡先住所 譲渡先氏名

3　家屋敷を有する方

家屋敷の住所	〒 京都市　　区
電話番号	（　　）　　－
居住状況（目的）	□ 賃貸　□ 別宅又は別荘　□ その他：具体的に記載してください。（　　）

4　その他の事務所・事業所等，家屋敷について

上記２又は３以外にも，京都市内に事務所・事業所等又は家屋敷がある場合は，その所在地等	〒 京都市　　区

（京都市提供資料より抜粋）

また、市内にあるショッピングモールを無作為に１施設指定し、その施設に出店しているテナント店舗を運営している個人事業者の事業所等（８店舗）の均等割の課税状況についてサンプル調査を実施した。結果については下記の通りとなっている。

①事業者の住所と事業所の所在地が同一区内のため、均等割課税対象外の店舗　３店舗

②事業者の住所が区外であるが、均等割非課税に該当する店舗　１店舗

③課税対象の把握ができていなかったため、課税されていなかった店舗　４店舗（内、飲食店１店舗）

なお､課税対象の把握ができていなかったため､課税されていなかった店舗については、今後調査を行っていくとの回答を受けている。

(2)家屋敷

家屋敷については、課税対象の把握が難しく、効果的な調査が行われていない状況にあるとの回答を受けている。

平成 25 年の京都市空き家対策検討委員会の空き家についての資料によると、平成 20 年住宅・土地統計調査における京都市の空き家率は 14.1％と全国平均を上回っている。二次的住宅（別荘・セカンドハウスになっている住宅）の件数も、7,190 件にのぼっている。空き家の種類別の内訳では、二次的住宅として利用されている率が 6.5％となっており、政令指定都市の中でも２番目に高い水準となっている（なお、平成 25 年住宅・土地統計調査においても二次的住宅は 5,400 件となっている)。

京都市に二次的住宅が多い理由としては､移住やセカンドハウスを求める人々にとって、東京などの首都圏の価格帯と比較した場合の価格の安さ、寺社仏閣等を始めとする歴史的な文化遺産・観光資源を数多く有する観光都市としてのブランド力の高さなどが理由であると考えられるところである。

町家に代表される戸建て住宅も非常に人気が高いこともさることながら、京都市中心部の田の字地区などのブランド力の強い地域では、一戸当たりの分譲価格１億円以上のいわゆる億ションと呼ばれる高級マンションも多数存在し、マンション購入契約者のうち市外に居住している者も少なくないことが推認される。

外部監査人側で無作為に抽出した複数のマンションを指定し、マンションの入居戸数、住民票の有無による居住実態等の状況についてサンプル調査を実施した。サンプル調査の結果、デベロッパー保有分を除いた住民票がない割合（居住者以外の割合）が約 40～60％という高い割合となっている（但し、住民票がない戸数については、収益物件として賃貸に出されているものも含まれている可能性は否定しえない)。

＜家屋敷の定義＞

「家屋敷」とは、自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けられ

た独立性のある住宅をいう。家屋敷は、常に居住し得る状態にあるものであれば足り、現実に居住していることを要しない。したがって、別荘、別邸等のようなものも含まれる。これに反し、他人に賃貸する目的で設けられているもの又は現に他人が居住しているものは該当しない。また、自己の所有に属するものであるか否かを問わないものであるとともに、家屋敷であるためには、独立した家屋であることが必要であり、間借りのような場合は含まれない。

（（一財）地方税務協会「住民税逐条解説」より抜粋）

＜参考条文＞

地方税法第 294 条第１項第２号（市町村民税の納税義務者）

市町村内に事務所，事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

京都市市税条例第 17 条第１項第２号（市民税の納税義務者等）

本市の区域内に事務所，事業所又は家屋敷を有する個人で本市の区域内に住所を有しない者

＜マンションの戸数等の一覧表＞

マンション名	入居戸数	住民票のある戸数（居住者）	住民票のない戸数（居住者以外）	住民票のない割合（※）
マンションＡ	49 戸	28 戸	21 戸	42.8％
マンションＢ	97 戸	51 戸	46 戸	47.4％
マンションＣ	10 戸	４戸	６戸	60.0％
マンションＤ	44 戸	22 戸	22 戸	50.0％
マンションＥ	３戸	４戸	０戸（推定）	0.0％
マンションＦ	12 戸	７戸	５戸	41.6％

※住民票のない戸数／入居戸数で計算、小数点２位以下の端数切捨

(注)入居戸数については平成 29 年１月１日時点の固定資産課税台帳より抽出

（京都市提供資料を加工）

【指摘事項】

課税の公平を期するため、市内に事務所、事業所及び家屋敷を有する個人に対する均等割の課税漏れを防止するための更なる施策が望まれる。

（理由）

＜事務所・事業所＞

市内にある戸建て又は間借りのような形式である場合、事務所・事業所の把握が容易でないことは思料される。

しかし、ショッピングモールのサンプル調査からは、ショッピングモールのような職住一体ではないことが明らかな区画であっても事業所等の把握について十分な精度があると言えない。サンプル調査によって、今回判明した均等割が課税されていなかった店舗についてこれから調査が行われるとのことであった。

仮に、市内全てのショッピングモールなどの商業施設のサンプル調査を実施した場合、相当数の課税漏れが確認されることが想起される。そのためにも職住一体でないと想定される施設の調査が今後必要である。

サンプル調査の結果、課税されていなかった店舗の中に飲食店も含まれていた。京都市ＨＰ「食品衛生法に基づく営業許可施設一覧」においても該当店舗を確認出来た。他にも課税が漏れている飲食店の有無を確認するために、飲食店営業届のリストの再確認をする必要性がある。

また、飲食店営業届や税務署提出の開廃業届だけでなく、他のリストを参照にすることも視野に入れていくことが必要であると考えられる。京都市では飲食店営業届以外にも各種の申請書・届出を行うことになっている。例えば、美容所開設届、理容所開設届、旅館業許可申請届などを挙げることが出来る。京都市からは飲食業営業届のリスト以外の申請書・届出のリストを活用していないとの回答を受けており、せっかくの飲食店以外のリストの情報を活かせていない。京都市策定の職住共存地区整備ガイドプランに基づく職住共存地区（いわゆる田の字地区のあんこの部分に位置する地区）などのように職住一体である地域も少なくないが、飲食店営業届のリスト以外のリスト活用によってショッピングモール以外の事業所等の把握に十分資する可能性が高いものと考えられる。

既存リストの活用と併せて、必要があると認められる場合に各種の申請書・届出リストの活用を検討すべきである。

＜家屋敷＞

区外の個人の所有状況の把握が十分ではなく、均等割課税が適正に行われているとは言えない。サンプル調査の結果によると、純粋に居住するために購入されたものだけでなく、二次的住宅（別荘・セカンドハウスになっている住宅）として利用されている物件も一定数存在していると推察される。

しかしながら、固定資産税については課税業務が行われている実状がある。所有者の住所と家屋敷の住所が明らかに異なっていれば賃貸である可能性は低くないが、二次的住宅の可能性があるとの推察は難しくない。

一例として、マンションでは管理組合があることが多く、居住者が管理組合の役員として選出される仕組みとなっている。賃借して居住している場合、役員として選出されない。

そのため、管理組合は賃借人であるか否かを把握しており、賃貸か否かを確認する方法としては管理組合に確認することも有効な方法である。

事業所等についてのお尋ね文書には、家屋敷についての欄もあるため、管理組合に対して事業所等についてのお尋ね文書を送付することによって、賃貸に出されている物件を把握し、二次的住宅となっている家屋敷の発見の一助になると考えられる。

また他にも、固定資産税のデータ等を活用し、物件所在区以外に所有者の住所がある場合、お尋ね文書の送付等を行うことにより、戸建住宅や集合住宅の区別なく、空き家となっている家屋敷などの課税客体を把握する方法なども考えられる。

6.2 所得不明者・無申告者の調査

6.2.1 所得不明者・無申告者の調査対象基準

地方税法第 315 条において、所得があるにもかかわらず申告書の提出がない場合等は、市町村は独自の調査に基づいて所得の算定を行うこととされており、京都市でも独自の調査を行っている。

当該調査の１つである所得不明者・無申告者の調査対象の基準についてヒアリングしたところ、調査対象の抽出条件について近年は見直しを行っていないとの説明を受けている。

平成 25 年度に見直しがあった時点を最終見直し時期と捉えると、4 年度ほど見直しを行っていないことになる。

＜所得不明者・無申告者の調査対象の基準＞

1 賦課期日に住民登録あり、１年以上住定のある者(※１)

(1)前年又は前々年に課税データがあり、最新年度の課税データの状況が生活扶助者非課税又は生活保護者減免でない者

(2)当該年度分の一般課税データがない者

(3)年齢 23 歳以上 60 歳未満の者

(4)控除対象配偶者又は事業専従者でない者

(5)被扶養者又は事業専従者でない者

(6)対象者リスト出力日の前月末現在、住民登録のある者（死亡、市外転出等による除票分を除く）

2 前年中に京都市外から転入した者で、賦課期日に住民登録があり、1 の(2)～(6)の条件をすべて満たす者

3 当該年度当初申告時期に個人住民税申告書を京都市から発送している者で、次の条件をすべて満たす者

(1)当該年度分の一般課税データがない者

(2)控除対象配偶者又は事業専従者でない者
(3)被扶養者又は事業専従者でない者
(4)対象者リスト出力日の前月末現在、住民登録のある者（死亡、市外転出等による除票分を除く）又は京都市内に住所のある住登外者（※２）

4 前年度分の課税データがある者で、賦課期日に住民登録がある者、もしくは京都市内に住所のある住登外者で、一般課税データのない者
上記の条件で対象者リストを作成し、一定の手順で調査事務を進めている。

※１　１年以上住定のある者とは、京都市内に住所を定めてから１年以上の者
※２　京都市内に住所のある住登外者とは、京都市内に住民登録はないが、京都市内に実質的に住所がある者

（京都市提供資料を加工）

＜参考条文＞
地方税法第 315 条（所得の計算）
市町村は、第 294 条第１項第１号の者に対して所得割を課する場合においては、次の各号に定めるところによって、その者の第 313 条第１項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定するものとする。
一　その者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。
二　その者が前号の申告書を提出せず、かつ、政府が同号の決定をしない場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

【意見】
所得不明者・無申告者の調査対象の基準については、実状に沿った調査対象者の把握に資するために必要とされる見直しを行い、基準の改訂時期を明記するように努めるべきである。
（理由）
税制改正に伴って抽出基準を見直しすることは当然であるが、その他にも社会情勢やライフスタイルの変化に応じて見直しも必要なのではないかと考えられる。
一例として、年金受給年齢が段階的に 65 歳に引き上げられることが現実に行われており、かつ新聞報道等によると今後 70 歳に引き上げられることも予想される。少なくとも現状で

年金受給年齢65歳まで段階的な引上げが行われていることに連動して65歳まで働くことを選択するもしくは選択せざるを得ない者が増加することは容易に想起される。このことにより所得を得ている可能性がある者が65歳まで拡大していると推察される。

現在、抽出基準は23歳以上60歳未満の者と設定されている。抽出基準が現状のままでは60歳以上65歳未満の者の所得がある者を初めから除いており、捕捉対象として不十分となる蓋然性が高いと考えられる。

時代の変遷とともに生活基盤に影響が大きい事象は増加すること、逆に減少することも大いに考えられる。調査対象の抽出基準について定期的に検討を行い、必要に応じて見直しを行うことにより実状に沿った調査対象者の把握に努めるべきである。

6.2.2 申告書発送件数の推移

＜所得不明者・無申告者の調査の状況一覧＞

年度	申告書発送件数	申告書等提出	所得なし連絡（処理不要）	連絡なし件数	課税件数	市民税額【増額分】
28	2,993人	587人	734人	1,672人	295人	18,269,120円
27	1,513人	374人	295人	844人	254人	16,429,400円
26	5,565人	1,108人	1,939人	2,518人	498人	30,635,700円
25	7,478人	1,406人	2,563人	3,509人	629人	36,861,000円
24	12,122人	1,546人	4,202人	6,374人	680人	44,548,800円

年度	申告書発送件数	課税件数	発送件数当たり課税件数（※１）	市民税額【増額分】	発送件数当たり市民税額【増額分】（※２）
28	2,993人	295人	9.8%	18,269,120円	6,103.9円
27	1,513人	254人	16.7%	16,429,400円	10,858.8円
26	5,565人	498人	8.9%	30,635,700円	5,505.0円
25	7,478人	629人	8.4%	36,861,000円	4,929.2円
24	12,122人	680人	5.6%	44,548,800円	3,675.0円

※１　課税件数／申告書発送件数で計算、小数点２位以下の端数切捨

※２　市民税額【増額分】／申告書発送件数で計算、小数点２位以下の端数切捨

（京都市提供資料より加工）

所得不明者・無申告者に対して申告書の提出を促すために行っている申告書の発送件数は、過去５年度で概ね減少する傾向にある。発送件数の減少に連動して、申告書の提出件数、課税件数、市民税額【増額分】についても年度を追うごとに減少する傾向にある。一方で、申告書の発送件数当たりの課税件数及び市民税額【増額分】については、年度を追うごとに増加する傾向にある。

申告書発送件数が年々減少している理由としては、①近年、毎年納税義務者が増加傾向にあり、給与支払報告書の提出件数も年々増加している状況となっていることから調査対象者の件数自体が減少していること、②効率的な調査を行うために調査対象リストに記載の者のうち、申告義務がないと推定される者については調査対象としていないことなども要因と考えられるとの回答を受けている。発送した申告書の送付先は、所得の種類や地域等を絞り込むといった手法は採用されていないとの回答を受けている。

所得不明者・無申告者の調査対象の基準に該当する者の場合でも、10 月の申告書の発送について、効率的な調査の実施及び課税につながる割合を上げることを目的として、前々年･前年以前からずっと申告書を発送していても連絡がつかない者もしくは連絡がない者、所得が低い者については明示の規定などはないが、申告書の発送を省くといった判断基準があるとの説明を受けている。申告書は発送するが、所得がない者や所得が低い者など非課税となることが明らかな場合については電話連絡等による確認によって終了する場合もある。

【指摘事項】

申告書の発送を省く基準として、申告書を送付したが反応がなかった者へは申告書を送付しないとされていることについて、反応がなかった者に所得がある可能性が否定出来ないため、所得に関する確認・調査を行った上で、課税対象であるか否か、申告書を発送する者であるか否かを判断すべきである。

（理由）

所得不明者・無申告者に対する申告書の発送件数について、前年以前からずっと申告書を発送していても連絡がつかない者もしくは連絡がない者の場合、単なる無申告である可能性も否定することができない。連絡がつかない者もしくは連絡がない者については、申告の催促以上の調査を行っていないとの説明も受けている。

効率性の観点からは、むやみに申告書を発送することに比べて、発送に係る諸費用の節減及び課税対象である者に絞り込むことで申告不要な者を当初から除く効果を期待出来る点で評価出来る。

しかしながら、連絡がつかない者もしくは連絡がない者に対して、申告書の発送がなくなれば、申告しなければいけないというプレッシャーが余計に薄れてしまうことにつながりかねない。確認・調査を行った上で、最終的に発送の有無を判断すべきである。

6.3 給与所得に関する市府民税の特別徴収

個人市民税の滞納事案の中で、特別徴収義務者である給与の支給者が、特別な事情もなく特別徴収を行っていないケースが散見された。このことが、個人市民税の滞納案件発生の一因と考えられる。

給与所得に関する市府民税の徴収については､平成 30 年度から京都府及び府下全市町村

と共同で一斉指定を実施して特別徴収の徹底を図ることとしている。

一斉指定の実施に当たっては、普通徴収が認められる府下統一基準に該当しない限り、事業主の意思にかかわらず特別徴収することとなる。

【意見】

平成 30 年度から開始される特別徴収を行わない給与支給者に対する一斉指定の実施については、各関係機関が連携し、幅広い広報を行うことにより周知徹底を図られたい。

6.4 過年度の包括外部監査で【指摘事項】の付された項目について

（市税に係る軽減措置－２）

指　　摘　　事　　項
第２章　市税に係る軽減措置 第４　監査結果 ２．個人の市民税 （１）市税条例第 35 条の運用 ⑤　市税条例第 35 条第２項の「市長が必要があると認める場合」の要件等 **【指摘事項】**　市税条例第 35 条第２項の「市長が必要があると認める場合においては」との要件は通知等ではなく規則（施行細則）において可能な限り具体的に定めることを検討されたい。

講　　じ　　た　　措　　置
指摘の趣旨を踏まえて検討したところ，市税条例第 35 条第２項の規定による軽減措置の要件は，基本的に，既に全て条例により定められ，例外的な取扱いをすべき場合について，「市長が必要があると認める場合」という定めを設けており，現段階で類型的に規則化すべきものはなかった。今後定めるべき対象が生じる場合には，規則に可能な限り具体的に定めていく。

（京都市・平成 27 年 12 月 28 日監査公表第 715 号より抜粋）

京都市市税条例第 35 条第２項には、「市長が必要があると認める場合」という記載がある。しかし、現状「市長が必要があると認め」ない場合が発生しておらず、各号に定める要件に照らして減免を行っている状況である。今後、同項各号に該当するケースで、「市長

が必要があると認め」ない対象が生じる場合には、可能な限り規則化し、具体的に定めていくとの説明を受けている。

監査年度において、特に問題は見受けられなかったが、今後、該当事案が発生した場合に経過を観察することが必要である。

第５ 法人市民税

1 法人市民税の概要

法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人のほか、法人格をもたない社団等にも課税される税金で、法人の規模に応じて課税される「均等割」と、法人税の額に応じて課税される「法人税割」とがある。

1.1 納税義務者

法人市民税の納税義務者は、次のとおりである。

納税義務者の区分	納めるべき税	
	均等割	法人税割
(1) 市内に事務所又は事業所がある法人	○	○
(2) 市内に事務所又は事業所はないが，寮又は宿泊所などがある法人	○	
(3) 市内に事務所，事業所，寮，宿泊所等がある公益法人等で収益事業を行わないもの	○	
(4) (1)，(3) のうち，法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課されるもの（受託法人としての納税義務）		○
(5) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で，市内に事務所又は事業所があるもの（受託法人としての納税義務）		○

(注 1) 上記 (1) には，公益法人等又は法人でない社団等で収益事業を行うものが含まれます。
(注 2) 上記 (3) の中には，均等割が非課税又は課税免除となるものもあります。

（「わたしたちの市税 平成 29 年度版」より）

1.2 税額の計算

法人市民税の税額の計算は、次のとおりである。

税額＝①均等割額＋②法人税割額

①均等割額＝（事務所又は事業所を有していた月数/12 ケ月）×税率

②法人税割額＝課税標準となる法人税額×税率

1.3 税率

(1)均等割の税率

法人市民税の均等割の税率は、次のとおりである。

法人の区分		区内の従業者数（※1）	
		50人以下	50人を超える
ア 資本金等の額（※2）を有する法人	(ア) 1,000万円以下である法人	年額 50,000円	年額 120,000円
	(イ) 1,000万円を超え，1億円以下である法人	年額 130,000円	年額 150,000円
	(ウ) 1億円を超え，10億円以下である法人	年額 160,000円	年額 400,000円
	(エ) 10億円を超え，50億円以下である法人	年額 410,000円	年額 1,750,000円
	(オ) 50億円を超える法人		年額 3,000,000円
イ 資本金（出資金）の額を有しない法人及び公共法人等（一般社団（財団）法人及び人格なき社団等を含む）		年額 50,000円（※3）	

※1 従業者数とは，区内に有する事務所又は事業所等の従業者数の合計数です。

※2 均等割の税率区分の基準となる期末現在の「資本金等の額」とは，次の①と②を比較し，大きい方の額となります。ただし，法人税割の税率区分を判断する場合は，均等割のような大小比較は行わず，①の金額を用います。

① 法人税法上の資本金等の額（注）－ 無償減資等による欠損てん補額 ＋ 無償増資額

② 「資本金 ＋ 資本準備金」 又は 「出資金の額」

（注）法人税法第2条第16号又は17号の2に規定する（連結個別）資本金等の額で，同法施行令第8条又は第8条の2に規定する加算・減算後の合計額

※3 相互会社を除き，資本金の額又は出資金の額がない場合，資本金等の額に関わらず，税率は「資本金（出資金）の額を有しない法人及び公共法人等」の5万円となります。

（「わたしたちの市税 平成29年度版」より）

(2)法人税割の税率

法人市民税の法人税割の税率は、次のとおりである。

法人税割の税率　11.9%

ただし,次のアとイの両方の条件に該当する中小法人等の場合は,軽減税率の 9.7%になります（法人課税信託の受託法人である場合，又は清算確定申告（※）などを行う場合，軽減税率は適用されません。）。

なお，平成 26 年 9 月 30 日以前に開始した事業年度については，11.9%を 14.5%に，9.7%を 12.3%に読み替えた税率を適用します。

ア　次のいずれかに該当する場合

（ア）資本金等の額が 3 億円以下である法人

（イ）資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）

（ウ）人格のない社団等

イ　課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（2 以上の市町村において事業所等を有する法人等については，関係市町村に分割する前の額）が年 1,600 万円以下である場合

※平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した法人が行う申告です。

（「わたしたちの市税 平成 29 年度版」より）

1.4 申告と納税

法人市民税は、それぞれの法人が定める事業年度が終了した日等から一定期間内に、法人がその納付すべき税額を計算して申告し、その申告した税額を納付する。

主な申告の種類	申告及び納付期限，納付税額
確定申告	（申告及び納付期限） 事業年度終了の日の翌日から原則として２箇月以内 （納付税額） 均等割額と法人税割額の合計額 ただし，当該事業年度についてすでに中間（予定）申告・納付を行っている場合は，その中間（予定）申告の税額を差し引いた額
中間（予定）申告 （注） 法人税の予定申告税額が10万円を超える普通法人が申告納付します。	（申告及び納付期限） 事業年度開始の日以後６箇月を経過した日から２箇月以内 （納付税額） （1）予定申告 前期確定申告法人税割額の6箇月相当の額と，事業年度開始の日以後6箇月の期間において事務所等を有していた月数に応じて計算した均等割額との合計額 （2）仮決算に基づく中間申告 事業年度開始の日以後6箇月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額と，当該期間において事務所等を有していた月数に応じて計算した均等割額との合計額

（「わたしたちの市税 平成29年度版」より）

京都市における平成 27 年度における法人市民税の申告件数は次のとおりである。

平成 28年度基本件数表（法人市民税）

H28.8.3

番号		項目	基礎	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	京北	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	計
1		法人数	27年度	2,608	2,942	3,968	7,098	1,830	2,667	6,234	4,240	3,925	99	1,657	752	4,040	1,156	479	43,695
内訳	1-1	単独法人数	〃	2,396	2,666	3,539	5,349	1,575	2,292	4,124	3,064	3,423	89	1,480	678	3,037	994	411	35,117
		うち均等割のみ法人数	〃	1,787	1,961	2,576	3,807	1,101	1,652	2,868	2,040	2,463	68	1,073	502	2,016	700	303	24,917
	1-2	分割法人数	〃	212	276	429	1,749	255	375	2,110	1,176	502	10	177	74	1,003	162	68	8,578
		うち均等割のみ法人数	〃	129	162	230	783	144	187	810	462	217	3	80	38	358	79	35	3,717
2		設立・解散等異動届件数	〃	465	599	751	1,852	387	446	1,957	800	756	16	344	156	956	205	101	9,791
3		申告等区分合計数	〃	3,211	3,659	4,979	10,042	2,334	3,473	9,909	6,565	5,179	122	2,126	934	5,918	1,544	646	60,641
内訳	3-1	確定	〃	2,648	2,993	4,009	7,188	1,848	2,691	6,302	4,285	3,979	101	1,676	765	4,074	1,169	490	44,218
	3-2	予定・中間	〃	318	349	555	1,339	268	431	1,474	1,075	626	13	245	102	979	199	75	8,048
	3-3	清算予納・確定	〃	1	2	3	7	1	1	0	4	2	0	0	0	1	0	0	22
	3-4	退職年金	〃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3-5	均等割	〃	12	18	27	40	3	2	32	7	10	0	3	0	15	2	0	171
	3-6	見込	〃	35	81	69	578	57	54	863	451	147	1	44	10	246	45	19	2,700
	3-7	決定	〃	94	100	135	381	68	128	475	272	172	2	65	24	236	50	17	2,219
	3-8	修正・更正	〃	103	116	181	509	89	166	763	471	243	5	93	33	367	79	45	3,263
	3-9	その他	〃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（京都市提供資料より）

1.5 法人市民税の電子申告について

平成 18 年 1 月 16 日から、eLTAX を利用して、インターネットによる電子申告が実施された。

2 法人市民税における包括外部監査の手法と手続き

2.1 法人市民税の監査に関する考え方

法人市民税は、京都市内に事務所や事業所などがある法人や一定の団体を納税義務者として課税される税金である。納税義務者である法人が、自らの課税標準及び税額を算出し、その内容を申告するとともに、その税額を納付する申告納税方式をとっている。

法人市民税は、平成 29 年度予算では、京都市における市税収入の 9.2%を占めている。京都市の財政を支える税金の一つとして重要な財源である。課税の対象者である納税義務者により漏れなく適正に申告納税が行われているのか。その確認のため、法人市民税における事務の執行が適正であるか否かを監査する必要がある。

2.2 具体的な監査の要点

(1)合規性

法人市民税に係る事務の執行が、法令等に従って執行されているか。

(2)経済性・効率性

法人市民税に係る事務の執行が、経済的・効率的に行われているか。

(3)有効性

法人市民税に係る事務の執行が、所期の目的を達成し、また、効果を上げているか。

(4)公正性・正確性

法人市民税に係る事務の執行が、公正かつ正確に行われているか。

2.3 主な監査手続き

(1)法人市民税の事務運用の実態の把握

(2)法人市民税の事務運用の法的根拠の検討

(3)監査の対象となる法人市民税における個別的な抽出（監査対象の抽出）

(4)抽出した事案等の確認（抽出した事案の申請書類、実績報告書等の関係書類）

(5)市税事務所市民税室法人税務担当に関連資料の閲覧及び質問（ヒアリング）を順次実施

(6)質問等を実施した結果、問題点を抽出、監査結果のまとめ

3 法人市民税における監査結果

3.1 法人市民税課税業務について

(1)課税業務の流れ

法人市民税課税業務の流れについては、次のとおりである。

①月締めで行う処理

申告書の事前発送（記載の手引、申告書、納付書等） ・法人の決算月の翌月に、申告書、納付書等を発送し、申告を促す。

↓

申告書の受付（郵送・窓口・電子申告） ・申告納税制度を取っているため、法人自らが税額を計算し、申告書に記入し、申告をする。

↓

申告内容の精査 ・申告書の内容について、税率の確認等の精査を行う。

↓

電算連絡による、課税内容の登録 ・月に２回の連絡で、電算連絡により課税内容の登録を行う。

↓

還付決定書の起案 還付金が発生した場合、還付決定書を起案し、納税推進担当へ回送する。	税務署の課税資料と京都市の課税内容の照合 税務署の課税資料と京都市の課税内容を照合し、課税誤り等があれば更正を行う。

②随時行う処理

・異動届出書の処理…届出内容をオンライン端末に入力する。

事務全体の流れについては次の図のとおりである。

法人市民税課税フローチャート

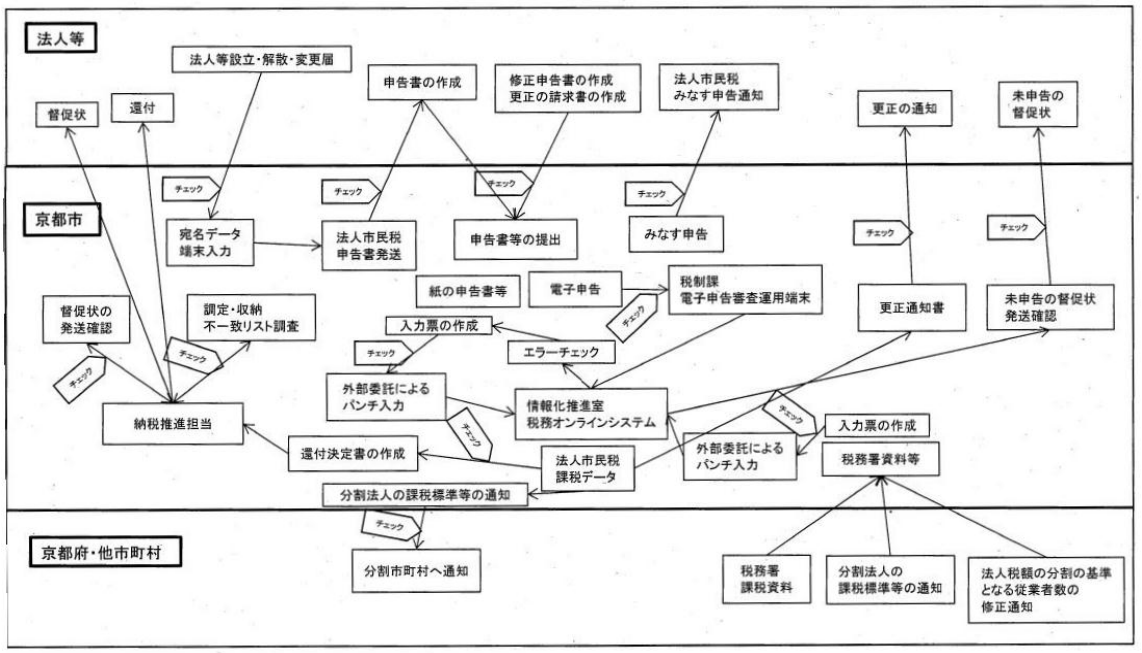

（京都市提供資料より）

(2)電算連絡

電算連絡には２種類ある

①紙の入力票を用い、委託業者によるパンチ入力を行い、税務オンラインシステムに取り込む

②電子申告のデータを出力し、税務オンラインシステムに取り込む。

○法人市民税の電算連絡業務

○ 紙申告の場合

・紙申告で提出された申告書のデータの内容確認を行い、入力票に転記し、編冊して委託業者に渡す。

・委託業者がパンチ入力したデータを総合企画局情報化推進室に渡し、税務オンラインシステムに取り込む。

○ 電子申告の場合

・申告データの内容確認を行い、申告書の審査済登録をeLTAX端末で行う。

・税制課の電子申告審査運用端末より、申告データを出力し、総合企画局情報化推進室に渡し、税務オンラインシステムに取り込む。

○事業者から提出される申告書のチェック

申告書が提出された場合、税務オンラインシステムの端末機で、過去の課税データや届

出内容を確認し、申告内容の確認を行う。
　添付資料が不足している場合や、申告書の内容に不備がある場合、税率等の内容誤りがある場合は申告書に記載されている関与税理士か当該法人の連絡先に連絡し、確認を行う。
　電算連絡を行ったのち、税務オンラインシステム内でエラーチェックが行われ、エラーがあれば帳票として打ち出される。
　エラーは次回の電算連絡で修正する。
　人員については、法人市民税担当の各地区担当８名が行っている。
　連絡先の電話が通じない場合や、常に不在であり連絡がとれない場合は、文書を送付するなどの方法により連絡をとる。

〇税務署の課税資料のチェック
　法人税の課税資料は紙ベースで送られてくるため、法人名を１件１件検索し、課税情報の照合を行っている。
　人員については、法人市民税担当の各地区担当８名が、それぞれの担当区を調査している。
　法人税の課税資料については、月１回のペースで送られてくるので、その都度確認を行っている。
　課税資料の内容に不明な点がある場合や、より詳しいことを確認する際は、まず京都府に確認を行い、それでも不明点が残る際は、税務署へ申告書の閲覧を行って確認をし、その後、決定・更正等を行う。

申告書の受理と電算連絡

申告書の受理と電算連絡の流れは次のようになります。

〔申告書の受理と電算連絡の流れ図〕

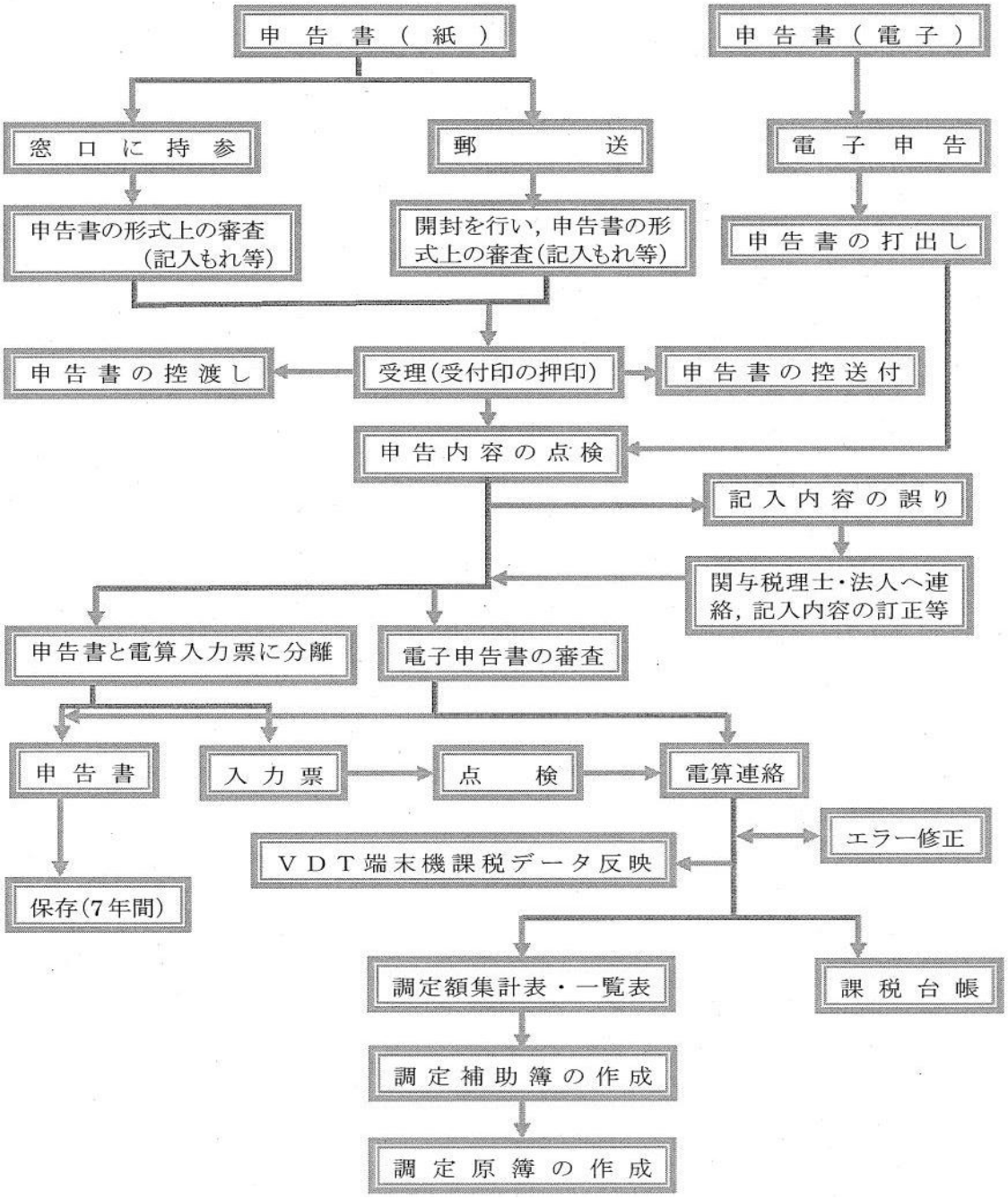

（京都市提供資料より）

(3)税務署の課税資料と京都市の課税内容の照会

「税務署の課税資料と京都市の課税内容の照会」とは、３税協力（国税、府税、市町村税）

により、市に提供される法人税の情報である。

税務署資料の種類

○税務署の課税資料は、京都府内の税務署より京都府にデータで提供され、その後京都府が処理したものを紙ベースで出力され提供される。種類は３種類ある。
活用例は以下のとおりである。

１ 更正・決定・加算金決議資料（決議分）…国税で更正・決定・加算金決定された全てのデータ

２ 更正・決定・加算金決定決議資料（申告分）…

①府税申告データと国税申告データが不一致のため、自動是認されなかった確定申告書データ

②全ての修正申告書・清算予納申告書・清算確定申告書のデータ

３ 法人二税申告額是認リスト…府税申告データと国税申告データが自動是認された確定申告データ

〈提供項目〉

①法人名　②所在地　③事業年度　④申告日（決議日）　⑤所得金額

⑥特別控除額　⑦法人税額　⑧控除税額　⑨外国税額控除等

○他の都道府県から京都府に送られてくる「法人府民税事業税に係る課税標準額等の通知書」についても、写しが提供されている。

（提供項目）

①法人名　②所在地　③事業年度　④資本金（等）の額

⑤税務官署処理区分、処理日　⑥課税標準となる法人税額

⑦分割基準　⑧加算金処理状況　⑨外国税額控除等

税務署資料の活用（市税事務所法人税務担当での対応）

○国税の申告書は提出されているが、地方税の申告書は提出されていない法人の場合は、申告の勧奨、税額決定をする。国税の申告書も未提出の場合は、独自調査をすることなく、国税への申告か、国税での決定を待つこととしている。

○京都市の申告書に、課税標準となる法人税額が誤って記載されている場合は更正する。

○国税で更正を受けているもので、京都市に更正の請求又は修正申告の提出が無かったものは更正する。

○国税に修正申告書を提出しているが、京都市には申告されていないものは更正する。

京都市から、国、府に情報提供しているものは特にない。

○現在、府税への申告はあるが、市への申告はない法人の課税捕捉への活用などで京都府

と双方向にデータを共有できないか検討中である。

(4)電子申告の普及拡大について

eLTAXを利用してのインターネットによる電子申告の利用率推移は、次の表のとおりであり、合わせて最下段に電子申告による経費の推移も確認できる。

電子申告の利用率推移

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
法人市民税	総数	不明	不明	56,129	58,989	56,989	57,354	55,447	55,600	55,794	56,821	54,323	55,944
	内電子申告	17	337	5,104	10,950	16,147	20,395	24,403	27,402	29,895	32,171	34,463	37,137
	電子申告率	－	－	9.1%	18.6%	28.3%	35.6%	44.0%	49.3%	53.6%	56.6%	63.4%	66.4%
固定資産税(償却資産)	総数	不明	不明	32,674	33,296	34,268	34,894	36,009	35,315	36,191	36,438	23,889	32,415
	内電子申告	3	41	722	1,432	2,318	2,962	4,015	4,878	5,838	7,029	8,346	9,626
	電子申告率	－	－	2.2%	4.3%	6.8%	8.5%	11.1%	13.8%	16.1%	19.3%	34.9%	29.7%
個人市民税(特別徴収給与支払報告書)	総数			98,221	97,175	93,926	95,163	100,867	100,707	101,526	103,262	104,877	107,384
	内電子申告			2,057	4,486	8,666	12,982	16,293	18,932	22,838	25,568	28,670	35,329
	電子申告率			2.1%	4.6%	9.2%	13.6%	16.2%	18.8%	22.5%	24.8%	27.3%	32.9%
事業所税	総数			3,130	3,122	3,138	3,114	3,107	3,143	3,140	3,120	3,152	3,132
	内電子申告			6	66	116	168	206	282	372	418	480	522
	電子申告率			0.2%	2.1%	3.7%	5.4%	6.6%	9.0%	11.8%	13.4%	15.2%	16.7%
経費	合計(千円)	77,037	69,778	100,358	72,294	79,521	115,823	35,252	32,749	34,806	34,602	34,614	32,907
	単価(円)	3,851,850	184,598	12,721	4,269	2,919	3,173	785	636	591	531	481	398

平成18年1月16日　法人市民税及び固定資産税(償却資産)の電子申告の開始
平成20年1月15日　特別徴収に係る個人住民税(給与支払報告書)及び事業所税の電子申告の開始
平成22年中に審査サーバを共同利用型に変更して経費を削減している。

(京都市提供資料より)

また、紙申告の場合、申告内容をデータ化する必要があるためデータのパンチ入力をする必要がある。このパンチ入力費用は次の表の示すとおりである。これらの紙申告コストも電子申告の普及で削減できるのである。

法人市民税データ入力委託(パンチ)契約　実績

	【平成28年度】		【平成27年度】		【平成26年度】		【平成25年度】		【平成24年度】	
	契約単価	112.32	契約単価	112.32	契約単価	106.92	契約単価	107.63	契約単価	95.87
	納品件数	支払金額	納品件数	支払金額	納品件数	支払金額	納品件数	支払金額	納品件数	支払金額
4月分	1,263	141,860	1,350	151,632	1,346	143,914	1,394	150,036	1,587	152,145
5月分	1,855	208,353	1,899	213,295	1,978	211,487	2,034	218,919	2,180	208,996
6月分	4,462	501,171	4,665	523,972	4,961	530,430	5,075	546,222	5,600	536,872
7月分	2,953	331,680	2,875	322,920	3,003	321,080	3,312	356,470	3,642	349,158
8月分	1,922	215,879	1,843	207,005	2,080	222,393	2,328	250,562	2,456	235,456
9月分	2,300	258,336	2,277	255,752	2,414	258,104	2,431	261,648	2,755	264,121
10月分	1,436	161,291	1,502	168,704	1,678	179,411	1,682	181,033	1,876	179,852
11月分	1,894	212,734	1,888	212,060	1,964	209,990	2,082	224,085	2,204	211,297
12月分	3,858	433,330	3,709	416,594	3,919	419,019	4,054	436,332	4,097	392,779
1月分	1,427	160,280	1,299	145,903	1,385	148,084	1,442	155,202	1,645	157,706
2月分	1,160	130,291	1,150	129,168	1,135	121,354	1,148	123,559	1,230	117,920
3月分	2,158	242,386	2,198	246,879	2,203	235,544	2,277	245,073	2,448	234,689
合計	26,688	2,997,591	26,655	2,993,884	28,066	3,000,810	29,259	3,149,141	31,720	3,040,991

(京都市提供資料より)

電子申告への移行によるコスト削減は、利用率の向上とともに大幅な低減が確認できる。さらなる、普及拡大に期待したい。国税のe-Taxで電子申告の義務化がすすめられている

ことから、今後、地方税も義務化の方向へ進んでいくものと考えられる。コスト削減効果が期待できることから、市においても普及率の向上に努めるべきである。

【意見】

電子申告の普及率向上によってコストの削減効果が期待できることから、ＨＰ等での周知やその他の方法により普及率の向上に努められたい。

(5)法人番号の利活用について

法人番号の記載が必要となる申告書の提出は平成29年の２月調定分からであったため、まだ、１年を経過していない。今現在で効率化した点については特にない。

今後、すべての法人に法人番号が付番されれば、法人税の課税資料の照合が番号によって行え、事務の効率化につながると考える。

現時点では、国税庁から提供されたデータを、京都市の法人管理情報と突合し、合致したものについては法人番号を付番している。不一致のものについても、法人番号公表サイトで検索し、付番している。

確認がとれないものについては付番していないので、今後、申告書等が提出された時に確認し、入力する予定とのことである。

また、法人番号を非公表としている法人については、付番していない。

3.2 過年度の包括外部監査で【意見】の付された項目について

(1)課税免除に該当する法人の管理

市税条例第 18 条に該当する公益社団法人・公益財団法人、ＮＰＯ法人、認可地縁団体、団地管理組合法人、マンション建替組合及び防災街区整備事業組合の種類の法人について、収益事業を行わない場合は、法人市民税の均等割の課税が免除されることになっている。

しかし、本市ではこれらの法人に対しては、課税要件に該当せず、申告納税義務が生じていないため、法人の実態や法人数も把握していない。

ただ、６種類の法人のうち、ＮＰＯ法人については、法人税務課ではなく本市文化市民局地域自治推進室が所管し、当該法人数等も把握している。また、認可地縁団体の法人数は同じく本市文化市民局地域自治推進室で把握している。

これらの法人については、収益事業等を行っている場合にのみ課税関係が発生するのであるが、法人税法上の収益事業に該当するかどうかは税務署の判断になる。税務署から提供される資料により収益事業の把握をした場合に初めて申告指導をし、申告のない場合は課税の決定を行っているのである。つまり、本市においては、課税が発生して初めてこれらの法人の課税に関する管理を行うことになるのである。

現実的に課税免除の法人の実態の把握は困難であり、合理性・必要性が低いというこ

とで、法人市民税の均等割の課税に関する管理体制はないということである。
　法人市民税の均等割の課税については、収益事業があれば直ちに課税が発生するのであるから、税務署からの連絡を待つだけではなく、もう少し積極的に実態把握をし、事前の管理をする仕組みが必要であると考える。

【意見】
　市税条例第 18 条に該当する 6 種類の法人について、課税免除であることから何の管理も必要ないのではなく、積極的に実態の把握ができるような体制を構築するよう検討されたい。

（平成 25 年度 包括外部監査の結果報告書より）

【その後の措置に関する京都市からの回答】
　公益社団法人・公益財団法人については、国・都道府県公式公益法人行政統合情報サイトで検索することにより、市内を主たる事務所としている法人については把握するようにしている。
　認可地縁団体については、本市文化市民局地域自治推進室に照会することにより把握している。
　管理組合・団地管理組合については、国税庁法人番号情報提供サイトで検索し、把握している。
　特定非営利活動法人については本市文化市民局地域自治推進室が管理する京都市自治会・町内会＆ＮＰＯおうえんポータルサイトで検索することにより把握している。
　マンション建替組合、マンション敷地売却組合については、本市都市計画局住宅室住宅政策課に照会することで把握している。
　防災街区整備事業組合については、本市建設局都市整備部市街地整備課に照会することで把握している。

法人市民税の課税免除対象法人の管理状況一覧

29.7.4

法人区分	管理所管部署	把握状況
公益社団法人	公益財団法人　公益法人協会	全国の公益社団法人，公益財団法人等について，その本店所在地に基づき把握 （平成29年7月3日検索結果） ・公益社団法人　　６２件
公益財団法人	（同上）	（同上） ・公益財団法人　１１４件
認可地縁団体	文化市民局地域自治振興室 地域づくり推進担当	１４２件（平成29年7月3日時点）
管理組合法人	不明	・管理組合　　６７件
団地管理組合法人	不明	・団地管理組合　　５件
特定非営利活動法人	文化市民局地域自治振興室 市民活動支援担当	７９８件（平成29年7月4日検索結果）
マンション建替組合	京都市都市計画局住宅政策課	現時点では設置許可申請の事案はない。
マンション敷地売却組合	京都市都市計画局住宅政策課	現時点では設置許可申請の事案はない。
防災街区整備事業組合	建設局都市整備部市街地整備課	現時点では設置許可申請の事案はない。

（京都市提供資料より）

(2)休業法人に対する均等割の課税

市内に事務所又は事業所を有する法人は、均等割額及び法人税割額の合算額が課税されるが、法人税割が課されなくても、市内に事務所又は事業所を有していれば、均等割が課税される。しかし、休業法人については均等割も課税されないことになっている。

法人に対する課税については、法人の課税対象要件である事務所又は事業所に該当するかどうかにより判断される。

この事務所又は事業所に該当するかどうかの判断については、次の３つの要件を満たす必要がある。

① 人的設備があること

② 物的設備があること

③ 継続性を持って事業が行われていること

法人が、この要件を満たしていない場合、事務所又は事業所に該当しないということになり、納税義務者の要件を満たさないことになる。従って、法人市民税均等割額の課税関係は生じないということである。

休業とは、法人としての活動を休止し活動再開の見込みもない状態を指し、上記③の要件を満たさない法人が休業法人となり、法人市民税均等割額は課税されない。

本市において、休業法人については、「法人等設立・解散・変更届書」及び「法人の現況申立書」の提出があった場合に休業法人として対応している。ここでも京都府を通じて通知される税務署の資料により休業法人の実態を確認し、法人としての活動の有無を判断している。

しかし、実際の休業法人のすべてが上記の届出書を提出している訳ではなく、休業法

人かどうかの実態確認をより確実に検証すべきである。
　また、現在は休業法人であっても常に状況は変化しているため、例えば、「法人の現況申立書」の再提出をさせるという方法等を検討するなど、出来得る限り、継続して実態の把握が必要である。

【意 見】
　本市独自で、休業法人についての適正な課税がされるような体制を構築するように検討されたい。

（平成 25 年度 包括外部監査の結果報告書より）

【その後の措置に関する京都市からの回答】
　本市の課税支援システム内で把握している休業法人については2,800件ほどある。休業法人の再稼働の把握については、法人税の課税資料により行っており、京都府へ課税照会を行い、課税漏れのないように努めている。なお、現況の確認などで臨戸訪問をすることはない。
　「法人の現況申立書」は「法人等設立・解散・変更届出書」の添付書類として提出をお願いしている。そのため、他の届出書等と一緒に、ファイリングして管理している。
しかしながら、「法人の現況申立書」を再提出させているようなことはなく継続した実態把握には至っていない。

(3) 更正・決定処理について

　法人市民税については、法人からの確定申告書、予定申告書（みなす申告含む。）、中間申告書又は修正申告書によって、電算入力され、処理されている。
　このほか本店以外に事務所等をもっている分割法人については、京都府において作成する「法人税の申告分所得金額等調査表」及び他の都道府県からの通知分を受理し、課税資料に活用している。
　また、税務官署の決定を受けてから、三税協力により京都府が調書を作成し月 1 回京都市へ課税データが送付されている。京都市においては、毎月中旬に更正・決定の調定が行われている。ただし、３月は税額を増額させる調定決定は行われていない。
　更正・決定書処理について、「増更正決定書 10 年度調定簿」を監査したところ、次のように税務官署決定日と区役所の調書受付日との期間の差が大きいものが見受けられた。
　ことに他の都道府県に本店のある分割法人については、その期間差が大きく、課税の調定が遅れている。
　特に、平成 10 年９月調定分の税務署決定日と区役所調定日が相当乖離しているものがあった。具体的には次のとおりである。

事業年度　平成７年４月１日～平成８年３月 31 日　税務署処理日 平成８年５月８日
事業年度　平成８年４月１日～平成９年３月 31 日　税務署処理日 平成９年５月 16 日
これは平成 10 年度の課税資料に基づいて未申告を発見したものであり、課税については、遡及して処理済であった。

＜監査意見＞

１　更正・決定書処理についての課税の調定が遅れている原因については、京都府税務課からの課税資料を、法人から提出された申告書と照合し、法人税額が一致しないものや未申告のものについて調査を行う必要があることによると思われる。この事情は一定の理解ができるが、事務処理の迅速化は時代の要請もあり、京都府、他府県の関係機関と協議するなど対策を講じられたい。

２　過年度未申告についても、課税漏れの生じないよう賦課事務をすすめられたい。

（平成 12 年度 包括外部監査の結果報告書より）

【その後の措置に関する京都市からの回答】

税務署の課税資料については、法人税の申告から２ケ月以内に京都府へ、３ケ月以内に京都市へ届けられており、繁忙期を除いては概ね当月中に照合を終わらせるよう心掛けている。

また、京都府にも時効の期間制限の近づいているものについては、月１回の連絡日よりも前に別途送付するなど対応の協力を得ている。

(4)歳入の会計年度所属区分について

市税納入通知書を発行したときは、当該年度の歳入とすることと会計年度所属区分が定められている。法人市民税の増額更正・決定については、毎月調定されているが京都市においては３月に限り増額の調定を行っていない。３月に調定した場合は、４月中旬に納期が到来し、また、未納分については督促状の発付が５月中旬以降になり、出納整理期間内（４月１日から５月 31 日）に収納することが困難であるといえる。

なお、時効の成立を回避するため、３月調定をしなければならないものは、随時更正・決定処分を行っている。

地方自治法施行令第 142 条には、「歳入の会計年度所属区分」について定めている。

＜監査意見＞

３　増額更正及び決定についての３月調定については、当該会計年度末までの期間が短いため、年度内収納が難しい状況であることは理解できるが、たとえば、月に２回調定することになっても４月初旬に調定をすることとし、本来の４月分の調定は現行どおり行うことが望まれる。

（平成 12 年度 包括外部監査の結果報告書より）

【その後の措置に関する京都市からの回答】

３月調定において、できるだけ増額更正をしないという方向は変わっていないが、３月に更正をしなくてはならない案件が出てきた場合、前半については２月調定に前倒しで調定することで対応し、後半については、４月調定の更正日を４月の日付に設定し調定することで対応している。

３月調定で更正したものについては、電算連絡をしたのち４月27日に通知を行うことになるが、通知と同時に発行する納付書については会計規則により新年度収入となり、３月調定は旧年度調定であるため、調定と同時に滞納繰越処理をすることになる。そのため、４月調定で入力し、更正日を４月末にすることで、滞納繰越処理をすることなく更正をする方法をとるようにしている。

(5) 法人市民税の減免について

取扱規定

法人市民税の課税については、地方税法第 294 条に規定されており、市町村内に事務所・事業所を有する法人又は市町村内に事務所・事業所を有する人格のない社団又は財団で収益事業を行うものに対しては、均等割額及び法人税割額の合算額によって、市町村内に寮等を有する人格のない社団又は財団（収益事業を行うものを除く。）に対しては均等割額によって課税されることとされている。

京都市では、非課税又は減免の措置を行うに当って、まず地方税法第 296 条、京都市税条例第 35 条第１項第４号、同条例施行細則第４条の４の規定に基づき、非課税又は減免の対象となる法人か否かの判定を行ったうえで、対象となる場合は、当該措置を講じるようにしている。

ア　非課税・減免規定の趣旨

地方税法第 296 条及び京都市市税条例・同施行細則の中の法人市民税の非課税・減免規定は、公共性・公益性の高い法人等に対し、その公益性・公共性の高い活動に対する課税面からの配慮により設けられたものである。

イ　均等割額の減免

非課税及び減免の適用の有無は、法人市民税課税関係一覧表のとおりであるが、京都市市税条例及び京都市市税条例施行細則による均等割額の減免の適用を受けようとする法人及び人格のない社団等は、原則として申告納付の期限までに、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならないこととされている。（京都市市税条例第 35 条第３項）

＜監査意見＞

公共性・公益性の高い法人等に対する税制面の配慮としての減免の規定が、どのよう

に適用され、その適用法人等の件数・内容・金額が法人市民税全体からみてどのようになっているのかを把握することは、課税の公平性・透明性を高めるために、行政として必要なことであり、その情報を公表することは、市民に対するアカウンタビリティ（説明責任）の点からも、欠かせないのではないかと考えられる。

したがって、免税手続きの適正化と関係書類の確実な保存はもとより、減免を行った法人数や税額を年度ごとに、できる限り詳細に把握し、その統計情報を公開することにより、課税の公正性・透明性を一層高めるよう努められたい。

（平成 12 年度 包括外部監査の結果報告書より）

【その後の措置に関する京都市からの回答】

京都市の法人市民税の減免については、平成15年４月１日以後に開始する事業年度より廃止となった。

3.3 課税対象法人の把握について

(1)未申告法人・無申告法人の把握

未申告法人・無申告法人については、法人税の課税資料により把握している。

未申告法人・無申告法人があった場合、まず届出・申告の勧奨を行い、それでも申告が無い場合は決定を行っている。ただし、現況の確認などで臨戸訪問することはない。

京都市に登録がある法人で、申告期限までに申告書の提出が無い法人に対しては未申告督促状を送付している。件数は、次の表のとおりである。

未申告法人申告督促件数(28年度)

(H29.3.31現在)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	(4月～3月)
件数	24	51	191	65	52	59	51	50	87	24	26	104	784	784

送付月　※はがき送付枚数

未申告法人申告督促件数(27年度)

(H28.3.31現在)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	(4月～3月)
件数	39	43	207	61	63	64	57	60	69	26	33	107	829	829

送付月　※はがき送付枚数

未申告法人申告督促件数(26年度)

(H27.3.31現在)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	(4月～3月)
件数	38	52	198	56	78	74	58	60	93	33	271	114	1,125	1,125

送付月　※はがき送付枚数

未申告法人申告督促件数(25年度)

(H26.3.31現在)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	(4月～3月)
件数	24	46	201	50	68	50	53	68	87	34	18	93	792	792

送付月　※はがき送付枚数

未申告法人申告督促件数(24年度)

(H25.3.31現在)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	(4月～3月)
件数	37	60	187	48	86	87	73	82	92	52	20	106	930	930

送付月　※はがき送付枚数

(京都市提供資料より)

税務署資料により、未申告法人を確認し、税額決定したものは次の表のとおりである。

未申告法人課税決定件数(平成28年度)

(決定) (H29.3.31現在)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	29	1	10	10	8	3	16	76	33	19	1	1	207

未申告法人課税決定件数(平成27年度)

(決定) (H28.3.31現在)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	26	7	11	0	8	25	22	32	24	38	0	0	193

未申告法人課税決定件数(平成26年度)

(決定) (H27.3.31現在)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	44	0	9	2	7	5	31	29	58	31	0	2	218

未申告法人課税決定件数(平成25年度)

(決定) (H26.3.31現在)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	44	0	9	2	7	5	31	29	58	31	0	2	218

未申告法人課税決定件数(平成24年度)

(決定) (H25.3.31現在)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	89	4	2	5	77	63	51	9	23	36	6	0	365

（京都市提供資料より）

未申告督促状を送付後、申告が無い場合、税額の決定については課税標準である法人税額を確定する必要があるため、税務署からの資料により決定を行っている。申告書については、次年度への繰越という、年度での把握は行っておらず、個々の法人について、税務署への申告があり次第、税務署資料をもとに、法人市民税の課税決定を行っている。

【意見】

３税協力による収集情報の活用によって独自の臨戸調査を不要とする体制をとっている。このことは限られた人員で効率的に課税事務の執行を行っているといえるが、公平性の観点から場合によっては独自調査を行うなどを検討すること。

(2)課税対象事務所の取り扱いについて

京都市ＨＰの法人市民税に関するＱ＆Ａ【Ｑ＆Ａ：課税（事務所等)】の回答のうち「事業の継続性」として「事務所等と認められるためには，その場所において行われる事業がある程度の継続性をもつ必要があるため，一時的（３ケ月程度，ただし建設工事の現場事

務所等の場合は６ケ月程度）に設置された現場事務所・詰所・仮小屋等は，継続性がないと判断され事務所等には該当しません。」との説明がある。したがって、建設工事の現場事務所等で６ケ月超のものは課税対象となるため、これらが適正に課税されているか確認を行った。

京都市では事務所の意義については、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）第１章第１節６」及び「昭和 61 年４月１日各道府県総務部長、東京都総務局長、東京都主税局あて　自治省税務局府県税課長、自治省税務局市町村税課長内かん」を根拠として処理を行っており、建設工事の現場事務所も、他の事務所等と同様に異動届出書の提出により、把握している。また、申告書に京都市内の事業所明細を添付している法人は、それにより確認しているとのことであった。

（参考）法人住民税及び法人事業税における事務所又は事業所の意義について

〔昭和 61 年４月１日　各道府県総務部長、東京都総務局長、東京都主税局あて　自治省税務局府県税課長、自治省税務局市町村税課長内かん〕

法人住民税及び法人事業税における事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の意義につきましては、依命通達（現行取扱通達）においてその定めがされているところであり、事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものであることが必要とされることから、たまたま２、３ヵ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所等は事務所等の範囲に含まれないとされているところですが、２、３ヵ月を超えるものであっても、建設工事に係る現場事務所等、すなわち、建設工事現場で行われる工事の施工、指揮管理に欠くことのできない工程管理、出来高管理、連絡又は打合せのみを行うもので、明らかにその設置期間が半年を満たない仮設のものについては、仮に机等が配置されている場合でも、事務所等の範囲に含めないものとして取り扱うことが適当と考えますので、よろしくお取り扱いください。

また、この取り扱いについては、昭和 61 年４月１日以後に開始する事業年度について行うことが適当と考えます。

おって、貴管下市町村に対してもこの旨周知徹底されたくお願い申し上げます。

（参考）

１　工程管理とは次のものをいう。

（１）自己の労働者だけでなく、下請業者も含めてその指揮・監督を行い、工事進行の打合せを行うこと。工事が円滑に進むように、既に締結されている契約に基づいて下請業者を現場に入らせること。

（２）工事に必要な資機材の現場への搬出入に当たってその指図を行うこと（既に注文されたとおりの物であることの確認を含む。）

（３）現場及び労働者の安全・衛生を確保する等現場の維持・運営を行うこと。資機

材の品質に問題がないか、原材料等の使用状況はどうか、を把握し、必要に応じてこれを本・支店等に連絡し、工程が順調に進むように取り図らうこと。

なお、既に作成された設計図をもとに、その現場で行われる工事についての施工計画、施工図に関する調整も行われる。

２　連絡・打合せは、本・支店、発注者、工事整理者、近隣住民等を相手とするものであるが、発注、受注といった新たな契約行為は含まれないものであること。

１，２のいずれもその建設工事現場で行われる工事の施工、指揮及び管理に欠くことのできないものに限られるものであること。

（京都市提供資料より抜粋）

（参考）異動届出書サンプル

事務所・事業所変更届

管理番号（〇〇〇〇〇〇〇〇）

京都市　様 事務所・事業所に変更がありましたので，お届けいたします。	法人名	〇〇〇〇〇〇〇〇
	（フリガナ）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	本店又は主たる事務所の所在地	〒〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 （電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）
	（フリガナ）	〇〇〇〇　〇〇〇〇
	代表者役職氏名	代表取締役　〇〇　〇〇　　㊞

本社	設立年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
	資本金	〇〇〇〇〇〇〇〇円
	事業年度	自　平成29年4月1日　　至　平成30年3月31日
	事業種目	建設業
	備　考	

変更事項	変更年月日	新	旧
〇〇〇〇工事事業所 事業所所在地	〇〇年〇〇月〇〇日	京都府京都市南区〇〇〇〇〇〇〇	京都府京都市伏見区〇〇〇〇〇〇〇

（京都市提供資料より）

（参考）事業所明細サンプル

当該市町村内に所在する事務所，事業所又は寮等の明細書

法人名	株式会社　〇〇〇〇〇	事業年度又は	平成	28	年	4	月	1	日から
		連結事業年度	平成	29	年	3	月	31	日まで

当該市町村内に所在する事務所，事業所又は寮等		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名　　称	事務所，事業所又は寮等の所在地	
京都〇〇〇〇工事事務所	京都府京都市左京区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	5
京都営業所	京都府京都市中京区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	22
〇〇〇〇〇〇工事事務所	京都府京都市中京区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	4
〇〇〇工事事務所	京都府京都市中京区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	12
〇〇〇〇〇〇工事事務所	京都府京都市東山区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	11
〇〇〇〇〇工事事務所	京都府京都市東山区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	3
〇〇工事事務所	京都府京都市下京区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	1
〇〇工事事務所	京都府京都市下京区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0
〇〇工事事務所	京都府京都市下京区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	1
〇〇工事事務所	京都府京都市下京区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	1
〇〇〇〇〇工事事務所	京都府京都市下京区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	11
〇〇〇工事事務所	京都府京都市下京区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	5
〇〇〇〇工事事務所	京都府京都市南区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	5
〇〇〇〇〇〇工事事務所	京都府京都市南区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	13
〇〇〇〇〇工事事務所	京都府京都市南区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2
〇〇〇〇〇〇工事事務所	京都府京都市南区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2
〇〇〇〇〇〇工事事務所	京都府京都市右京区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	6
〇〇〇〇〇〇工事事務所	京都府京都市右京区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	3
〇〇〇〇〇〇〇工事事務所	京都府京都市伏見区〇〇〇〇〇〇〇〇〇　28.5.31廃止	0
〇〇〇〇工事事務所	京都府京都市西京区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	4

（京都市提供資料より）

【意見】

現状の事務手続きでは、異動届出書の提出漏れがあるか否かが把握できているとはいえず、公平性の観点からは不十分である。提出漏れがないかの検証方法を検討し、実施する必要がある。

(3)サンプル調査の実施について

上記(1)での、３税協力による収集情報の活用による独自の臨戸調査不要の体制で本当に市税の公平性が担保されているのか否か、また、異動届出書、申告書の提出漏れがないかを検証する必要があることから、課税対象法人の把握状況を確認するため、開設届の申請、均等割および分割法人に係る法人税割の適正申告の状況の具体的な事例の資料を確認し、サンプル調査を実施した。

①京都市内にスーパーマーケットを数店舗出店している法人を１社任意に指定し、法人が提出した設立届、申告書とホームページより検索した店舗所在地を突合して、均等割および分割法人に係る法人税割の申告状況を確認できる資料。

②京都市内のショッピングモール１施設を任意に指定し、その施設に出店しているテナント店舗を運営している各法人が提出した設立届、申告書とホームページより検索した店舗所在地を突合して、均等割及び分割法人に係る法人税割の申告状況を確認できる資料。

（検証結果）

①指定したスーパーマーケットを運営する法人の申告状況について、適正であることが確認できた。

②指定したショッピングモールに店舗を出店している法人は、再調査後全体で 28 法人（個人事業者を除く。）であった。申告状況について、次の通り確認できた。

申告書の提出	届出書の提出	申告状況
○	○(保存期間満了につき未確認のものを含む)	○　適正　78.5%（22 法人）
○	現在未提出	△　要提出　新規入店。出店後２ケ月未満。（１法人）
○	×	△　要提出　再調査により届出書未提出を確認。（１法人）
現在未提出	×	△　要提出　新規入店。出店後２ケ月超経過。（１法人）
○（調査対象区の記載なし）	×	×　不適正　再調査により届出書未提出を確認、提出申告書に調査対象区の記載がなく、均等割りの申告漏れを確認。（２法人）
×	×	×　不適正　入店状況確認中。入店後１年２ケ月超経過しており、未申告状態。（１法人）

当初調査における対象25法人のうち不適正が１法人、要提出が２法人あった。

今回のサンプル調査の結果、京都市内におけるショッピングモールやテナントビルなどの入居状況を確認し、届出書や申告書が未提出の法人を洗い出して、該当法人に対して照会を行うべき必要性が確認できた。

今回のサンプル調査は、既提出資料とホームページ検索で得た情報との突合により検証したのであるが、資産税課償却資産担当へ監査を行ったときのヒアリングによると、市内のテナント物件については、毎年テナントオーナーに入居状況を確認し、新規入店先について償却資産の課税照会を行っているとのことであった。この資料を法人市民税でも活用できれば、今回のようなホームページ検索の負担もなく、届出書や申告書が未提出の法人を洗い出すことができる。

サンプル調査の後、市税事務所法人税務担当において、資産税課償却資産担当の課税照会資料を活用して再調査した結果、テナント店舗の運営会社が異なっていたものが１件、インターネットによる調査で運営会社が法人であることが確認できず対象外となっていた店舗の運営会社のうち新たに法人によるものが３件あることの確認ができた。

この新たに対象となった３件はすべて開設届が未提出であり、さらにそのうち２件の既提出申告書には今回の調査対象区の記載がなく、均等割の申告漏れが発見された。他の部署での収集資料を活用した調査が不適正事案の発見に効果が大きいことが確認できた。なにより、情報を新たに収集する手間、負担も軽減できよう。

他府県では、自動車定置場の法人名義の登録申請情報などを利活用して、該当先に積極的に事務所・事業所の設置確認の照会兼回答書や法人調査表を郵送している自治体も存在しているところである。

【指摘事項】

課税対象法人の把握が不十分であるとともに、他部署の担当者が実施している業務の把握が不十分であるため、課税対象法人の把握や照会に活用できる情報がすでに存在しているにも関わらず、利活用できていないことを確認した。市内全域で速やかに是正措置を講じ、連携の取れた課税対象法人の把握を行う必要がある。

さらに、法人市民税に限ったことではないが、他部署の業務内容についての認識を深めるため、各部署の担当責任者会議を開催するなど、具体的業務内容を相互に確認しあい、利活用可能な情報の発掘や重複した業務の統合・連携などの検証が求められる。

第６ 固定資産税及び都市計画税

1 固定資産税及び都市計画税の概要

1.1 定義

固定資産税は、毎年１月１日（賦課期日）に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有する者に対して、市が税額を決定して通知し、課する税金であり、このような課税の方法を賦課課税方式という。都市計画税は、目的税として市が都市計画事業に充てるために課する税金で、固定資産税と同じ賦課期日に都市計画法による市街化区域内に土地・家屋を所有する者に固定資産税と併せて賦課徴収することとされている。

平成 29 年度の市税収入予算では、税収総額 2,531 億円のうち、固定資産税は 40.8％の 1,034 億円（土地・家屋 909 億円、償却資産等 124 億円）、都市計画税は 9.1％の 229 億円となっており、市民税と合せると税収の 92.6％を占める基幹税である。

＜固定資産税の対象と免税点＞

課税対象	具体例	免税点
土地	田、畑、宅地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地	30 万円
家屋	住家、店舗、工場、倉庫その他の建物	20 万円
償却資産	土地・家屋以外の事業用の減価償却資産	150 万円

土地･家屋の固定資産税及び都市計画税の推移をみると､共に徴収率は年々伸びている。平成 27 年度の調定額は前年度を下回っているが､徴収率をあげることにより､収入額で前年度を上回った。

＜土地・家屋の固定資産税及び都市計画税の推移＞　　（単位：千円）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
固定資産税	調定額	89,183,153	89,716,247	90,966,869	90,756,511	91,626,955
	収入額	86,809,043	87,598,177	89,108,826	89,187,369	90,320,337
都市計画税	調定額	22,508,448	22,594,824	22,866,718	22,855,697	23,093,366
	収入額	21,905,468	22,058,665	22,393,136	22,458,032	22,762,328
合計	調定額	111,691,601	112,311,071	113,833,587	113,612,208	114,720,321
	収入額	108,714,511	109,656,842	111,501,962	111,645,401	113,082,665
	徴収率	97.3%	97.6%	98.0%	98.3%	98.6%

（「京都市統計書」より作成）

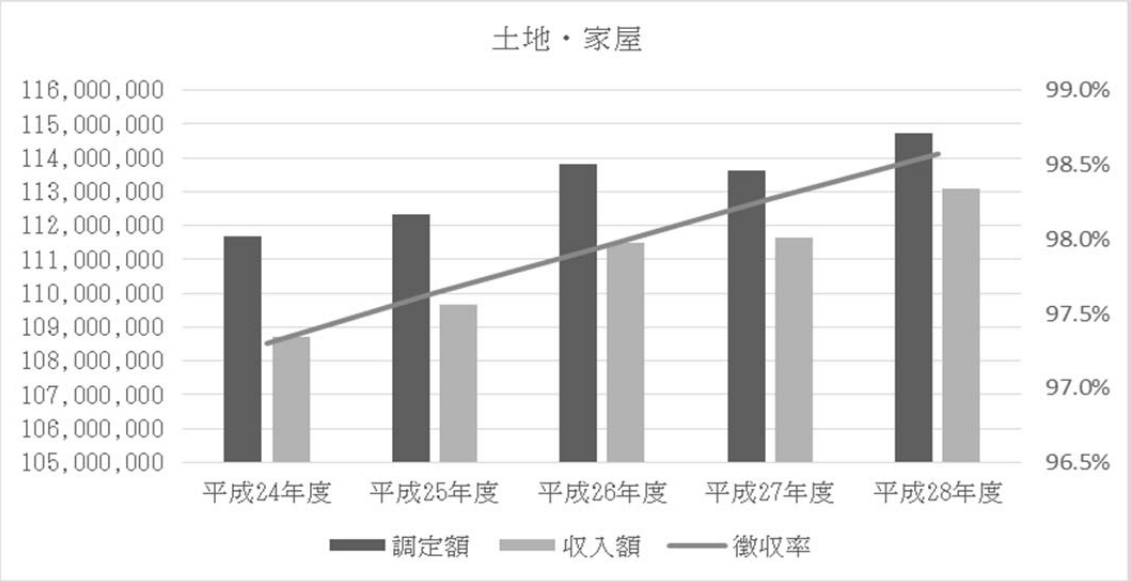

償却資産に係る固定資産税の収入額は、地方財政全体では固定資産税の 18%を占めているが、京都市では港湾がないことや大規模工場などの対象資産が少ないことから 12%にとどまっている。償却資産に対する固定資産税は納税義務者の申告に基づく賦課課税であることから、徴収率は 99.9%と高い状況にある。

＜償却資産の固定資産税の推移＞　　（単位：千円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
調定額	11,506,332	11,342,687	11,523,600	12,013,172	12,121,110
収入額	11,455,368	11,316,376	11,498,870	11,992,546	12,107,681
徴収率	99.6%	99.8%	99.8%	99.8%	99.9%

（「京都市統計書」より作成）

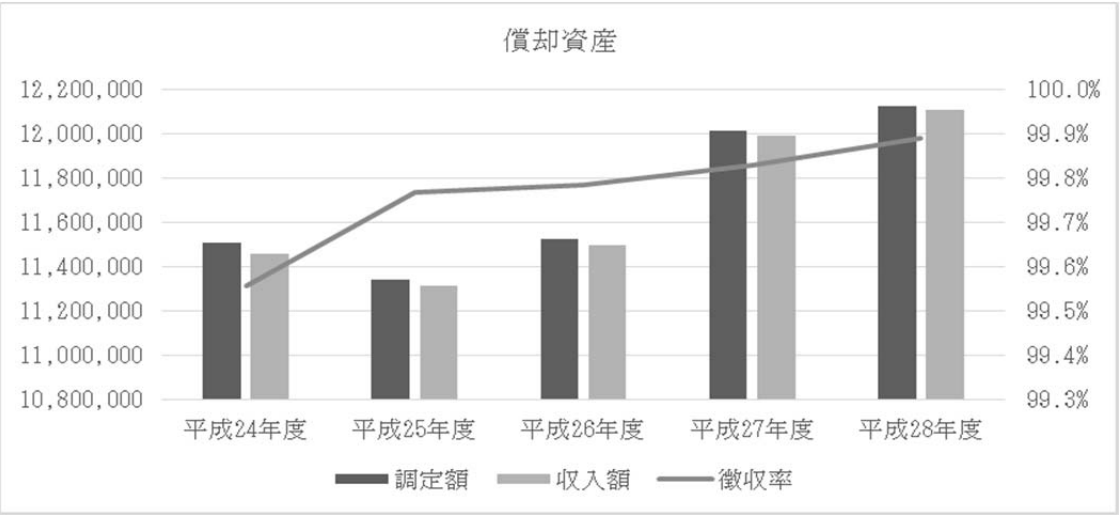

1.2 納税義務者

固定資産税は、固定資産の所有者に課する（地方税法第 343 条）。固定資産の所有者とは、土地・家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいい、土地・家屋のような登記制度のない償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

土地に係る固定資産税と家屋に係る固定資産税の納税義務者数の推移を比較すると、家屋に係る固定資産税の納税義務者数の伸びに比して、土地に係る固定資産税の納税義務者数の伸びは小さい。このことから、戸建て物件からオフィスビルやマンションに小口化している様子が伺える。

償却資産に係る固定資産税は、前掲のとおり平成 25 年度以降は収入額が増加し、納税義務者総数についても増加しているものの、収入額を総数で除した単価には大きな変動がなく、総数の伸びが収入額の増加を支えていると言える。

＜納税義務者数の推移＞　（単位：人）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
土地	総数	387,320	388,698	389,996	390,838	391,868
	うち免税点未満	16,123	16,142	16,039	16,257	16,333
	課税割合	95.8%	95.8%	95.9%	95.8%	95.8%
家屋	総数	461,683	463,944	466,506	469,141	471,922
	うち免税点未満	32,835	32,193	31,447	30,822	30,220
	課税割合	92.9%	93.1%	93.3%	93.4%	93.6%
償却資産	総数	34,657	34,788	34,970	35,453	35,762
	うち免税点未満	21,568	21,654	21,636	21,674	21,666
	課税割合	37.8%	37.8%	38.1%	38.9%	39.4%

（京都府総務部自治振興課「固定資産に関する概要調書」より作成）

1.3 評価額と課税標準額

市町村長は、総務大臣が定めた固定資産評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならないこととされている（地方税法第 403 条第１項）。京都市では、評価基準に基づく実施細目として、京都市固定資産評価要綱・要領（土地編・家屋編・償却資産編）を定めている。

土地及び家屋の固定資産の価格は３年毎の基準年度に見直しされ、次回は平成 30 年度に評価替えが実施される。ただし、２年目や３年目に地目の変更、家屋の改築又は損壊その他これに類する特別の事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった

価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、この限りではない。

課税標準額は、原則として固定資産課税台帳に登録された価格であるが、住宅用地の課税標準の特例や負担調整措置が適用される場合は、適用後の額となる。

＜評価の方法と課税標準額＞

固定資産	評価の方法	課税標準額
土地	現況地目により、登記簿に登記されている地積に、固定資産税路線価（京都市ＨＰで公開）を乗じる。	原則として同左 住宅用地は課税標準の特例あり 負担調整措置あり
家屋	再建築価格に経年減点補正率等を乗じて算定する。	原則として同左
償却資産	取得価額を基礎として、経過年数に応じた減価率を適用する。	原則として同左

地方財政全体では、土地に係る固定資産税収は平成 11 年度をピークに減少しており、平成 16 年度以降は家屋の固定資産税収が上回っている。

＜固定資産税収の動向＞

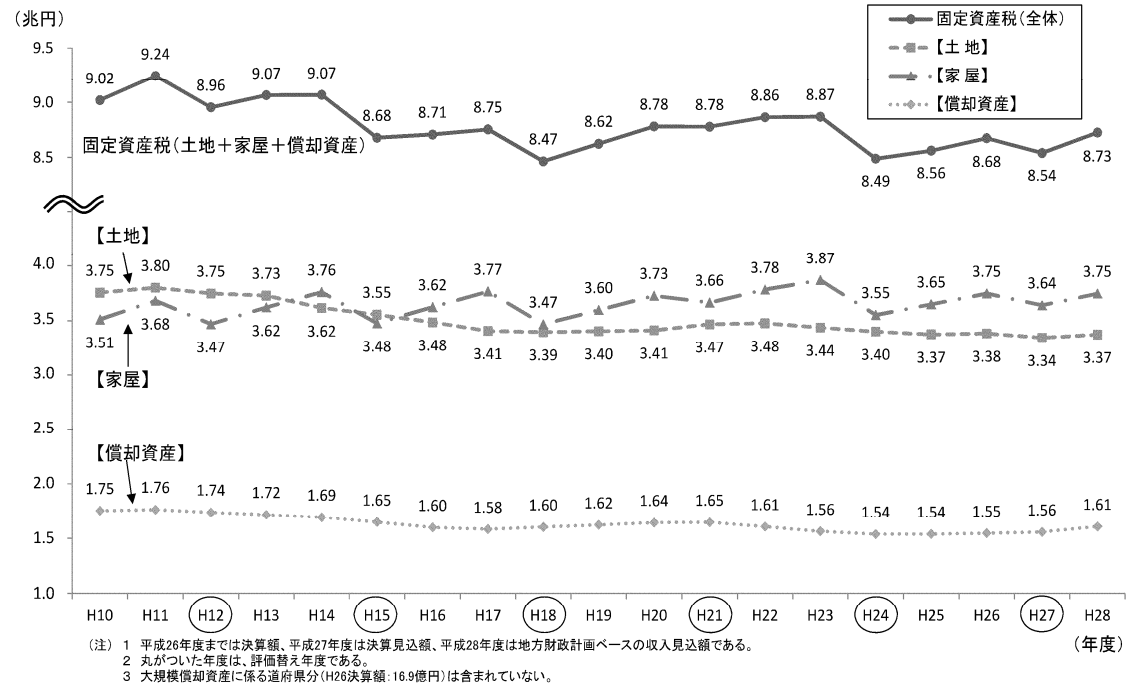

（平成 28 年 8 月総務省自治税務局固定資産税課「固定資産税制度について」より抜粋）

評価額と課税標準額の推移をみると、家屋の課税標準額が伸びており、単位あたりの課税標準額の伸びは、構造が木造に比して強固な鉄筋コンクリート造の建物の増加が背景にあると考えられる。償却資産の課税標準額は伸びているが、償却資産に係る固定資産税の税収の内訳は機械装置の比率が高いことから、製造業の設備投資や、インバウンドの増加に伴う店舗の内装工事や宿泊設備のリニューアルなどが影響していると考えられる。

＜評価額と課税標準額の推移＞　（単位：百万円）

法定免税点以上のもの		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
土地	評価額(百万円)	9,546,730	9,495,411	9,475,434	9,539,317	9,545,213
	課税標準額(百万円)	3,253,926	3,247,267	3,281,824	3,301,069	3,308,483
	地積(㎡)	307,142,716	307,070,022	306,968,222	306,727,230	306,440,026
単位あたり課税標準額（円/㎡）		10,594	10,575	10,691	10,762	10,797
家屋	課税標準額（百万円）	3,063,609	3,125,914	3,201,592	3,194,518	3,276,209
	棟数	579,607	580,495	583,193	584,603	589,709
	床面積(㎡)	77,322,827	77,629,615	78,016,512	78,761,203	79,186,311
単位あたり課税標準額（円/㎡）		39,621	40,267	41,037	40,559	41,373
償却資産	課税標準額（百万円）	811,931	798,859	808,258	841,282	851,092

（京都府総務部自治振興課「固定資産に関する概要調書」より作成）

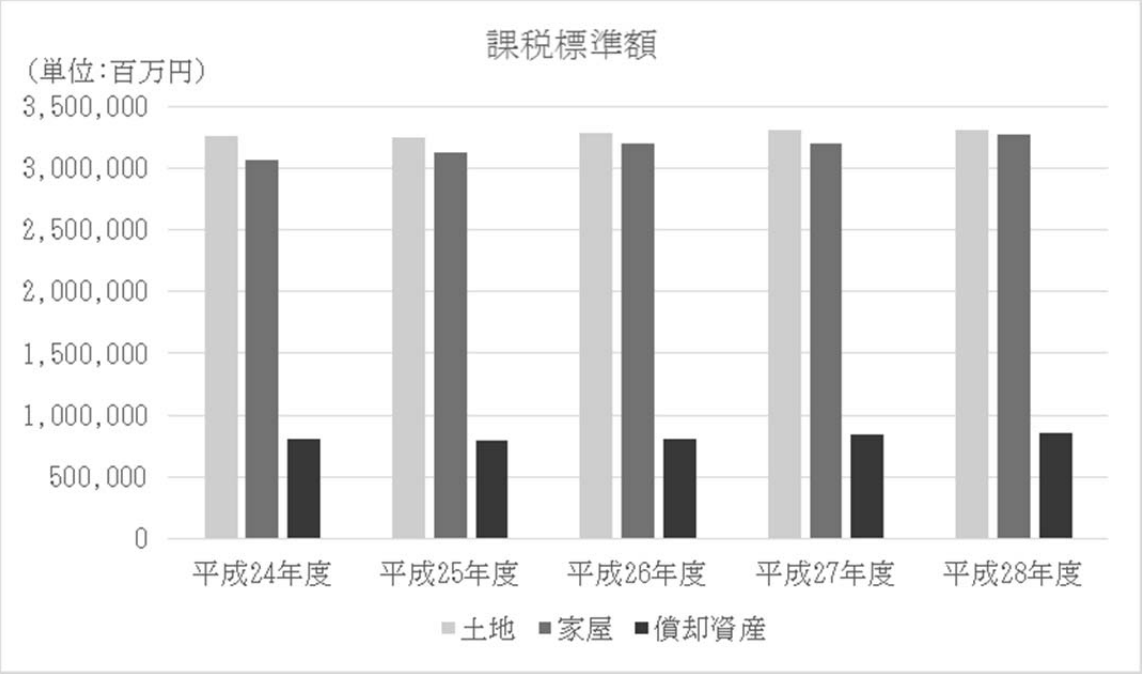

1.4 税額の計算及び納付の方法

税額は、同一区内に所有する固定資産の課税標準額の合計額に税率を乗じて計算する。

＜算式＞課税標準額×税率（固定資産税率 1.4%、都市計画税率 0.3%）＝税額

固定資産税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない（地方税法第 364 条）。市は納税義務者に対して、固定資産の所在地、評価額、課税標準額、税額などの明細を記載した納税通知書を送付し、納税義務者は、金融機関や市役所・区役所・支所窓口で金銭又は口座振替により納付する。

なお、納付書１枚あたりの納付金額 30 万円以下の場合、コンビニ又はインターネットを利用したクレジットカードによる納付も可能となっている。

2 固定資産税及び都市計画税における包括外部監査の手法と手続き

2.1 固定資産税及び都市計画税の監査に関する考え方

前述のとおり、平成 29 年度の市税収入予算では、税収総額 2,531 億円のうち、固定資産税は 40.8%の 1,034 億円（土地・家屋 909 億円、償却資産等 124 億円）、都市計画税は 9.1%の 229 億円となっている。

固定資産税及び都市計画税は、市民税と合わせて税収の 92.6%を占める基幹税であることから、これらに関する事務の執行が適正であるか否かを監査する必要がある。

2.2 具体的な監査の要点

次のような視点に基づき監査を行った。

(1)課税事務は、地方税法、市税条例等に従って適法に行われているか。

(2)課税事務は、公正に行われているか。

(3)課税事務は、効率的に行われているか。

(4)納税義務者の把握は、正確に行われているか。

(5)課税客体の把握は、正確に行われているか。

(6)過去の指摘事項は、適切に対処されているか。

2.3 主な監査手続き

次のような具体的手続きを行った。

(1)法令等と賦課事務の照合

地方税法、市税条例や関連する要綱・要領を入手し、質問及び関連資料の突合をした。

①土地・家屋に関する固定資産税及び都市計画税について、法令等と賦課事務の手順を照合した。

②償却資産に関する固定資産税について、法令等と賦課事務の手順を照合した。

③縦覧制度に関して、法令等と事務手続きの手順を照合した。

④不服審査に関して、法令等と事務手続きの手順を照合した。

＜参考資料＞

・わたしたちの市税　平成 29 年度　京都市

・地方税法・京都市市税条例・京都市市税条例施行規則

・平成 29 年度固定資産税・都市計画税のしおり

・平成 29 年度償却資産（固定資産税）申告の手引き

・平成 27 年度京都市固定資産評価要綱（土地編）・京都市固定資産評価要領（土地編）

・固定資産評価要綱（家屋編）・固定資産評価要領（家屋編）

・固定資産評価要綱（償却資産編）・償却資産の意義に関する取扱要領

・縦覧事務実施要領　平成 29 年４月行財政局税務部資産税課

(2)固定資産の賦課事務の現地調査の実施

市税事務所に往査して、償却資産を除く固定資産税及び都市計画税の賦課事務が適法に行われているか現地調査をした。

税務部資産税課に往査して、固定資産税（償却資産）の賦課事務が適法に行われているか現地調査した。

(3)組織体制の整備に関する確認

組織体制や端末及びシステムが整っているかを、視察及び質問により調査した。

①職員の習熟度の把握と業務チェック体制について

・研修実施状況を資料提示により確認した。

・入力のチェック体制について質問により確認した。

②電算処理と人的処理の補完関係

・データの取り込み（法務局からの登記済データ）と手入力（納税者からの申出による家屋の滅失・路線価の管理）

・入力作業の外部委託状況

＜参考資料＞

・税務職員分類表・新規税務職員分類表

・固定資産評価員の概要・平成 28 年度　評価員の出勤簿

・平成 28 年度研修実施状況一覧（固定資産税関係）

・固定資産税システム等における処理の流れ

・平成 28 年度　固定資産税課税支援システムに係る保守管理業務委託契約書・支出命令一覧表

・平成 28 年度　固定資産課税支援システム管理ソフトウェア賃貸借契約書・支出命令一覧表

・単価契約委託契約書　固定資産税（償却資産）当初入力等・支出命令一覧表

・単価契約委託契約書　固定資産税（償却資産）例月入力等・支出命令一覧表・納品書

(4)課税保留の取り扱いに関する確認

課税保留の手続きについて、質問をし、関連資料を入手した。

＜参考資料＞

・課税保留コード適用開始決定・廃止サンプル

・独居死亡者の債権・債務に関する調査についてサンプル

・相続財産管理人審判書謄本サンプル・納税通知書等の送付についてサンプル

・「固定資産　所有確認書・所有者変更届」

・「固定資産所有者　住所移転届・納税通知書等送付先届」

・「平成__年度分固定資産税・都市計画税の第三者納付申出書」

(5)課税客体（土地、家屋、償却資産）の把握方法の確認

①旧家屋の取り壊しに伴う建替えや増築、新築家屋への課税が適正に行われているかを確認した。

②未登記家屋も課税対象となっているか、また、敷地には住宅用地の特例の適用がされているかを確認した。

③住宅用家屋が、用途の変更や滅失した場合に、住宅用地の特例を解除しているかを確認した。

＜参考資料＞

・「京都市固定資産税等住宅用地認定基準」行財政局税務部資産税課

・固定資産税及び都市計画税の住宅用地に係る課税標準の特例等についてサンプル（滅失家屋）

(6)償却資産税の未申告者の捕捉

未申告者に対して、文書や電話による催告と共に、現地確認など適正な申告指導を行っているか確認した。捕捉のための取り組みについて確認した。

＜参考資料＞

・償却資産の申告状況(平成 29 年度)

・償却資産（固定資産税）の申告について(催告)

・償却資産課税適正化取組の内容及び取組成果の詳細（平成 28 年度実績）

(7)償却資産の申告内容の確認

国税資料のサンプルの提出を求め、内容を確認し、担当者にヒアリングした。

＜参考資料＞

・法人税申告書別表十六及び貸借対照表、所得税の青色決算書

(8)市外法人の把握方法の確認

照会文書を入手して、確認した。

＜参考資料＞

・他市への償却資産配分表の送付について（通知）

・他市からの平成 28 年度固定資産税（償却資産）の価格等の配分について

(9)軽減措置の適用に関する確認

軽減措置が、公平に適用されているかを監査した。

＜参考資料＞

・京都市市税に係る課税免除・減免等規定集（平成 29 年 6 月 30 日現在）行財政局税務部

・「固定資産税（土地・家屋）非課税申告書」「事実の認定調査票」「固定資産税（土地・家屋）非課税不適用申告書」「固定資産税（償却資産）非課税申告書」「固定資産税（償却資産）非課税不適用申告書」

・「固定資産税都市計画税　課税免除申請書」

・「固定資産税都市計画税　減免申請書」「固定資産税（償却資産）減免申請書」
・「固定資産税減額申請書」「住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書」「バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書」「省エネ改修に伴う固定資産税減額申告書」「認定長期優良住宅に伴う固定資産税減額申告書」「要安全確認計画記載建物等の耐震改修に伴う固定資産税減額申告書」
・「固定資産税都市計画税　減免申請書」サンプル・「生活保護受給証明書」サンプル
・「固定資産税都市計画税　減免申請書」サンプル・「り災証明書」サンプル・「土地買収済通知書」サンプル
・固定資産税及び都市計画税の減免額（平成 24 年度から平成 28 年度）
・保育関連事業に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置の適用について

(10)評価の正確性の確認

評価手順や価格の修正一覧表を入手して個々の内容をヒアリングし、正確に行われているかを確認した。不服審査の利用状況や内容を確認した。

＜参考資料＞

・過去５年間の固定資産評価審査委員会への審査の申出並びに決定の状況について
・固定資産税不服申立ての状況、顛末のわかるもの。直近３年分
・不服申立て一覧（平成 26 年度・27 年度・28 年度）
・審査申出による修正一覧（平成 24 年度から平成 28 年度）
・土地(補充）課税台帳(平成 26 年度・27 年度・28 年度）サンプル
・京都市市税に係る返還金の取扱要綱

(11)町家のリノベーション後の取り扱いに関する確認

①町家をリノベーションした後に取得した場合の､中古資産の家屋の評価について、改築後の価額の計算書を入手して、改築の状況と評価額の算出を確認した。

②町家の用途（宿泊施設・飲食店舗・物販店舗・事務所・居宅など）別の把握と課税について確認した。

＜参考資料＞

・リノベーション町家等の課税一覧表
・改築後の価額の計算書
・京都市特定附帯設備の課税要綱「固定資産税テナント施工申出書（家屋所有者提出用）」
・「固定資産税附帯設備施工届出書（テナント提出用）」「テナント名簿兼テナント台帳明細」
・京都市附帯設備の課税要領

(12)空き家に対する税制改正への対応状況の確認

住宅用地特例適用除外の取り組み状況を調査した。

＜参考資料＞

・住宅用地特例解除に係る課税台帳(平成 27 年度･28 年度) サンプル

・固定資産税及び都市計画税の住宅用地に係る課税標準の特例等についてサンプル（滅失家屋）

(13)過去の包括外部監査における指摘事項への対応

平成 25 年度包括外部監査（平成 26 年３月 31 日監査公表第 693 号）の指摘事項について講じた措置の検証を行った。

＜参考資料＞

・監査公表第 704 号・監査公表第 715 号・監査公表第 727 号・監査公表第 743 号

・その他「平成 25 年度包括外部監査結果の検証」個別ヒアリング資料

3 固定資産税及び都市計画税における監査結果

3.1 固定資産税及び都市計画税の課税事務

3.1.1 所管課及び組織体制

課税事務は、税務部資産税課と市税事務所固定資産税室において分担して行われている。

京都市の税務職員 621 人の年代別分布は、税務部は 30 歳代をピークに年代ごとに人数が少なくなり、平均年齢は 38.9 歳となっている。また、市税事務所は年代ごとに人数が増え 50 歳代がピークとなり、平均年齢は 47.3 歳となっている。

固定資産税の課税事務には 172 人と全体の 27.6%が配置され、そのうち、土地・家屋の固定資産税の賦課業務を行う市税事務所には、比較的年齢の高い経験者が集中的に配置されている。

所管課	主な課税事務	固定資産評価補助員
行財政局 税務部（本庁） 資産税課 （端末 28 台）	● 固定資産評価事務の企画及び指導 ● 固定資産（大規模等の家屋で市長が指定するもの及び償却資産）の調査及び評価、固定資産の価格の決定並びに固定資産（償却資産）の価格の通知	課　長：１人 係　長：５人 係　員：17 人 再任用：１人 （計 24 人）
行財政局 市税事務所 固定資産税室 （端末 151 台）	● 固定資産税（償却資産を除く）及び都市計画税の賦課 ● 固定資産（資産税課担当を除く）の調査及び評価並びに固定資産（償却資産を除く）の価格の通知 ● 固定資産税に係る過料の決定 ● 固定資産課税台帳（償却資産を除く） ● 固定資産税及び都市計画税の縦覧・閲覧 ● 固定資産評価審査委員会との連絡	室　長：１人 課　長：４人 係　長：17 人 係　員：124 人 再任用：２人 （計 148 人）

（京都市提出資料より作成）

3.1.2 固定資産税システムと外部委託

3.1.2.1 固定資産税システムに関する契約と支払い

京都市の固定資産税の課税事務においては、土地・家屋の地番図及び航空写真の管理や履歴を記録した沿革台帳の管理に加え、法務局からの登記済通知データの取り込みや路線価データの管理が税務システム（固定資産税サブシステム）で行われている。課税のために必要なデータを、納税者コードを管理する税務オンラインシステムと連携させることにより、沿革台帳マッチング・確定処理を経て、評価額、課税標準額、税額が算定される。

＜固定資産税課税支援システムの仕様＞　　（単位：円）

名称	数量	年額 （消費税抜き）	税込 年間支払額
課税支援基本システム一式	179	157,200	30,389,904
(1)レポートシステム	1	250,000	270,000
(2)図面番号修正ツール	1	100,000	108,000
(3)土地対応データ把握	1	175,000	189,000
(4)一筆多地番抽出	1	100,000	108,000
(5)価格形成要因情報CSV出力	1	100,000	108,000
(6)地番変換ツール	1	100,000	108,000
(7)町名編集ツール	1	100,000	108,000
(8)課税マスタ更新処理ツール(土地評価)	1	300,000	324,000
(9)アンリンク検索	1	175,000	189,000
(10)属性一括更新	1	175,000	189,000
(11)筆背面移動	1	175,000	189,000
(12)Shape変換	1	250,000	270,000
(13)異動判読削除ツール	1	150,000	162,000
(14)家屋所在図コピーツール	1	150,000	162,000
(15)家屋番号更新ツール	1	150,000	162,000
(16)課税マスタ取込ツール(課税支援)	1	200,000	216,000
(17)課税マスタ当初更新ツール	1	200,000	216,000
(18)課税マスタ路線更新ツール	1	200,000	216,000
(19)区画整理処理(キーコード読替え処理)	1	200,000	216,000
(20)14条地図済通作成	1	25,000	27,000
(21)バックアップツール	1	200,000	216,000
(22)リストアツール	1	200,000	216,000
(23)一括リストツール	1	150,000	162,000
(24)ログイン画面	1	100,000	108,000
(25)ホストマッチング	1	250,000	270,000
年間合計			34,898,904
月額合計			2,908,242

（京都市提出資料より作成）

入力は手作業により行うため、誤りのないように、ダブルチェックとシステムの改善を徹底している。

固定資産税課税支援システムの保守管理業務委託契約書、管理ソフトウェアの賃貸借契約書を確認したところ、管理ソフトウェアのレンタル数は、研修時の使用や休職から復職

した職員への加配に対応するため、端末と同数の 179 個の契約であった。支出命令一覧表により、各々の契約どおりの月額支払い（保守管理業務 1,960,200 円、ソフトウェアレンタル 2,908,242 円）を確認した。

3.1.2.2 外部委託契約の内容と支払い

償却資産の申告書数 32,051 件のうち、eLTAX によるものは 7,661 件（23.9%）にとどまり、eLTAX 以外が 24,390 件（76.1%）であった。ダウンロードされた eLTAX データは、税務オンラインシステムに取り込まれ、次回の申告の参考となるプレ申告データが納税義務者に送信される。一方で、eLTAX 以外の申告書については入力作業が必要となるため、外部委託をしている。

当初入力について、平成 27 年 12 月 24 日に履行期間を契約日の翌日から平成 28 年３月 31 日までとする単価契約での委託契約を締結し、例月入力については、別会社に平成 28 年４月１日に履行期間を同日から翌年３月 31 日までとする単価契約での委託契約を締結している。

各々の契約に基づく入力予定件数と実際の支払いは、以下のとおりである。

＜当初入力の入力予定件数、引渡日及び納品日と委託料＞

引渡日	納品日	申告書（枚）	明細書-1（行）	明細書-2（行）	明細書-9（行）	入力予定件数
H28.2.1	H28.2.3	1,000	8,000	400	5,200	14,600
H28.2.12	H28.2.17	1,600	10,200	1,800	5,800	19,400
H28.2.22	H28.2.26	3,300	11,000	1,800	5,500	21,600
H28.3.14	H28.3.17	100	800	200	500	1,600
合計数		6,000	30,000	4,200	17,000	57,200
契約単価(円)		61.78	38.02	43.72	19.01	
合計金額(円)		370,680	1,140,600	183,624	323,170	2,018,074

（京都市提出資料より作成）

当初入力については、支出命令一覧表により、平成 28 年５月２日に一括して 2,107,471 円の支払いを行っている。予定との大きな差異は認められなかった。

＜例月入力の入力予定数と実際の納品数及び支払額＞

引渡日	納品日	明細書-1(行)	明細書-2(行)	明細書-9(行)	入力予定数(行)	実際の納品数(行)	左の支払額(円)
H28.4.5	H28.4.7	10	10	10	30		
H28.4.18	H28.4.20	1,650	220	950	2,820	2,080	111,196
H28.5.2	H28.5.9	20	10	10	40		
H28.5.23	H28.5.25	2,330	90	210	2,630	1,826	97,617
H28.6.3	H28.6.7	10	10	10	30		
H28.6.21	H28.6.23	1,750	20	70	1,840	2,620	140,065
H28.7.4	H28.7.6	40	30	50	120	16	
H28.7.21	H28.7.25	500	130	380	1,010	349	19,512
H28.8.4	H28.8.5	10	10	30	50		
H28.8.23	H28.8.25	1,240	4,390	320	5,950	154	8,232
H28.9.5	H28.9.7	10	20	40	70	792	
H28.9.16	H28.9.21	390	80	280	750	486	68,321
H28.10.3	H28.10.5	10	10	10	30	124	
H28.10.20	H28.10.24	1,740	180	800	2,720	887	54,048
H28.11.2	H28.11.7	10	10	10	30	193	10,317
H28.11.17	H28.11.21	1,150	40	470	1,660		
H28.12.1	H28.12.5	150	10	110	270		
H28.12.14	H28.12.16	940	10	380	1,330	159	8,500
H28.12.28	H29.1.5	10	30	10	50		
H29.1.19	H29.1.23	200	10	190	400	36	2,031
H29.2.1	H29.2.3	30	10	10	50	121	
H29.2.21	H29.2.23	350	160	670	1,180	202	17,267
H29.3.6	H29.3.8	20	10	50	80		
H29.3.24	H29.3.27	10	10	10	30		
合計		12,580	5,510	5,080	23,170	10,045	
契約単価(円)		53.46					
合計金額(円)		672,527	294,565	271,577	1,238,668		537,106

(京都市提出資料より作成)

例月入力については、納品書及び支出命令一覧表を見ると、入力予定件数 23,170 行に対して実際の納品数は 10,045 行と 43.3%に留まっていた。支払いは、納品された月の翌月にされている。

3.1.3 固定資産評価員

地方税法第 404 条第 1 項において、「市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に固定資産評価員を設置する」ものとされ、地方税法第 404 条第 2 項において、「固定資産評価員は、固定資産の評価に

関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する」ものとされている。

京都市では１名が選任され（市税条例第 62 条）、京都市固定資産評価員の勤務条件等に関する要綱に基づき、その職務を行っている。職務内容は、要綱第２条に列挙されている。

① 土地の売買実例価格の調査及び情報収集に関すること
② 地価水準の現状把握に関すること
③ 標準地の価格評定に関すること
④ 評価調書の作成に関すること
⑤ 固定資産評価補助員への指導に関すること
⑥ その他固定資産評価に関すること

原則として任期は４年（要綱第３条）とし、勤務時間は、１週間につき 15 時間 30 分（要綱第４条）としている。評価員の身分は、地方公務員法第３条第３項の特別職にあたる。

職務内容は、主として公務員としての経験に基づき高所の見地から行われる方針の助言等とのことである。なお、現評価員の平成 28 年度の出勤簿の提出を求めたところ、規定どおりの出勤状況であることが確認された。

3.1.4 固定資産評価補助員

地方税法第 405 条において「市町村長は、必要があると認める場合においては、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、固定資産評価補助員を選任して、これに固定資産評価員の職務を補助させることができる」こととされている。

京都市では、固定資産評価補助員は、前述 3.1.1 のとおり、税務部資産税課に職員 24 人と市税事務所固定資産税室に職員 148 人の計 172 人を配置している。

さらに、専門性の求められる課税事務であることを踏まえ、初めて従事する者から経験者に至るまで各々に対して以下のような幅広いテーマで実務研修を実施し、スキルアップに努めている。

＜平成 28 年度固定資産税関係研修実施状況＞

主たる受講対象者	研修テーマ	実施時間	受講者数
初めて従事する者	固定資産税担当新任職員研修	6.75	26人
初めてシステムを操作する者	固定資産税システム操作新任職員研修	6.50	26人
基本操作を習得済みの者	固定資産税システム操作・活用研修	1.83	32人
右の事務に翌年度従事する者	審査申出,審査請求及び縦覧に係る研修	2.50	25人
右の事務に従事する者	審査請求に係る研修	2.75	17人
右の事務に従事する者	死亡者課税及び現所有者認定事務に係る研修	2.00	23人
資産税課職員	償却資産実地調査等研修会	6.00	3人
	職場研修(KYOMS日常研修)	1.00	24人
家屋評価１年目の者	木造家屋評価研修(基礎)	21.50	19人
	非木造家屋評価研修(基礎)	30.00	21人
	初任者到達度確認研修	10.50	12人
	木造家屋評価研修会	6.50	13人
家屋評価３年目の者	フォローアップ研修（非課税家屋事例）	3.75	8人
家屋評価５年目の者	キャリアアップ研修（事例）	3.00	3人
土地評価１年目の者	土地評価研修(基礎)	23.50	11人
	土地評価システム初任者研修	2.50	30人
	住宅用地認定研修(基礎)	4.50	25人
	住宅用地認定研修(発展編)	3.00	26人
	初任者到達度確認研修	3.50	6人
土地評価３年目の者	審査申出(土地)に係る弁明書作成研修	1.50	6人
	土地評価研修①（判例）	3.00	8人
	土地評価研修②（建築基準法）	3.00	11人
	評価替え向けレポートシステム研修	0.50	13人
	平成30基準年度土地評価替え研修	2.50	8人
土地評価５年目の者	土地評価研修(上級編)	3.00	26人
合計		155.08	422人

（京都市提出資料より作成）

3.1.5 土地・家屋の賦課事務の流れ

土地・家屋の賦課事務の手順は、以下のとおりで、納税義務者や対象資産の把握、評価、税額確定、納税の告知から、非課税・減額・課税免除・減免に関するもの、縦覧、審査申出や審査請求といった事務まで多岐に及んでいる。

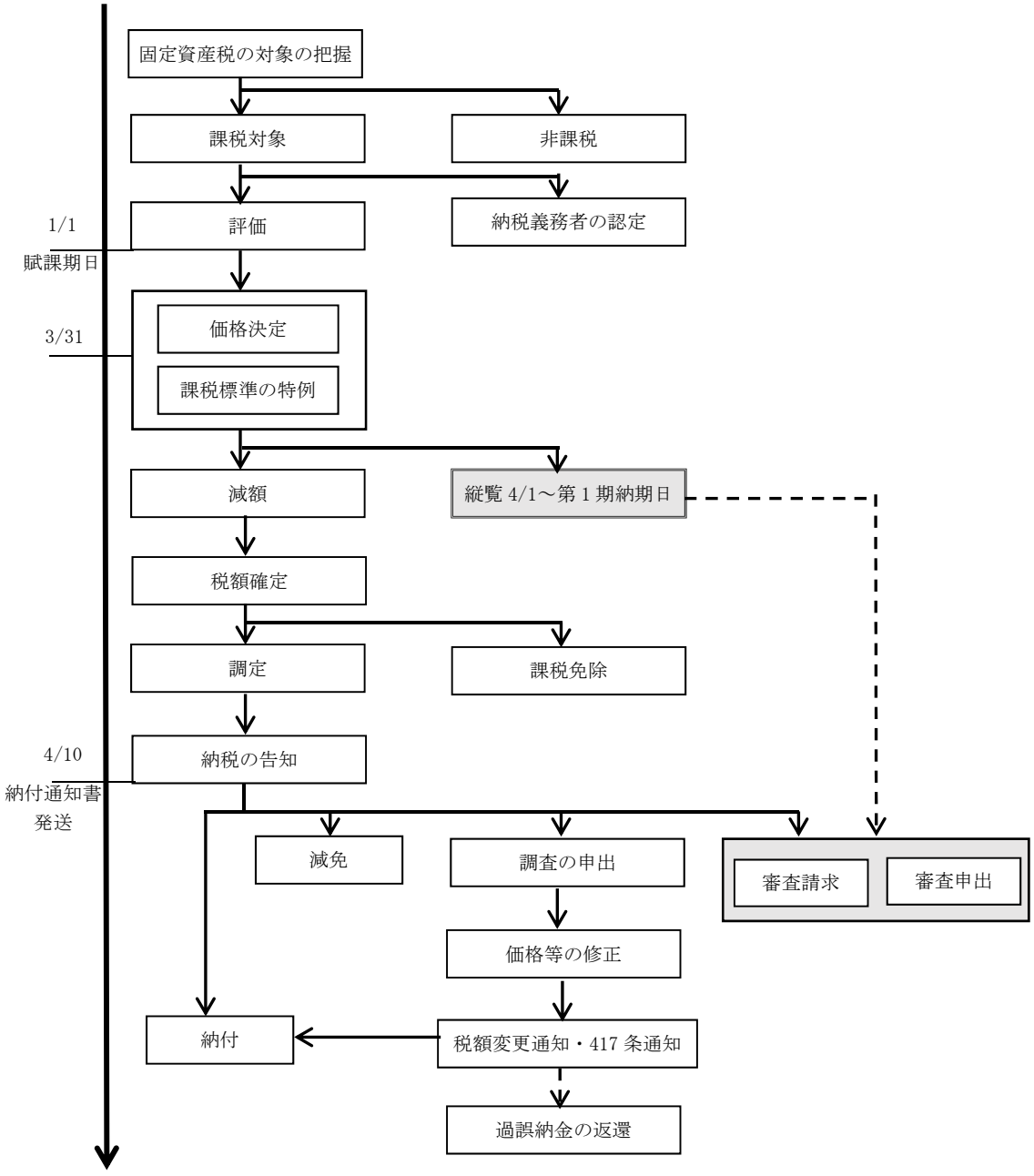

（京都市提出資料より作成）

3.1.6 償却資産の課税事務の流れ

償却資産の課税事務の手順は、以下のとおりで、償却資産の所有者に申告書を発送し、これに基づき税額の計算を行う。所有者からの申告をもとに賦課課税する仕組みであるため、未申告者の把握や申告内容確認のための調査及び国税資料の閲覧を実施している。

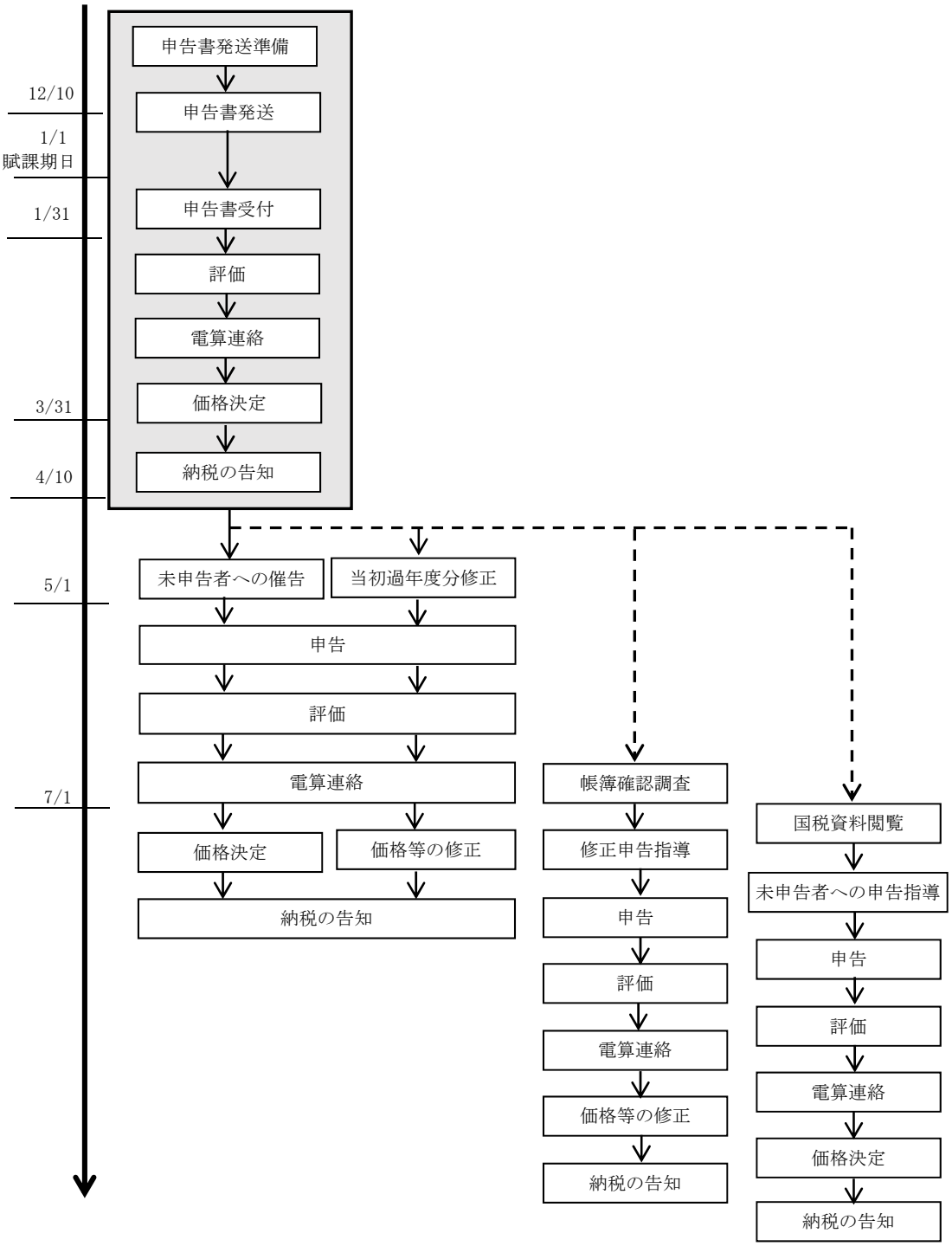

（京都市提出資料より作成）

3.1.7 過年度課税の状況

地方税法第17条の５第５項において「固定資産税又は都市計画税に係る賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して５年を経過した日以後においては、することができない」ものとされている。

京都市では、固定資産税は賦課課税であることから、適正に評価する義務や調査を実施する義務は市町村にあると考え、過年度分の更正については、明らかな課税の把握漏れが発見された場合のみ、５年間遡って賦課決定を行っている。償却資産は申告に基づく賦課課税であることから、申告書の提出を求めるとともに、工事明細など金額と日付の分かる客観的資料がある場合に限り、原則５年間遡及して課税している。

一方で、家屋の滅失が判明したなど、賦課期日時点の実際の状況が課税内容を明らかに下回ることが確認できた場合は、税額の還付をしている。

3.1.8 課税保留の状況

納税通知書を送付したものの死亡による不達の場合は、①郵便局から納税通知書が返戻された際の確認、②相続人等への問い合わせ、③滞納に伴う調査により税務センターが把握した情報等により把握し、相続人等の調査を行い、「現に所有している者」を納税義務者として課税する。

しかし、固定資産課税台帳に登録されている所有者の死亡及び消滅等を確認し、現所有者を認定するための調査をした結果、相続人等が不存在かつ現に所有する者も特定することができない場合は、対象となる固定資産に課税保留コードの適用を開始し、特定できれば、当該コードの適用を廃止している。

一人あたりの保留金額は数万円ではあるものの、件数及び金額は、増加している。

＜課税保留件数（納税義務者数）の推移＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
課税保留件数（人）	8	56	99
保留金額（円）	279,400	2,743,900	6,762,300
一人あたりの保留金額（円）	34,925	48,998	68,306

（京都市提出資料より作成）

【意見】

償却資産の納税義務者及び課税客体の把握は、税収確保の観点から取り組むべき課題と考える。より効率的な事務の執行を図るなどして、積極的な賦課課税に取り組まれたい。

【意見】

平成 26 年度に市税事務所を開設し賦課業務を集約させるとともに、税務部は企画指導部門に特化させ、税務行政の水準の維持・向上並びに効率性の向上を図っているが、償却資産に係る固定資産税の賦課業務については税務部に残されている。

償却資産の税収増加のためには、税務部は企画指導に特化し、市税事務所において家屋と連携した賦課業務に移行できるよう検討されたい。

【意見】

償却資産の申告のうち、eLTAX によるものは 23.9%にとどまり、eLTAX 以外の 76.1%については、手作業による入力を外部委託している。事務の効率化及び外部委託コストの削減のため、eLTAX による提出を促す施策を実施されたい。

3.2 固定資産税の課税客体

3.2.1 課税客体の把握

固定資産税の課税対象となる課税客体の把握の方法及び頻度は以下のとおりで、土地・家屋について毎年約 40,000 件の異動を捕捉している。登記情報と現況が異なる場合は現況によるため、家屋について、賦課期日後に新築の登記がされていたものの、賦課期日前に新築されたことが判明したため、新たに課税したという事例もあるとのことである。

償却資産については、所有者からの申告に基づき賦課課税を行うため、申告書の提出漏れや申告内容に不備がないかを様々な手法を用いて課税適正化に取り組んでいる。

土地・家屋	・登記所からの通知→月１回 ・都市計画局からの建築確認データの活用→月１回 ・航空写真による異動判読システムの活用→１～２月頃 ・所有者からの申告→通年
償却資産	・所有者からの申告→１月 ・未申告者への書面による催告→５月～10 月 ・帳簿確認調査→７月～８月 ・国税資料の閲覧→９月 ・入居状況照会による新規テナント事業者の把握→10 月 ・法人市民税の新規課税事業者（新規開設の届出）の把握→12 月 ・固定資産税室からの新増築家屋等の情報提供→通年 ・保健福祉局からの食品衛生法に基づく営業許可リストの活用→通年

（京都市提出資料より作成）

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年１月１日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を１月 31 日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない（地方税法第 383 条）。

市町村は、固定資産の所有者が第 383 条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で 10 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる（地方税法第 386 条）。

京都市では、市税条例第 60 条において、10 万円以下の過料を科すると定めている。

3.2.2 国税資料の閲覧と活用

地方税法第 354 条の２では、「市町村長が固定資産税の賦課徴収について、政府に対し、固定資産税の納税義務者で所得税若しくは法人税の納税義務があるものが政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該納税義務者の所得税若しくは法人税に係る課税

標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする」と定められている。

償却資産の申告件数 32,051 件に対して、未申告者や申告内容に疑義があるとして実施した国税資料の閲覧件数は 167 件（0.5%）である。国税資料の閲覧の際には、具体的には以下のような資料を閲覧している。

＜法人に関するもの＞
・貸借対照表及び個々の資産明細に係る資料
・別表十六（一）旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書
・別表十六（二）旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書
・別表十六（七）少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

＜個人事業者に関するもの＞
・所得税における青色申告決算書
・所得税における白色申告決算書

3.2.3 帳簿の確認調査と質問検査権の行使

地方税法第 408 条では、「市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも１回実地に調査させなければならない」と定められている。京都市では、航空写真により異動が判明し、実地調査が必要と判断した場合には、固定資産評価補助員が１名又は２名で現況確認を行っている。未評価の家屋を把握した場合は、すみやかに評価し、家屋の内部については、２名での実地調査を行っている。

償却資産については、５年前の新規捕捉者などから過去５年間調査をしていない者を抽出し、減価償却明細書の写しの提出を求め、申告内容と照合している。

市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第１号若しくは第２号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは当該物件の提示若しくは提出を求めることができる（地方税法第 353 条）。
①納税義務者又は納税義務があると認められる者
②前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
③前二号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

さらに、固定資産税に関する調査には、検査拒否に関して１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金などの罪に問われるほどの質問検査権が与えられている。

3.2.4 市外法人に対する確認

市外法人が市内に償却資産を所有する場合は、所有者に、減価償却明細書や貸借対照表の写し及び少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書の写しの送付の提出を求め、提出された書類と申告書の内容と照合している。

京都市から他市に対しては、協定書に基づき、償却資産配分表及び償却資産申告書の写しを送付している。

他市から京都市に対しては、協定書に基づき、家屋の床面積に応じた課税標準額の配分表が送付されている。

3.2.5 償却資産課税適正化の取組み

京都市では、帳簿確認調査等により、申告指導を行い、提出された申告書に基づき新たに課税したり、資産の増減が判明した場合には、修正申告に基づき課税を修正したりするなど、償却資産課税適正化に向けた取り組みを実施している。

閲覧した国税資料と課税台帳と照合し、明らかに課税すべき資産があれば、電話等により納税義務者に確認を行っている。

平成 28 年度における償却資産課税適正化取組の内容及び取組成果は、表のとおりである。新規テナント 1,062 件に催告文書を送付して、うち 239 件から申告書の提出があった（下記「新規捕捉」の３を参照）。また、合計 943 件の課税件数を捕捉し、税収 115,542 千円を確保した。

なお、帳簿の確認調査における課税額のマイナスは、家屋評価に含んでいた資産の判明や減少資産の申告漏れにより課税していたものを修正したことによる。

課税適正化取組の内容		実施時期	申告書等発送件数	申告書等提出件数	課税件数	課税額（千円）
新規捕捉	1.法人市民税の新規課税事業者 過去1年間に法人市民税が新規に課税された法人で、償却資産の課税がないものを抽出して捕捉。	12月上旬	756	403	53	6,787
	2.外観調査から把握した事業者 市税事務所が把握した構築物(立体式、コイン式、アスファルト敷の駐車場)を区からの情報連絡により捕捉。	通年	58	44	5	3,680
	3.既存テナントの入替えに伴う新規テナント事業者 テナント台帳をもとに、家屋所有者に対してテナントの入退去照会を行い、新規テナントを捕捉。(調査1,062)	10月	328	239	87	17,648
	4.保健福祉局が管理する営業許可申請等のリスト 保健福祉局から入手したデータから新規事業者を捕捉。	通年	248	53	31	4,706
	5.家屋附帯設備調査 大規模な新増築事業用家屋について家屋担当者と合同実地調査をし、見積書等から償却資産を抜き出して申告指導を行う。	通年	－	－	62	39,882
	6.事業用家屋を新増築した事業者 市税事務所からの情報連絡により市税事務所評価分の新増築事業用家屋を捕捉。	通年	154	114	45	8,944
	7.事業用家屋に入居する特定附帯設備のみなし課税の対象となるテナント入居者 市税事務所からの情報連絡及び府税評価の実地調査により各評価分の新増築事業用家屋に入居したテナントを捕捉。	通年	63	35	14	8,671
	8.昨年度取組分の未申告者への指導 昨年度課税適正化取組の事業者のうち、未申告者に対して国税資料の閲覧を含む申告指導を行う。	8月9月	91	36	12	1,487
○帳簿の確認調査 納税義務者に減価償却明細書の提出を求めて確認調査をし、申告漏れや誤りがある場合は修正申告の提出を求め、税額を修正する。		7月8月	345	289	236	△9,442
○過年度分の修正 当初申告で、取得年月が前年以前の資産(過年度に申告漏れであった資産)が申告された場合、過年度分の課税を行う。		6月	－	－	398	23,737
合計			2,043	1,213	943	115,542

（京都市提出資料より作成）

3.2.6 特定附帯設備のみなし課税

家屋所有者が所有する電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備、運搬設備等の附帯設備で家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっているものは、固定資産税における家屋の課税客体となるが、自己所有家屋における附帯設備のうち、家屋の評価に含まれないものは償却資産として申告が必要となる。

一方で、テナントが家屋に取り付けた附帯設備は、京都市特定附帯設備の課税要綱・要領に基づき、償却資産としてテナントに課税するため、テナントは償却資産として申告が必要となる。申告漏れにならないよう、家屋所有者とテナント双方から特定附帯設備を把

握するための書類の提出を求め、これをもとに「テナント台帳」を作成して入居状況を把握し、必要に応じて家屋所有者に異動の照会を行っている。

＜家屋所有者とテナントに求める書類＞

対象者	提出先	提出書類
家屋所有者	行財政局市税事務所 ※写しを資産税課に送付	「固定資産税テナント施工申出書」 ① テナント名簿 ② テナント施工部分平面図 ③ テナントとの賃貸借契約書を添付
テナント	行財政局税務部資産税課	「固定資産税附帯設備施工届出書」 ① 工事見積書 ② 設計図面 ③ リース契約書を添付

（京都市提出資料より作成）

3.2.7 太陽光発電設備の課税

遊休地や事業用家屋の屋根等に太陽光発電設備を設置した場合や発電電力を全量売電している場合は、償却資産として固定資産税の課税対象となるため、申告が必要となる。

一方、家屋と一体の建材（屋根材など）として設置された建材型ソーラーパネルは、家屋として固定資産税の課税対象となるため、申告は不要である。

【指摘事項】

地方税法第 17 条の５第５項により、固定資産税や都市計画税に係る賦課決定については法定納期限の翌日から起算して５年以内であれば行うことができるとされている。しかしながら、京都市においては、固定資産税が賦課課税方式であることを勘案して、現年度からの課税のみとし、遡及していないケースがある。

正しく納税している納税者との課税均衡の観点から、賦課期日時点の状況が客観的に確認できる場合には、５年間の遡及を徹底すべきである。

【意見】

償却資産は申告に基づく賦課課税であるから、公平性の観点から納税義務者を捕捉する必要がある。継続して個々の納税義務者に関する資料を作成して未申告者の捕捉が出来るよう管理する手法を構築されたい。

【意見】
償却資産の未申告者に対する書面及び実地調査には限界があるものの、現状の抽出方法は効果的とは言えず、設備投資の多い業種別に絞り込むなど、効率的・効果的な捕捉について更なる検討をされたい。

【意見】
償却資産の内容の確認として申告内容に疑義があるものの抽出条件は、以下のとおりとなっている。
・昨年度新規捕捉したもののうち未申告のもの
・昨年度帳簿調査対象としたもののうち資料未提出のもの
・法人市民税が課税されているもので償却資産申告が過去５年間ないもの
抽出した事業者については、書面及び実地調査を行い、事績表を作成して、継続的に取り組む手法を構築されたい。

【意見】
申告のない納税義務者に対して実施する過去の申告に基づくみなし課税には、新たに取得した償却資産の課税漏れの恐れがある。実地調査及び工場の増床など、家屋の評価と連携して精査する手法を構築されたい。

【意見】
申告のない納税義務者に対して実施する過去の申告に基づくみなし課税は効率的・効果的ではあるが、除却された償却資産を把握できないため、過大に課税する恐れがある。納税義務者が正しい申告を行うよう償却資産の異動について確認する手法を構築されたい。

【意見】
償却資産について、未申告者に対しては、事業用の償却資産の所有者は毎年１月 31 日までに申告することが義務づけられている（地方税法第 383 条）ことの周知を図る必要がある。

【意見】
サンプルを求めたテナントについて、償却資産の申告がなされていないものがいくつか見受けられた。償却資産の未申告者への対応として、特に内装工事を伴う店舗物件については申告が必要である可能性があるため、申告漏れが生じないよう指導を行われたい。

【意見】

国税資料などにより、償却資産の保有が明らかであり、かつ、催告をしても申告に応じない事業者に対しては、法令どおり厳正な処分を行われたい。

参考

地方税法第 386 条（固定資産に係る不申告に関する過料）

市町村は、固定資産の所有者が第 383 条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で 10 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

【意見】

課税の公正性を維持するため、償却資産に対する未申告者を把握するために事業者に対して現地立ち入り調査を実施することは可能である（地方税法第 353 条）。質問検査権を行使し、実地調査を適宜実施されたい。

【意見】

償却資産の申告内容の確認方法として、国税資料と照合して、虚偽の申告をしたことが明らかな事業者に対しては、法令どおり厳正な処分を行われたい。

3.3 固定資産税の非課税・減免等

3.3.1 固定資産税の非課税

市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができない（地方税法第 348 条第１項）ものとされている。この第１項の所有者による非課税のほか、第２項においては、公共道路、公共用水路、教育や社会福祉などの用途による非課税が定められている。

固定資産の所有者は、その所有する固定資産が地方税法第 348 条第２項の規定の適用を受けることとなるときは、当該適用を受けることとなる事由が発生した日から 30 日以内に、市長が定める事項を記載した申告書にその事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない（市税条例第 57 条第１項）。

また、地方税法第 348 条第２項の規定の適用を受ける固定資産の所有者は、当該固定資産がこれらの規定の適用を受けなくなるときは、当該適用を受けなくなる事由が発生した日から 30 日以内に、市長が定める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない（市税条例第 57 条第２項）。

従って、非課税を適用している固定資産については、所有権移転や用途変更などを把握して引き続き非課税要件に該当するかを確認するとともに、非課税事由に該当しないことが判明した場合には、すみやかに適用を取り消さなければならない。京都市においても、所有者の申告により、土地の一部が公衆用道路であることが判明し、非課税を適用した事例がある。

京都市では、下表のとおり土地・家屋ともに非課税件数が増加している。

＜非課税件数の推移＞

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
土地	地積(㎡)	151,539,015	151,617,678	151,765,128	151,914,000	152,060,272
	筆	136,679	137,628	138,544	139,605	140,489
家屋	床面積(㎡)	10,105,361	10,189,605	10,240,378	10,309,548	10,405,654
	棟	14,612	14,717	14,742	14,786	14,897

（総務省「固定資産の価格等の概要調書」より作成）

税制改正により、平成 28 年度から保育関連事業の用に供する固定資産について非課税又は課税標準の特例が適用されることとなったが、この際には、家屋担当から納税者に対して判定の基準や提出を求める書類を送付するなどして周知したとのことである。このように、制度改正に際しては納税者への周知を徹底している。

3.3.2 固定資産税の減額

3.3.2.1 土地に係る軽減措置

地方税法第 349 条の３の２においては、「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」が定められている。

これは、専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供されている土地(ただし､空家等対策の推進に関する特別措置法の規定により、所有者等に対し勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている土地を除く。）に対して課する固定資産税の課税標準について設けられた軽減措置であり、具体的には下記の表のとおりとなっている。

ここで住宅用地とは、賦課期日において住宅の敷地となっている土地をいい、住宅を建築中の土地、貸駐車場、店舗用の駐車場・資材置場等に供されている土地など住宅の敷地として使用されていないものは、原則として、住宅用地にはならない。

＜住宅用地に対する課税標準の特例＞

	面積が 200 ㎡以下の 小規模住宅用地	200 ㎡超　家屋の床面積の 10 倍までの一般住宅用地
固定資産税	評価額×１／６	評価額×１／３
都市計画税	評価額×１／３	評価額×２／３

住宅用地については、土地所有者に申告義務を課している（市税条例第 59 条）。京都市では、所有者の申出により調査を行った結果、賦課期日前に土地の用途変更（非住宅用地から住宅用地へ）があったことが判明し、課税標準の特例の適用を行った事例がある。

3.3.2.2 住宅用地となる住宅の定義

住宅とは、専ら人の居住の用に供する、つまり、特定の者が継続して居住の用に供する家屋であり、その敷地は住宅用地であるが、家屋の一部を人の居住の用に供する、いわゆる併用住宅については、表のように居住割合に応じて住宅用地の対象が定められている。

	居住割合	対象土地の割合
地上 5 階以上の耐火建築物の併用住宅等	１／４以上１／２未満	50%
	１／２以上３／４未満	75%
	３／４以上	100%
上記以外の併用住宅等	１／４以上１／２未満	50%
	１／２以上３／４未満	100%

住宅の範囲は、京都市固定資産税等住宅用地認定基準に定める「住宅用地の認定及び建替え特例の適用に関するＱ＆Ａ」によると、全部または床面積の４分の１以上を特定の者が継続して居住に供する家屋をいい､構造上は住宅でも倉庫など事業に供しているものや、会社の研修施設・保養施設のように一時的な宿泊のためのものは、住宅とはならない。また、不特定の者がウィークリーやマンスリーといった短期間の居住に供するものも、住宅とはならない。従って、民泊や１ケ月単位の定期借家は、固定資産税においては住宅ではない。民泊に供する家屋については、「住宅宿泊事業法」により普及が進むと考えられるものの、住宅用地の判定については厳格に取り扱う必要がある。

平成 29 年８月 24 日東京高裁判決において、介護付き有料老人ホームにおける非居住者用の駐車場も住宅用地の特例を適用できるとされたが、京都市では同様の駐車場については、住宅用地認定基準に基づき次のような判断をしており、非居住者用部分が小規模かつ一画地の半分に満たない場合には、全部を住宅用地として特例を適用している。

住宅が存する一画地の中の駐車場等で、居住者以外の者が使用するもの及び居住以外の目的に使用されるものについては、住宅用地の特例を適用しないこととしている（京都市固定資産税等住宅用地認定基準第６条）。ただし、例外として、居住部分と非居住部分が混在している家屋（併用住宅）の敷地のうち、非居住者用の駐車場等については、次の基準に該当すれば住宅用地の特例を適用している（京都市固定資産税等住宅用地認定基準第７条）。

①当該部分が、併用住宅と機能的に一体として利用されていること

②当該部分の面積の合計が、100 ㎡未満であること

③当該部分の面積の合計の当該一画地の面積に対する割合が、２分の１未満であること

その他、賦課期日にマンションデベロッパーが所有する販売用物件は、居住を目的とした家屋であるため、住宅として課税している。

3.3.2.3 家屋に係る軽減措置

家屋については、住宅の新築や耐震改修、省エネ改修などに対して、一定期間、一定額を軽減する措置が設けられている。

＜新築住宅に係る固定資産税の軽減特例＞

	種別	軽減期間	軽減割合	対象床面積
一般住宅	３階建以上で耐火構造	５年分	１／２	120 ㎡までの居住部分
	上記以外	３年分		
長期優良住宅	３階建以上で耐火構造	７年分	１／２	120 ㎡までの居住部分
	上記以外	５年分		

3.3.3 固定資産税の課税免除

京都市では「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第６条第１項の規定により指定を受けた歴史的風土特別保存地区の区域内における土地及び家屋で，その所有者が使用するものは，固定資産税は課さない」ものとされている（市税条例第 41 条第１項）。

また、公益上その他の事由により市長が課税を不適当と認める固定資産についても課さない（市税条例第 41 第２項）とされ、市税条例施行細則第４条の５に列挙されている。

これらは、平成 25 年度包括外部監査（平成 26 年３月 31 日監査公表第 693 号）における監査項目であるため、後述のとおり、指摘事項に対して講じた措置の検証を行った。

3.3.4 固定資産税の減免

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる（地方税法第 367 条）。これに対応して、市税条例第 55 条第１項では固定資産税の減免事由が掲げられ、同項第５号に規定する市長が特に必要と認める固定資産については、市税条例施行細則第４条の６に列挙されている。

なお、「固定資産税の減免を受けようとする者は，納税通知書を発した日から当該通知書に指定した納期限までに減免を受けようとする事由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない」ものとされている（市税条例第 55 条第２項）。

京都市では減免対象者に対する適用の確認として、毎年度、以下の方法を実施している。

①生活扶助を受ける者が納税者である固定資産に係る減免

関係課から対象者のリストを入手。「減免申請書」及び証明書類として「生活保護受給証明書」。

②上記以外の減免

減免対象者から提出される申請書により確認。「減免申請書」及び証明書類として消防署長から本人宛の「り災証明書」、国土交通省近畿地方整備局から区長宛の「土地買収済通知書」。

減免適用後に減免事由に該当しないことが発覚した場合には、すみやかに適用を取り消すものとされており、実際に生活保護の不正受給が発覚し、減免を取り消した事例がある。

京都市の減免額は、国等の買収により使用収益不能となった固定資産の減少や通達による個別減免を廃止したことにより、平成 25 年度をピークに減少している。

これらは、平成 25 年度包括外部監査（平成 26 年３月 31 日監査公表第 693 号）における監査項目であるため、後述のとおり、指摘事項に対して講じた措置の検証を行った。

＜過去５年間の固定資産税及び都市計画税の減免額＞　　（単位：千円）

年度			1 災害又は盗難により損失を受けたもの	2 生活扶助を受ける者の固定資産税	3 国等の買収により使用収益不能となつたもの	4 土地区画整理により減歩された土地	5 その他市長が特に必要と認めるもの	(5の内訳) 施行細則第4条の6 風致地区に指定された山林	公衆浴場の用に供するもの	人的非課税者の共有部分	その他
24	固定資産税	土地	0	12,841	18,451	103	59,194	(1,708)	(23,103)	(11,055)	(23,328)
		家屋	1,751	14,487	5,600		38,179		(6,000)	(12,379)	(19,800)
		償却資産	0				11,244		(1,440)		(9,804)
	都市計画税	土地	0	5,480	4,031	27	11,809	(120)	(4,052)	(2,572)	(5,065)
		家屋	378	3,055	1,163		8,204		(1,308)	(2,653)	(4,243)
	合計		2,129	35,863	29,245	130	128,630	(1,828)	(35,903)	(28,659)	(62,240)
25	固定資産税	土地	26	13,509	18,803	0	66,352	(1,724)	(21,390)	(10,706)	(32,532)
		家屋	6,705	15,335	5,644		36,552		(5,740)	(11,012)	(19,800)
		償却資産	0				7,066		(1,569)		(5,497)
	都市計画税	土地	6	5,630	4,156	0	13,401	(124)	(3,727)	(2,512)	(7,038)
		家屋	1,383	3,245	1,129		7,854		(1,251)	(2,360)	(4,243)
	合計		8,120	37,719	29,732	0	131,225	(1,848)	(33,677)	(26,590)	(69,110)
26	固定資産税	土地	0	13,337	18,116	109	64,633	(2,342)	(20,576)	(11,199)	(30,516)
		家屋	1,191	15,693	5,289		33,211		(5,570)	(11,268)	(16,373)
		償却資産	3				4,346		(1,256)		(3,090)
	都市計画税	土地	0	5,559	4,005	24	13,132	(257)	(3,613)	(2,653)	(6,609)
		家屋	253	3,333	1,134		7,135		(1,214)	(2,412)	(3,509)
	合計		1,447	37,922	28,544	133	122,457	(2,599)	(32,229)	(27,532)	(60,097)
27	固定資産税	土地	0	13,926	6,778	351	57,250	(2,268)	(19,408)	(10,100)	(25,474)
		家屋	859	16,286	5,377		30,535		(5,015)	(11,037)	(14,483)
		償却資産	142				1,404		(1,404)		0
	都市計画税	土地	0	5,694	1,562	78	11,543	(240)	(3,436)	(2,400)	(5,467)
		家屋	166	3,443	1,152		6,559		(1,093)	(2,362)	(3,104)
	合計		1,167	39,349	14,869	429	107,291	(2,508)	(30,356)	(25,899)	(48,528)
28	固定資産税	土地	0	13,875	6,139	33	48,732	(2,157)	(18,495)	(11,142)	(16,938)
		家屋	1,403	16,491	5,486		17,061		(4,560)	(11,424)	(1,077)
		償却資産	0				1,352		(1,352)		0
	都市計画税	土地	0	5,632	1,407	14	9,779	(217)	(3,265)	(2,659)	(3,638)
		家屋	293	3,465	1,179		3,672		(995)	(2,446)	(231)
	合計		1,696	39,463	14,211	47	80,596	(2,374)	(28,667)	(27,671)	(21,884)

（京都市提出資料より作成）

【意見】

非課税の対象となっているものについては、対象とならなくなった場合に所有者が届出をする定めとなっており、届出がされない場合には、そのまま課税漏れとなる可能性がある。非課税の管理の徹底及び所有者への意識づけのために、定期的に現況報告を求める独自の確認方法を構築されたい。

3.4 縦覧制度と不服申立て

3.4.1 縦覧制度の概要

固定資産税は賦課課税であることから、納税者の信頼を確保するため、以下のような情報開示制度が設けられている。

・縦覧制度
・課税明細書の送付
・固定資産課税台帳の閲覧制度
・固定資産課税台帳記載事項の証明制度
・宅地の標準的な価格の閲覧制度
・固定資産課税台帳に価格を登録した旨の公示制度

市町村長は、固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格とを比較することができるよう、毎年４月１日から、4 月 20 日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、その指定する場所において、土地価格等縦覧帳簿又はその写しを当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、かつ、家屋価格等縦覧帳簿又はその写しを当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならない（地方税法第 416 条）。

京都市では、縦覧事務実施要領に基づき縦覧を実施している。納税者は、他の土地・家屋の評価額の比較をして、自身の所有する土地・家屋の評価額が適正かどうかを判断できる。縦覧の記載事項は以下のとおりで、課税標準額や税額は対象に含まれない。

対象資産	土地・家屋　※償却資産は対象ではない。
縦覧帳簿の記載事項	土地：所在、地番、地目、地積、評価額 家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額、建築年
縦覧期間	土日休日を除く、４月１日から第１期納期限日までの８時半から 17 時
縦覧場所	市税事務所の固定資産税担当窓口及び各区役所・支所に開設する臨時窓口

市町村長は、納税義務者、借地借家人等の求めに応じ、固定資産課税台帳のうちこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関する事項が記載をされている部分又はその写しをこれらの者の閲覧に供しなければならない（地方税法第 382 条の２）。

閲覧制度は、固定資産税を実質的に負担すると考えられる借地人・借家人に対して、該当する固定資産課税台帳の開示をするものである。

縦覧制度を利用できる者は、納税者（免税点未満の納税義務者を含む）や同一世帯の親族などに限られ、窓口で表の方法により本人確認を行う。借地人・借家人や賦課期日以降新たに所有者となった者は、納税者ではないため閲覧はできるが縦覧はできない。

＜閲覧、縦覧、証明の資格者及び確認書類一覧表より抜粋＞

請求者			閲覧	縦覧	証明	確認方法
納税義務者	個人		○	○	○	請求書の記載事項及び本人確認(納税通知書,運転免許証,マイナンバーカード等で確認)
	法人	代表者名での請求	○	○	○	請求書の記載事項及び印鑑(法人名及び代表者の記名並びに代表者印の押印により確認),来庁者の本人確認
		従業員名での請求	○	○	○	代表者からの委任状,来庁者の本人確認
相続・合併による納税義務承継者			○	○	○	戸籍謄本等,商業登記簿謄本,納税通知書等で確認,来庁者の本人確認
家族	同居	通常	○	○	○	委任状(例外として,端末(他課照会)等で同居の家族を確認できれば省略可),来庁者の本人確認
		裁判・離婚等利害対立あり	○	○	○	委任状,来庁者の本人確認
	別居		○	○	○	委任状,来庁者の本人確認
納税管理人			○	○	○	納税通知書,届出等で確認,来庁者の本人確認
代理人			○	○	○	委任状,来庁者の本人確認
法定代理人・管財人等			○	○	○	資格証明書の写し,官報の写し等で確認,来庁者の本人確認
賦課期日後の所有者			○	×	○	①登記事項証明書②売買契約書の写し(③登記済通知書④登記所への電話照会)等で確認,来庁者の本人確認
借地人・借家人等			○	×	○	賃貸借契約書,賃借料の領収証等で確認,来庁者の本人確認

（京都市提出資料より作成）

3.4.2 縦覧制度の流れ

縦覧制度は、窓口で直接対応するものであり、縦覧事務実施要領や固定資産税想定問答集を参考にして運営される。

縦覧制度の利用状況は　縦覧期間中の縦覧者数、閲覧者数及び審査申出数について、市税事務所固定資産税室の各担当窓口及び臨時窓口ごとに、「縦覧期間中の閲覧・縦覧者数等報告書」に記入し、行財政局税務部資産税課へ送付される。

＜縦覧事務の流れ＞

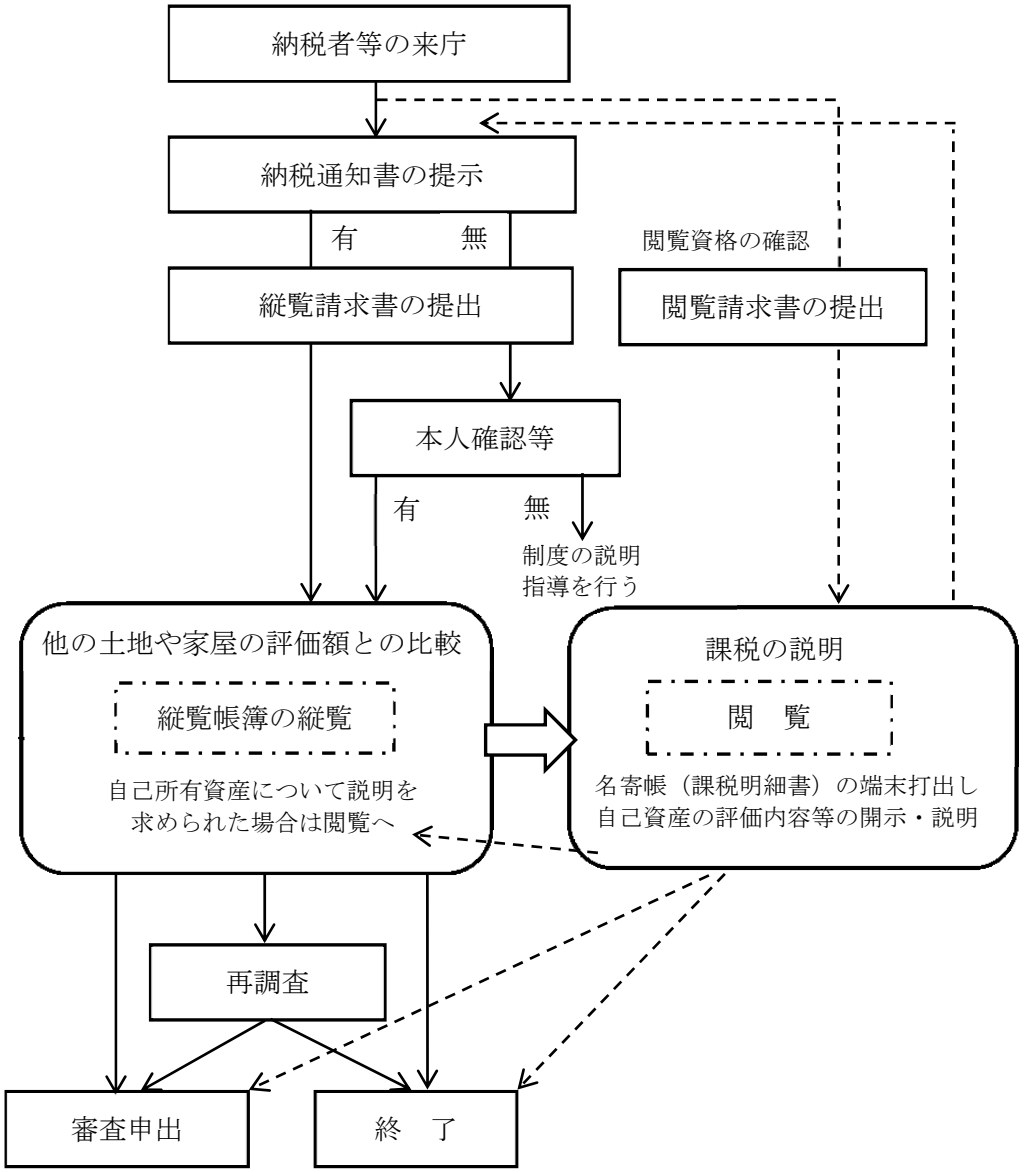

（京都市提出資料より作成）

3.4.3 審査の申出と審査請求

納税者は、土地・家屋の評価額に不服がある場合は審査の申出を行い、税額に不服がある場合は審査請求を行うことができる。

借地人・借家人等は納税者ではないため、審査の申出及び審査請求はできない。

不服申立ての種類	対象事項	審査機関	申立期間
審査の申出（地方税法第 432 条）	評価額	京都市固定資産評価審査委員会	価格の登録公示日（４月１日）以後、納税通知書の送達日の翌日から３ケ月以内 地方税法第 417 条に基づく修正分は、該当の通知を受けた日から３ケ月以内
審査請求（地方税法、行政不服審査法）	課税標準、税額等評価額以外	京都市長	処分があったことを知った日（納税通知書の送達日）の翌日から３ケ月以内

＜京都市固定資産評価審査委員会＞

地方税法第 423 条第１項において、「固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する」ものとされている。

京都市では、市税条例第 65 条第２項において「委員の定数を 12 人とする」とされており、同条例第 66 条において「委員のうちから審査委員会が指名する者３人をもって構成する合議体で、審査の申出の事件を取り扱う」とされている。

＜審査対象となる項目＞

対象資産	価格の算出に影響を及ぼす諸要因
土地	・路線価・地積・地目・適用された画地計算法・画地形状の認定 ・画地計算に当たって補正等の適用の要否と補正係数など
家屋	・家屋の種別・床面積の認定・付設した評点数（評点項目，補正係数） ・適用された再建築費評点基準表の種類の適否 ・経年減点，損耗減点，需給事情減点等の補正の適用の要否と補正係数など

3.4.4 審査の申出の流れ

審査申出書が提出されると、形式審査後に固定資産評価審査委員会の合議体により内容の審査が行われ、認容、棄却、却下のいずれかの審査決定がなされる。

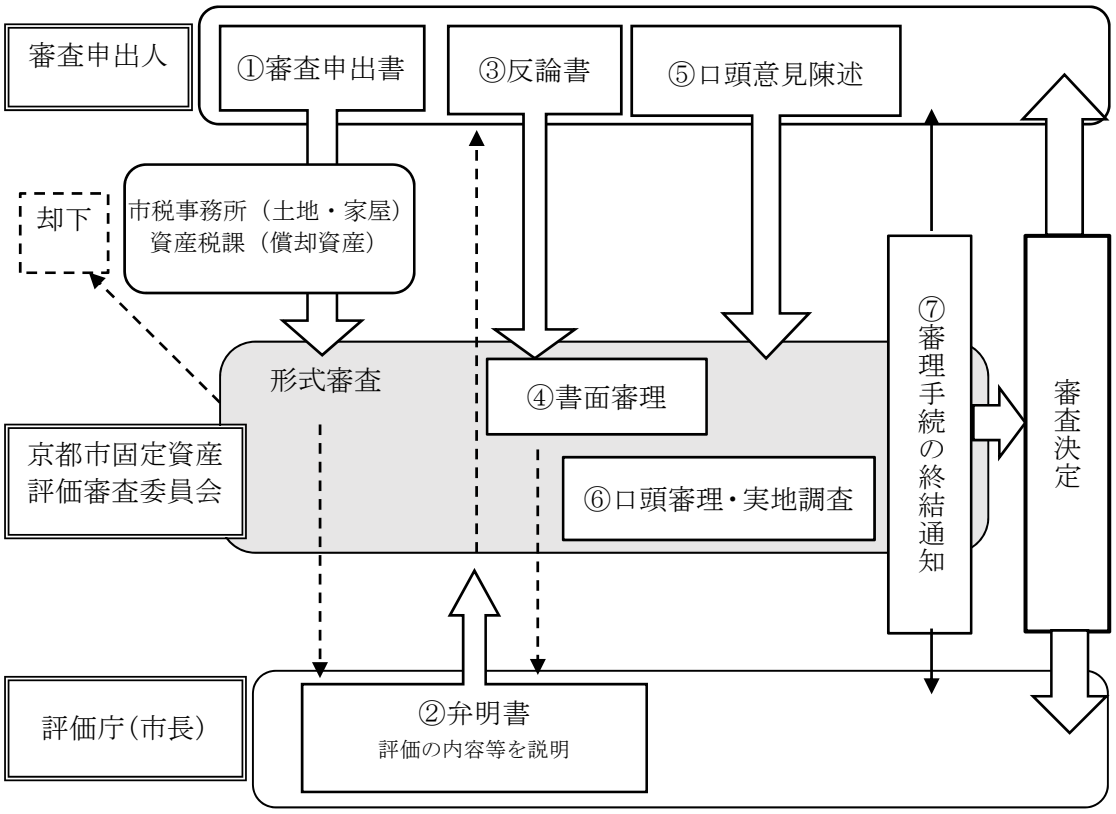

（京都市提出資料より作成）

3.4.5 審査の申出と審査請求の利用状況

審査の申出は評価額に関するものであるから、評価替えの基準年度に集中し、それ以外は、以下の場合に限り審査をすることができる。

・家屋の新築や土地の分筆により、新たに固定資産課税台帳に登録された場合
・家屋の増改築や土地の地目の変換等によって前年度の価格から変わった場合
・地価の下落により土地の価格が修正された場合
・地価の下落に伴い価格が修正されなかった土地について、修正されるべきである旨を申し立てる場合

＜過去５年間の審査の申出（評価額）と結果＞

年度	審査申出件数		取下件数		審査結果（平成30年2月15日現在）					
	土地	家屋	土地	家屋	土地			家屋		
					却下	棄却	認容	却下	棄却	認容
24	109	23	1	1	0	62	46	0	22	0
25	26	15	1	0	1	22	2	3	11	1
26	50	8	0	0	11	21	18	6	2	0
27	100	17	11	1	4	52	33	1	15	0
28	6	3	0	0	1	5	0	2	1	0
合計	291	66	13	2	17	162	99	12	51	1

※件数は、対象物件単位で表す。

（京都市提出資料より作成）

過去５年間の審査の申出の結果を見ると、土地は 291 件のうち 99 件が認容、家屋は 66 件のうち１件が認容となっている。

＜過去３年間の審査請求（評価額以外）の内容と結果＞

年度	不服の内容及び判断	件数	取下げ	審査結果（平成30年2月15日現在）	
				却下	棄却
26	非課税措置適用の主張	1	1		
	賦課期日の家屋の現況について	3	3		
	課税標準額が高すぎる	1		1	
	土地の所有に関するもの	1		1	
	用途による住宅用地の特例の適用	1		1	
	課税額が高すぎる	1		1	
	一体利用とする住宅用地の特例の適用 不服申立て期間の徒過	1		1	
	賦課期日における住宅用地の特例の適用	1			1
	未登記の改築に対する課税	1			1
	土地の所有に関するもの	1			1
	建替えによる住宅用地の特例の適用	1			1
	用途による住宅用地の特例の適用	1			1
	納税通知書の記載について	1			1
	建替えによる住宅用地の特例の適用	1			1
	建替えによる住宅用地の特例の適用	1			1
	一体利用とする住宅用地の特例の適用	1			1
	建替えによる住宅用地の特例の適用	1			1
	減額措置適用の主張	1			1
	納税義務者に関するもの	1			1
	建替えによる住宅用地の特例の適用	2			2
	納税義務者に関するもの	2			2
	納税通知書の記載について	1			1
	固定資産評価基準に関するもの	1			1
	課税免除適用の主張	1			1
	小計	28	4	5	19

年度	不服の内容及び判断	件数	取下げ	審査結果（平成30年2月15日現在）	
				却下	棄却
27	道路非課税の主張	1	1		
	居住用家屋の主張	1	1		
	住宅用地の特例の適用主張	1	1		
	土地に関する課税処分の取り消し	1	1		
	課税処分の修正	1	1		
	課税額が高すぎる	1	1		
	課税処分の見直し	1		1	
	居住用家屋の主張	1		1	
	補正率の適用について	1		1	
	課税額が高すぎる	1		1	
	賦課期日における滅失家屋について	1		1	
	未登記の家屋に対する課税	1			1
	土地の所有に関するもの	1			1
	納税通知書の記載について	1			1
	納税の資金繰り	1			1
	非課税措置適用の主張	1			1
	課税額が高すぎる	1			1
	山林について非課税措置適用の主張	1			1
	住宅用地の特例の適用	1			1
	社会福祉事業による非課税措置適用の主張	1			1
	家屋に対する課税処分の取り消し	1			1
	建替えによる住宅用地の特例の適用	1			1
	納税通知書の記載について	1			1
	納税通知書の記載について	1			1
	非課税に該当する所有者の主張	1			1
	課税額が高すぎる	2			2
	非課税の認定、住宅用地の認定	1			1
	小計	28	6	5	17
28	地積誤りの主張、補正に応じない	1		1	
	賦課期日後の地積について、審査の対象外	1		1	
	未登記の家屋に対する課税	3			3
	土地の所有に関するもの	1			1
	賃貸物件に関する納税義務者について	2			2
	新築工事中の非課税措置適用の主張	1			1
	審理中　納税義務者に関するもの	17			
	住宅用地の特例の適用	1			1
	住宅用地の特例の適用	2			2
	小計	29	0	2	10

（京都市提出資料より作成）

平成30年2月15日までに裁決が行われた過去3年間の審査請求については、却下若しくは棄却の結果が出ており、認容されるものはなかった。不服の内容の詳細について個別にヒアリングし、書面での確認も行ったが、個別の事情によるものだけでなく、法令に納得できないといったものや同一人物によると思われる毎年同じ内容のものもみられた。

3.4.6 審査決定の処理期間

地方税法第 433 条第１項では「固定資産評価審査委員会は、審査の申出を受けた場合においては、直ちにその必要と認める調査その他事実審査を行い、その申出を受けた日から 30 日以内に審査の決定をしなければならない」とされている。

しかし、この規定は、「固定資産の評価についての不服手続きを速やかに行うという見地から規定されたものであり、30 日以内という極めて短い期間を定めていることからしても訓示規定に過ぎないものと解され、その不順守が直ちに決定の効力に影響を及ぼすという性質のものではないというべき」（平成５年９月 27 日神戸地方裁判所判決）と認識されており、30 日後の決定であっても、「裁決の効力に影響を与えず、裁決の取消事由とはならない」（昭和 54 年 10 月８日名古屋地方裁判所判決）ことが判示されている。

京都市での過去５年間における審査の申出に係る処理期間は、最短で平成 27 年８月 17 日受付から同年 10 月 27 日決定まで約２ケ月、最長で平成 24 年６月６日受付から平成 26 年８月８日決定まで約２年２ケ月を要している。なお、最長のものについては、うち約１年３ケ月が書面のやりとりに係るものであった。

3.4.7 審査の申出により評価額が修正されたケース

平成 24 年度以降の評価額の修正について、差額の大きいものについて内容を確認した。特に、平成 26 年度の 16 件と 27 年度の 29 件については、修正後の評価が翌年以降の固定資産課税台帳に反映されているかという点についても照らし合わせた。

また、固定資産評価審査委員会の決定により評価額が減額されるものは、納税者の個別事情による申立てに基づくものが大半であるため、他へは影響を及ぼさないものとされているが、路線価の修正によるものなど、中には近隣の評価額に影響すると考えられるものが存在した。

地方税法第 417 条第１項では「市町村長は、第 411 条第２項の規定による公示の日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。この場合においては、市町村長は、遅滞なく、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならない」とされている。

これに照らして考えたとき、近隣の評価額への影響が考えられる場合であっても、近隣の評価額を修正していないケースが見られたことは、税務行政上問題がある。

＜評価額の修正差額と件数＞　　（単位:千円）

年度	修正前	修正後	差額	件数	年度	修正前	修正後	差額	件数
	23,166	17,324	5,841	1		35,685	31,215	4,470	1
	19,719	7,815	11,904	1	25	62,891	55,013	7,877	1
	4,793	4,370	423	1		11,721	11,612	109	1
	32,071	30,612	1,459	1		43,186	42,528	658	1
	11,306	8,630	2,675	1		22,006	17,960	4,046	1
	97,117	87,405	9,712	1		62,172	32,038	30,134	1
	1,901	1,711	190	1		6,216	5,786	430	1
	2,491	1,873	619	1		2,799	1,600	1,199	1
	1,995,113	1,302,418	692,695	1		41,212	37,792	3,420	1
	95,555	62,379	33,176	1		44,080	34,497	9,583	1
	17,849	11,652	6,197	1		42,732	43,661	△929	1
	22,944	20,237	2,707	1	26	29,170	14,478	14,692	1
	28,182	24,857	3,325	1		87,160	61,781	25,378	1
	4,530	16	4,515	1		66,354	52,082	14,272	1
	4,841	4,131	710	1		33,625	35,103	△1,478	1
	9,057	7,728	1,329	1		9,956	7,841	2,116	1
	21,492	18,483	3,009	1		29,882	26,536	3,346	1
	19,214	16,752	2,462	2		21,809	17,844	3,965	1
	14,283	6,310	7,973	1		36,885	39,629	△2,744	1
	6,180	2,730	3,450	1		648	314	334	1
	408	177	232	1		12,281	12,159	122	1
	8,927	3,860	5,067	1		6,444	6,380	64	1
24	25,453	24,924	530	1		8,200	8,119	81	1
	17,122	7,886	9,235	1		116	90	26	1
	149,791	126,138	23,653	1		680	558	122	1
	11,124	9,368	1,757	1		42,526	35,147	7,378	1
	26,781	11,077	15,704	1		2,157	1,159	998	1
	11,124	9,368	1,757	1		16,492	15,515	977	1
	21,310	17,945	3,365	1		6,865	4,577	2,288	5
	2,289	1,076	1,213	1		31,673	26,404	5,268	1
	46,283	45,320	963	1		42,886	25,860	17,027	1
	49,762	41,905	7,858	1		1,423	17	1,406	1
	3,159	1,455	1,704	1		624	8	616	1
	12,635	5,463	7,172	1	27	4,196	3,030	1,166	1
	12,818	5,663	7,155	1		3,836	3,302	533	1
	63,084	53,123	9,962	1		17,636	15,442	2,194	1
	42,071	17,796	24,276	1		1,722	1,325	398	1
	7,371	3,430	3,941	1		65,604	61,024	4,580	1
	8,149	3,370	4,778	1		40,367	37,549	2,818	1
	7,004	2,897	4,107	1		30,651	28,511	2,140	1
	11,170	4,180	6,990	1		18,812	17,307	1,505	1
	31,679	13,550	18,130	1		1,727	31	1,697	1
	5,265	5,155	110	1		5,641	100	5,541	1
	12,040	11,790	251	1		2,723	48	2,675	1
	8,561	3,702	4,859	1		1,091	19	1,072	1
						3,568	63	3,504	1
						75	1	73	1
						462	8	454	1

（京都市提出資料より作成）

【指摘事項】

固定資産評価要領（家屋編）第１節第２の規定により家屋の判定を行い、家屋に該当しない場合で事業の用に供することが出来るものは償却資産として取り扱っている。重複課税により返還に至った事例があることから、家屋と償却資産の区分について連携体制を構築されたい。

【意見】

固定資産評価審査委員会の決定により、評価額が修正された場合で、修正の内容が個別事情によるものでない路線価の修正など、明らかに近隣の評価額にも影響する場合は、影響を受ける固定資産について組織として修正される仕組みの構築を検討されたい。

【意見】

基準年度に評価替えされる路線価は、地方自治体にとって負担の大きい業務であり、慎重に付されているものではあるが、不服申立てにより修正が生じるケースがあったことから、精度向上に向けて変動の大きいものについては、特に検証されたい。

【意見】

京都市での過去５年間における審査の申出に係る処理期間について、最長のものは約２年２ケ月を要していた。確かに、地方税法第 433 条第１項における処理期間の規定については、「その不順守が直ちに決定の効力に影響を及ぼすという性質のものではないというべき」（平成５年９月 27 日神戸地方裁判所判決）、あるいは、30 日後の決定であっても、「裁決の効力に影響を与えず、裁決の取消事由とはならない」（昭和 54 年 10 月８日名古屋地方裁判所判決）といった判示がなされている。

しかしながら、これらは決定あるいは裁決の効力について述べたものであり、処理期間が長期に及ぶことを是認したとまでは言えない。案件によっては、書面審理等に一定の時間を要する場合があることはやむを得ないとしても、納税者保護の観点からは、速やかに処理することが望ましいのは言うまでもなく、できる限り処理期間の短縮に努められたい。

3.5 固定資産税における庁内外データの活用実態についての検証

固定資産税の課税事務においては、適正な課税のため、様々な庁内外のデータを利活用している。ここでは、昔ながらの町家（京町家）のリノベーション物件とマンションギャラリーに注目して、これに対する課税事務において、固定資産税担当職員が入手可能な庁内外データを十分に利活用できているかを検証する。

3.5.1 町家のリノベーションと固定資産税

京都市には、いわゆる京町家が今なお残っているが、近年ではこれらをリノベーションすることで、建物を新たな用途で利用するケースが見られるようになってきた。ここでリノベーションとは「修理、修復」の意味であるが、近年では、建築物の改造についていうことが多い。特に、古い部分の補修や内外装の変更程度にとどまるリフォームに対し、増築・改築や建物の用途変更など、資産価値を高めるための大規模な改造をさす（小学館「デジタル大辞泉」より）。

固定資産税との関連で言えば、町家にリノベーションが行われた場合には、当該町家について、①固定資産税評価額の見直しが必要ないか、②居住用から店舗、旅館などへ用途変更がされた場合に住宅用地の特例の適用の見直しが行われているか、の二点につき検討が必要となる。

3.5.1.1 町家のリノベーション物件への課税における庁内外データの利活用状況（検証）

前述の「3.2 固定資産税の課税客体」において、土地・家屋に対する固定資産税の課税客体の把握の方法として、「登記所からの通知（月１回実施）」、「都市計画局からの建築確認データの活用（月１回実施）」が、償却資産に対する固定資産税の課税客体の把握の方法として、「固定資産税室からの新増築家屋等の情報提供（通年実施）」、「保健福祉局からの食品衛生法に基づく営業許可リストの活用（通年実施）」がそれぞれ挙げられている。また、包括外部監査におけるヒアリングにおいては「旅館業法に基づく許可施設及び民泊施設実態調査一覧を個人市民税と固定資産税で共同利用」している旨の回答がなされた。

これらを踏まえ、町家にリノベーションが行われた可能性のある物件を任意に抽出し、前述のような各所から提供された情報が固定資産税の課税に反映されているかの検証を行った。

①固定資産税評価額の見直しについて

次の表はホームページなどで公開されている情報をもとに、リノベーションが行われた可能性が高いと考えられる町家物件である。これら 29 物件につき、登記上の用途、登記変更の有無、登記上増築等があった場合のその日付、建築計画概要書（建築確認申請の際に提出する書類）の有無を確認し、表にまとめた。

なお、建築基準法においては、一定の建物につき大規模の修繕、大規模の模様替え（建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕・模様替え）を行う場合には建築確認申請が必要とされている。また、不動産登記法においては、建物を増改築した場合は建築確認済み申請書などを添えて１ケ月以内に登記の表題部変更申請をしなければならないこととされている。

＜固定資産税評価額の見直しに関する検証結果＞

NO.	用途	所在	登記上の用途	登記変更の有無	増築等の日付	建築計画概要書	家屋評価額の見直し(H28まで)	家屋評価額の見直し(H29)
1	居住用賃貸	京都市中京区	居宅	なし	―	なし	なし	なし
2	居住用賃貸	京都市上京区	居宅	あり	H27.6.22	なし	なし	なし
3	居住用賃貸	京都市下京区	居宅	あり	H28.3.30	なし	なし	なし
4	居住用賃貸	京都市東山区	居宅	あり	H21.9.7	なし	なし	なし
5	居住用賃貸	京都市下京区	店舗	なし	―	あり	なし	なし
6	居住用賃貸	京都市上京区	店舗	なし	―	あり	あり	―
7	居住用賃貸	京都市上京区	居宅	なし	―	なし	あり	―
8	居住用賃貸	京都市中京区	居宅	なし	―	なし	なし	なし
9	事業用賃貸	京都市下京区	居宅	あり	年月日不詳	なし	なし	なし
10	事業用賃貸	京都市下京区	店舗	なし	―	なし	なし	なし
11	事業用賃貸	京都市中京区	店舗	なし	―	なし	なし	なし
12	事業用賃貸	京都市東山区	居宅	あり	H13.6.30	なし	なし	なし
13	事業用賃貸	京都市北区	居宅	なし	―	不明	なし	なし
14	事業用賃貸	京都市中京区	居宅	なし	―	なし	なし	なし
15	事業用賃貸	京都市北区	店舗	なし	―	なし	なし	なし
16	宿泊施設	京都市下京区	居宅	あり	H25.3.27	なし	なし	なし
17	宿泊施設	京都市下京区	居宅	あり	S58　月日不詳	なし	なし	なし
18	宿泊施設	京都市東山区	旅館	あり	H27.10　日不詳	なし	なし	なし
19	宿泊施設	京都市下京区	居宅	なし	―	なし	なし	なし
20	宿泊施設	京都市下京区	居宅	なし	―	なし	なし	なし
21	宿泊施設	京都市東山区	居宅	なし	―	なし	あり	―
22	宿泊施設	京都市東山区	店舗	なし	―	なし	なし	なし
23	宿泊施設	京都市東山区	居宅	あり	H25.6.27	なし	なし	なし
24	宿泊施設	京都市下京区	居宅	なし	―	なし	なし	なし
25	宿泊施設	京都市下京区	居宅・作業場	あり	S50.8.12	なし	なし	なし
26	宿泊施設	京都市東山区	居宅	なし	―	なし	なし	なし
27	宿泊施設	京都市上京区	居宅	なし	―	なし	なし	なし
28	宿泊施設	京都市北区	居宅	なし	―	なし	なし	なし
29	宿泊施設	京都市中京区	居宅	なし	―	なし	なし	なし

（京都市提出資料に独自の調査結果を加えて作成）

表の各物件のうち、増築等の理由で登記変更が行われた物件が 10 物件、そのうち、過去５年以内に増築等が行われた物件は５物件である。また、増築等に関して建築確認申請が行われた物件は２物件である。登記変更も建築確認申請も行われていない物件、あるいは登記変更は行われておらず登記確認申請が行われたかどうかが不明である物件は合わせて 17 物件となっている。この 17 物件のうち、ホームページから判明した実際の用途と登記上の用途が異なるものは 11 物件である。

これら 29 物件のうち､家屋に係る固定資産税評価額の見直しが行われたかどうかを表に記載した。平成 28 年度までに見直しが行われた物件は３物件である。また、平成 29 年度に新たに見直しがされた物件はない。

「登記所からの通知」が新築だけでなく増築等の場合にも行われているとすれば、過去５年に増築等が行われた５物件について家屋の固定資産税評価額の見直しが全く行われていないのは不自然である。

また、建築計画概要書のある物件は大規模の修繕・模様替えが行われている。京都市の内部組織からのデータである「都市計画局からの建築確認データ」でその事実が把握できるはずである。

一方で、登記変更も建築確認申請も行われていないにも関わらず、家屋の固定資産税評価額の見直しが行われた物件が２物件ある。これら２物件については、登記変更や建築確認申請とは異なる情報をもとに評価額の見直しが行われたものと推測される。

②住宅用地の特例の見直しについて

上記の 29 物件のうち居住用賃貸物件を除く 21 物件について、食品衛生法上の営業許可の有無、旅館業法上の営業許可の有無並びに住宅用地の特例適用の見直しの有無を確認した。その結果をまとめたものが次の表である。

調査対象の事業用賃貸物件のうち、食品衛生法上の営業許可が行われている物件は３物件あることが判明した。また、宿泊施設については、その全てが旅館業法上の営業許可を取得していた。

次に、これら営業許可を受けている物件について、その敷地が固定資産税の住宅用地の特例を受けているかを調査した。なお、住宅用地の特例とは、土地に対する固定資産税が課税される年の１月１日（賦課期日）において、住宅やアパート等の敷地として利用されている土地（住宅用地）については、特例措置によって、固定資産税が軽減されるという制度のことである。

調査の結果、事業用賃貸物件及び宿泊施設物件の合計 21 物件のうち、住宅用地の特例を受けている物件が平成 28 年度で 12 物件あった（表中では「なし」と表記）。ただし、このうち５物件は平成 29 年度において住宅用地として扱われなくなり､特例の適用もなくな

っている。しかしながら、残り７物件は依然として住宅用地として特例の適用を受けていることとなり、早急な見直しが必要である。

＜住宅用地の特例の見直しに関する検証結果＞

NO.	用途	所在	登記上の用途	食品衛生法営業許可	旅館業営業許可	住宅用地特例の見直し(H28まで)	住宅用地特例の見直し(H29)
1	事業用賃貸	京都市下京区	居宅	―	―	なし	なし
2	事業用賃貸	京都市下京区	店舗	―	―	あり	―
3	事業用賃貸	京都市中京区	店舗	あり	―	なし	あり
4	事業用賃貸	京都市東山区	居宅	―	―	あり	―
5	事業用賃貸	京都市北区	居宅	あり	―	なし	なし
6	事業用賃貸	京都市中京区	居宅	―	―	あり	―
7	事業用賃貸	京都市北区	店舗	あり	―	なし	なし
8	宿泊施設	京都市下京区	居宅	―	あり	あり	―
9	宿泊施設	京都市下京区	居宅	―	あり	なし	あり
10	宿泊施設	京都市東山区	旅館	―	あり	あり	―
11	宿泊施設	京都市下京区	居宅	―	あり	なし	あり
12	宿泊施設	京都市下京区	居宅	―	あり	なし	あり
13	宿泊施設	京都市東山区	居宅	―	あり	あり	―
14	宿泊施設	京都市東山区	店舗	―	あり	なし	なし
15	宿泊施設	京都市東山区	居宅	―	あり	あり	―
16	宿泊施設	京都市下京区	居宅	―	あり	あり	―
17	宿泊施設	京都市下京区	居宅・作業場	―	あり	なし	なし
18	宿泊施設	京都市東山区	居宅	―	あり	あり	―
19	宿泊施設	京都市上京区	居宅	―	あり	なし	あり
20	宿泊施設	京都市北区	居宅	―	あり	なし	なし
21	宿泊施設	京都市中京区	居宅	―	あり	なし	なし

（京都市提出資料に独自の調査結果を加えて作成）

3.5.2 マンションギャラリーへの課税における庁内外データの利活用状況（検証）

一般に、マンションギャラリーは建築されてから撤去されるまでが数年程度と短期間である。しかしながら、マンション内部に設置されるものを除くと、建築前には建築確認申請がなされ、建築後には不動産登記法上、所有者に登記義務が生ずるものとされている。

建築から短期間で撤去されることの多いマンションギャラリーに対する固定資産税の課税状況について調査を行った。

3.5.2.1 マンションギャラリーの課税客体としての把握状況について

マンションギャラリーに対する固定資産税の課税状況を確認すべく、市内のマンションギャラリーを任意に抽出し、これらの登記の有無、建築計画確認書の有無を調査した。

＜マンションギャラリーに対する課税状況の検証結果＞

NO.	用途	所在	登記の有無	建築計画概要書	固定資産税の課税の有無(H28まで)	固定資産税の課税の有無(H29)	償却資産申告の有無(H28まで)	償却資産申告の有無(H29)
1	マンションギャラリー	京都市伏見区	なし(旧物件は取壊し済)	あり	H29年中の新築	H29年中の新築	－	－
2	マンションギャラリー	京都市右京区	なし(旧物件は取壊し済)	あり	なし	なし	－	－
3	マンションギャラリー	京都市中京区	なし	あり	なし	なし	－	－
4	マンションギャラリー	京都市左京区	なし(旧物件は取壊し済)	あり	なし	なし	－	－
5	マンションギャラリー	京都市伏見区	特定できず	特定できず	あり	－	－	－
6	マンションギャラリー	京都市右京区	特定できず	あり	なし	なし	－	－
7	マンションギャラリー	京都市右京区	特定できず	特定できず	－	－	対象資産なし	対象資産なし
8	マンションギャラリー	京都市中京区	あり	あり	－	－	調査中	調査中
9	マンションギャラリー	京都市右京区	特定できず	特定できず	－	－	調査中	調査中
10	マンションギャラリー	京都市中京区	特定できず	なし	－	－	調査中	調査中

（京都市提出資料に独自の調査結果を加えて作成）

各物件につき調査したところ、上記のとおり、マンションギャラリーとして登記（実際には「事務所・店舗」として登記）されているのは 10 物件中１物件のみであった。ただし、マンションギャラリーの建築計画概要書を特定できたものが６物件あった。

また、10 物件のうち、NO. ７～10 の４物件は事務所ビルや店舗ビル等の内部に作られたマンションギャラリーであると想定した物件である。

①固定資産税の課税の有無について

NO. １～６の６物件は、マンションギャラリーとして独立して建築された物件である。これら６物件については、登記はされていないものの、うち５物件は建築の際の建築計画概要書を特定できた。

これら６物件に対する固定資産税の有無を調査したところ、NO. １は平成 29 年中の新築であり、これを除くと、課税されているのは建築計画概要書のない NO. ５のみであった。前述のとおり、課税客体把握の方法として「都市計画局からの建築確認データの活用（月１回）」が挙げられているが、これとは全く相反する結果となった。

②償却資産に対する固定資産税の課税について

NO. 7～10 の４物件は事務所ビルや店舗ビル等の内部に作られたマンションギャラリーであり、これらについては建物内部の造作が確実視され、償却資産に対する固定資産税の課税が行われるべきと考えられる。これらにつき、固定資産税の課税状況を調査したところ､物件７については固定資産税の課税対象となる償却資産がないことを確認しているが、他の３物件については償却資産の申告はされていないものの、リースの可能性もあり、これについては調査中とのことであった。

前述の「3.2 固定資産税の課税客体」において、償却資産に対する固定資産税の課税客体の把握の方法の一つとして、「入居状況照会による新規テナント事業者の把握（毎年 10 月に実施）」が挙げられている。これらのマンションギャラリーについてもビルオーナーに対する入居状況照会が実施されていれば、現時点において調査中との回答になるとは考えにくく、調査漏れの可能性が高いものと推察される。

3.5.3 庁内外データの利活用状況の検証結果

上記のとおり、町家のリノベーション物件とマンションギャラリーについて、サンプル調査を行うことにより、庁内外データの利活用が十分に行われているかを検証した。

本調査においては、京都市において実施されている方法、特に庁外・庁内から提供されるデータに基づき課税客体を把握する方法を採用し、課税客体の捕捉漏れがないか、固定資産税評価額見直しの漏れがないか、特例適用の誤りがないかを確認している。

その結果、町家のリノベーション物件、マンションギャラリーともに、課税客体が捕捉されていなかったり、固定資産税評価額が見直されていなかったり、特例適用が解除されていなかったりと、課税上不適切と思われる事例が散見された。これは、固定資産税評価額の（増額の）見直しや、住宅用地の特例適用の見直しによる固定資産税の適正な賦課・徴収がなされていないことを意味する。

これらの物件を適正に把握し、課税を行うことには困難な一面もあるが、今回の監査では、従来から京都市において採用されている手法によって、不適切と思われる事例を発見しており、京都市においても従来からの手法を適切に実施することにより、十分に期待される成果を上げることができるものと思われる。

既存の把握手法によっても、その徹底により固定資産税の賦課・徴収の改善が見込まれることが確認できた半面、現時点ではその徹底がされていないことも今回の検証で確認できた。

【指摘事項】

京都市に対するヒアリングにおいて、登記、建築確認申請といった庁内・庁外の各種情報を入手し、固定資産税や都市計画税の課税に利用しているとの説明を受けた。しかしながら、町家のリノベーション物件を任意に抽出し、前掲の各種情報に基づき検証したとこ

ろ、家屋の固定資産税評価額の見直しを行うべきと考えられる物件について、何ら見直しがなされていない事例が散見された。ヒアリングによると、都市計画局からの建築確認データは月１回の頻度で活用されているはずであり、これは庁内外の情報の利活用が不十分であることを意味する。

また、建築から短期間で撤去されることの多いマンションギャラリーに対する固定資産税の課税状況につき、登記と建築確認申請に関する情報に基づき検証したところ、建築確認申請が行われているにもかかわらず固定資産税が課税されていない物件が存在した。さらに、事務所ビルや店舗ビル等の内部に作られたマンションギャラリーでは、建物内部の造作に償却資産に対する固定資産税の課税をすべきであるにもかかわらず、課税されていない物件も存在した。

これらの把握は、「都市計画局からの建築確認データの活用（月１回）」、「入居状況照会による新規テナント事業者の把握（毎年 10 月に実施）」といった、これまで京都市が実施している調査によって十分可能である。然るに、課税できていないケースが散見されるのは、情報活用の不徹底のみならず、短期間で撤去される可能性が高いために課税の姿勢が緩慢になりがちであることがその理由として考えられるが、短期で撤去される物件に対しても、他の物件と同様に課税し、課税漏れが判明した場合には遡及して課税すべきである。

これらの情報の利活用を徹底し、より一層公平な課税に努められたい。

【指摘事項】

１ケ月を単位とする町家の定期借家契約について、外観上は住宅であるため、住宅用地の特例が適用されているケースがあった。

また、京都市によれば、食品衛生法や旅館業法に基づく営業許可申請情報についても、固定資産税や都市計画税の課税に利用しているとのことであった。ところが、前述の町家のリノベーション物件に関する検証において、営業用物件でありながら、住宅用地の特例が適用されたままの物件が散見された。これらの情報は京都市の庁内データであり、前掲の登記や建築確認申請情報と同様、その利活用が十分でないと言える。

比較的入手しやすい庁内情報については、その利活用を徹底し、公平・公正な課税に努められたい。

【意見】

町家のリノベーションは、航空写真や外観からはわかりにくく、課税漏れになる可能性が高いため、効率的・効果的な捕捉について検討されたい。

3.6 空き家に対する情報収集と税制改正

3.6.1 京都市における空き家の状況

総務省が５年ごとに実施する統計調査によると、空き家率は全国で 13.5%、政令指定都市では 13%であるが、京都市は 14.0%と平均を上回っている。統計における家屋には、別荘などの二次的住宅を含むため、必ずしも不具合な家屋を示すものではないものの、空き家のうち 29.3%は不良とされている。

＜種類別の空き家数＞ （単位：戸）

	政令市平均	京都市			不良率
		総数	普通空き家	不良空き家	
空き家数	91,300	114,300	80,800	33,500	29.3%
二次的住宅	2,000	5,400	4,700	700	13.0%
別荘		1,500	1,400	100	6.7%
その他		3,900	3,300	600	15.4%
賃貸用	58,400	58,900	42,800	16,100	27.3%
売却用	4,100	4,900	3,900	1,100	22.4%
その他	26,800	45,100	29,500	15,600	34.6%
一戸建て	13,700	29,000	18,200	10,800	37.2%
長屋建て	1,500	3,100	1,200	1,900	61.3%
共同住宅他	11,600	12,900	10,000	2,900	22.5%
空き家率	13.0%	14.0%	9.9%	4.1%	

（総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査」より作成）

なお、京都市内の過去３年間に滅失した家屋数は、以下のとおりで、年平均で非木造家屋約 5,000 件、木造家屋約 1,000 件となっている。主として建替えに伴うものであるが、登記変更、航空写真、所有者からの申出、都市計画局からの情報提供により把握している。

＜滅失家屋の推移＞ （単位：戸）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
非木造家屋	5,554	5,141	4,847	15,542
木造家屋	1,093	904	955	2,952
計	6,647	6,045	5,802	18,494

（京都市提出資料より作成）

また、京都市が、平成 28 年９月から平成 29 年３月にかけて実施した、いわゆる京町家について残存が確認できた家屋 40,146 件のうち、空き家は 5,834 件（14.5%）であり、平成 20･21 年度に実施した前回調査の空き家率 10.5%から上昇している。

町家はリノベーションして再利用されるものもあり、前述のとおり、固定資産税評価額の見直しや用途変更による住宅用地の特例適用の見直しが必要となるケースがある。従って、特に注意して変化を見守る必要がある。

＜京町家の残存状況＞

		軒数	比率
残存家屋		40，146	84．1%
	（空き家でない）	（33，204）	（82．7%）
	（空き家である）	（5，834）	（14．5%）
	（不明）	（1，108）	（2．8%）
滅失		5，602	11．7%
調査不能その他		1，987	4．2%
合計		47，735	100．0%

（京都市ＨＰより作成　平成 29 年５月１日）

3.6.2 京都市における腐朽・破損のある空き家の評価と取扱い

時の経過とともに減価する家屋は、固定資産評価基準及び評価要綱・要領に基づき、通常の維持管理を行った場合の損耗は「経過年数による減点補正率」を適用して評価し、天災、火災その他の事由によりこれによって評価を求めることが適当でないと認められる場合は、「損耗の程度に応ずる減点補正率」を適用している。

京都市では、都市計画局からの情報提供により腐朽･破損の状況を把握し、調査の結果、通常生じる減価を超えていると認められる場合には「損耗の程度に応ずる減点補正率」を適用して家屋の評価を行う。屋根や周壁が崩落するなど家屋と認定できない場合は、家屋の滅失処理を行い、土地については、以下のような手続きを経て住宅用地の特例の適用を解除している。また､家屋については年間約 40 件を家屋とは認定できないと判断している。

なお、腐朽・破損の判断基準について、「平成 25 年住宅・土地統計調査」による腐朽・破損ありの定義は、「建物の主要部分やその他の部分に不具合があるもの」で、「例えば、外壁がところどころ落ちていたり、かわらが一部はずれているものや、雨どいが破損してひさしの一部が取れている場合など」とされている。一方、京都市では、天災、火災による腐朽・破損までには至っていないような場合は、「損耗の程度に応ずる減点補正率」の適用対象には該当しないものと判断している。

＜家屋の滅失に伴う住宅用地の特例適用有無の手続きの流れ＞

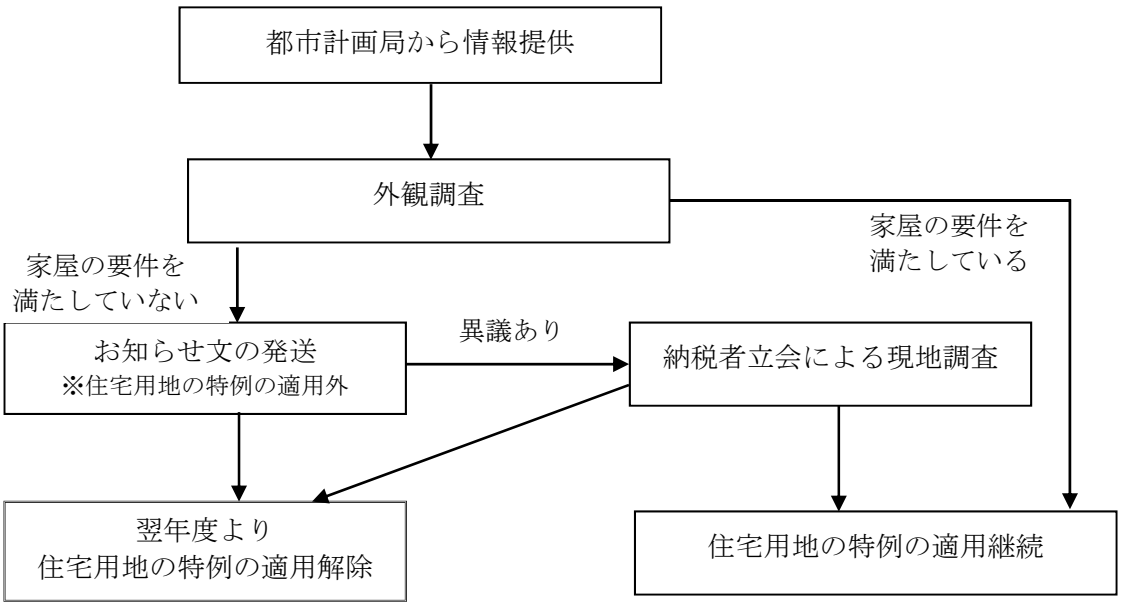

（京都市提出資料より作成）

3.6.3 空き家の所有者の情報収集

固定資産税は、空き家であっても所有者を特定して賦課課税を行うが、特定できない場合は課税が困難となる。空き家には、遺産分割協議が整わないまま数次の相続が発生して権利関係が複雑化するなどして、所有者又は所有者の所在地が特定できない場合がある。空き家の所有者の特定には、不動産登記簿情報、住民票や戸籍謄本、相続人の存否及び所在の確認といった方法を採っている。

京都市では、平成 26 年４月１日施行の「京都市空き家等の活用，適正管理等に関する条例」第 16 条第３項（現在は第 18 条第３項）において、「市長は，空き家等の所有者等又はその連絡先を確知するために必要があると認めるときは，固定資産税の課税その他の空き家の適正な管理に関する事務以外の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空き家等の所有者等に関するものについては，この条例の施行に必要な限度において，自ら利用することができる。」とされた。

これにより、固定資産税関係所有者情報については、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触しないものと解されることとなり、担当部局内で情報が共有化され、他局からの要請にも応えることが可能になった。

3.6.4 空き家に対する税制改正

平成 26 年 11 月 27 日に公布、平成 27 年２月 26 日から施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）により、地方税法第 349 条の３の２第１

項の住宅用地のうち、賦課期日現在、空家法第 14 条第２項により所有者に対し勧告された同法第２条第２項の特定空家等の敷地に供されている土地には、住宅用地に対する課税標準の特例を適用しないこととなった。

さらに、平成 27 年５月 26 日付けで総務省自治税務局固定資産税課長通知（地方税法第 349 条の３の２の規定における住宅用地の認定について）が一部改正され、住宅用地の認定についても、賦課期日現在の家屋の客観的状況が構造上住宅と認められないもの、使用の見込みがなく取壊しを予定又は居住するための管理を怠っているものは、住宅に該当しないことが明記された。

3.6.5 「京都市空き家等対策計画」との関連

京都市では、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間に、一戸建て、長屋建て、共同住宅の空き家に対して、発生の予防、活用・流通の促進、適正な管理、跡地の活用などの対策を実施することとしている。

平成 27 年度末時点の空き家要対応（通報受理件数のうち、空き家が管理不全状態にあるため市が指導等の対応を実施する必要のあるもの）件数は 953 件、うち住宅用地の特例を解除したものは４件であった。これについて、住宅用地の特例を適用していたものと解除後の固定資産課税台帳を各々確認した。

【意見】

空き家の滅失手続き及び住宅用地の特例解除は、所定の手続きを経て進められている。特例解除により税負担が増え、滞納が増える可能性があることから、他局との連携を密にして徴収に努められたい。

3.7 過年度の包括外部監査で【指摘事項】の付された項目について

平成 25 年度包括外部監査（平成 26 年３月 31 日監査公表第 693 号）の指摘事項について下記の表にまとめた。

未だ検討中のものもあるが、順次対応が進められている。

＜平成25年度包括外部監査（平成26年３月31日監査公表第693号）の指摘事項と措置＞

監査結果	指摘事項	講じた措置
５．固定資産税 （２）市税条例施行細則第４条の５の各号による課税免除		
①　第１号		監査公表第704号
「本市の区域内の一部の地域において専ら直接当該地域の公共の用に供される集会所又は公会堂その他の建物及びその敷地」	課税免除によるべきか、施設名及び利用条件等の問い合わせ先を公表する補助金によるべきかを検討されたい。	監査結果においては、「公共の用に供される」との要件に該当するためには、「不特定多数の者に利用されている」ことが必要であり、その前提として、「課税免除されている施設であることを市民に公表、周知することが不特定多数の者の利用に貢献する」とされている。しかし、地域の公共の用に供される集会所等については、当該地域内の住民に周知、供用されていれば足りるものであり、周知についても、これを所有している者など当該集会所自体が行うべきものである。また、補助金によった場合には、個々の施設について、都度申請の手続が必要となり、審査を行うこととなるため、市民と行政双方にとって新たな負担やコストが生じる。これらのことを考慮して検討すると、施設名及び利用条件等の問合せ先を公表することを目的として補助金による必要があるとまではいえないため、引き続き課税免除によるものとし、その適用に当たっては適正・厳格に対応していく。なお、補助金であっても、公表は事後的に行われるものであり、補助金によったとしても、要件の判断に影響を及ぼすことはない。

監査結果	指摘事項	講じた措置
③　第３号		
「社会事業的収容施設その他の公共の用に供する固定資産」	課税免除の廃止を検討し、本市として、真に支援の継続が必要と考えるのであれば、支援対象の公表を前提とする補助金を交付するなどの方法を含め、あり方を検討されたい。	検討中
④　第４号		監査公表第715号
「公共用アーケード」	課税免除ではなく、補助金を交付するなど、あり方を検討されたい。	アーケードのような償却資産は、経理の方法によって、課税対象となるか否かの違いが生じるため、税制上の取扱いに応じて課税に不公平が生じてしまう。このことから、補助金等ではなく、引き続き、税制上の措置である課税免除によって税制上の不均衡に対応することとした。
⑤　第５号		監査公表第715号
「学校法人以外の者がその設置する私立の特別支援学校又は幼稚園において直接保育又は教育の用に供する固定資産」	本号の課税免除については、その必要性を検討されたい。	学校法人以外の者が設置する私立の特別支援学校はなく、幼稚園についても設置主体が非課税対象の法人となっていることが確認でき、本課税免除措置の適用対象がなくなっていることから、規定を削除した。
⑥ 第６号		監査公表第743号
「私立学校法第64条第４項に規定する法人がその設置する寄宿舎で学校教育法第134 条第１項の各種学校に係るものにおいて直接その用に供する家屋及びその敷地」	本号の課税免除については、必要性を検討すべきである。	平成29年３月に市税条例施行細則を改正し、本号の課税免除を廃止した。
⑦　第７号		監査公表第727号
「消防法第21条第１項の規定により指定された消防水利の用に供する土地(消防水利の指定に伴い現実に使用収益することができない土地を含む。)及び償却資産並びに専ら消防団の用に供する固定資産」	本号によって課税免除となっているものの全てについて、消防水利が存続しているかも含め、調査を行うことを検討されたい。	消防水利が存続しているかも含め、本課税免除の対象となる施設について、全件調査を行い、必要に応じて課税免除の見直しを行った。

監査結果	指摘事項	講じた措置
⑦　第７号		監査公表第715号
同上	課税免除ではなく、必要であれば、オープンな議論に適した補助金制度で、運用することなどを検討されたい。	平成26年度に調査可能なものは一通り調査を行った。本件措置の対象となる資産は、公益のために使用収益に大きな制限を受けている実態にあることが改めて確認されたところであり、毎年、市民と本市双方に手続等の新たな負担やコストが生じ、また、予算の措置状況によって給付が削減され得るというデメリットがある補助金等ではなく、課税の免除が適当であると判断した。
⑧　第８号		監査公表第727号
「労働組合」	最小限の広さを超えた供与部分の固定資産税の課税免除は妥当ではない。課税免除をすべきかどうか検討をすべきである。	本課税免除の対象となる施設について調査を行ったうえで、必要に応じて課税免除の見直しを行った。
⑨　第９号		
「文化財保護法の規定により国宝又は重要文化財として指定されたもの(公開の用に供するものに限る。)の保管又は観賞の用に供する家屋及びその敷地並びにやま、ほこ、みこし及びこれらに付属するものの保管の用に供する家屋及びその敷地」	一定の合理性は存在するものと考えられるが、保管に要するスペースが占める割合など、現実の使用実態の如何にかかわらずに、家屋及びその敷地のすべてを課税免除している事例が存在し、その様な取扱い認めていると読める通達が存在する現状は、合理性・公平性を欠いているため、当課税免除の廃止を含めて、見直しを検討されたい。	検討中
５．固定資産税 （３）基本通達による課税免除		
①　１号		監査公表第743号
社団法人京都府防犯協会連合会がその用に供し、かつ所有する固定資産	本課税免除の廃止を検討されたい。	平成28年12月に要綱を改正し、本課税免除を廃止した。
②　２号		
大江能楽堂、金剛能楽堂、観世会館、河村能楽堂又は嘉祥閣において専ら能楽の用に供する固定資産	当能楽に係る施設に対しては、固定資産税の課税免除ではなく、財政支援が必要な場合には、補助金等によることを検討すべきである。	検討中

監査結果	指摘事項	講じた措置
③　３号		
財団法人日本基督教青年会同盟、財団法人南葵育英会、財団法人海の星学寮、財団法人真宗大谷育英財団、宗教法人真宗仏光寺派、財団法人京都「国際学生の家」財団法人大分県奨学会又は財団法人奥山育英会が学生生徒の用に供し、かつ、所有する寄宿舎及びその敷地	運営主体の公益性や寮費等について、準ずるといいうるだけの制度的担保が存在しておらず、廃止を含めて検討されたい。	検討中
④　４号		監査公表第743号
警察共済組合が所有し、かつ、警察署長公舎の用に供する住宅及びその敷地（京都府との間において譲渡することが取り決められているものに限る。）	京都府が非課税となる対応を取っていない以上、本号課税免除は廃止を含め検討されたい。	平成28年12月に要綱を改正し、本号課税免除を廃止した。
⑤　５号		
京都キリスト教青年会、京都キリスト教青年会維持財団又は日本キリスト教青年会同盟維持財団が所有し、かつ、直接財団法人京都キリスト教青年会の用に供する固定資産及び京都基督教女子青年会財団又は京都基督教女子青年会が所有し、直接京都基督教女子青年会の用に供する固定資産	当該固定資産の用途について、収益的なものにも使用されている可能性があり、また、他の公益法人及びその他の団体と比較してもＹＭＣＡだけを特別扱いしているようでもあり、合理性はないため、本号課税免除は廃止を含め検討されたい。	検討中
５．固定資産税 （４）個別通達による課税免除		
①		監査公表第715号
東本願寺東山浄苑に係る固定資産税	過去の手続の面から問題があるといわざるをえず、課税免除の存廃を含めて検討されたい。	平成27年３月に「墓地、埋葬等に関する法律第２条第６項に規定する納骨堂その他当該納骨堂の管理の用に供する家屋及びその敷地」を課税免除の対象とする一般規定として規則化し、個別通達を廃止した。

監査結果	指摘事項	講じた措置
②		監査公表第715号
向島ニュータウン内の中央公園及びその周辺歩道に係る固定資産税	本市の外郭団体である京都市住宅供給公社が整備したニュータウン内にあるトイレのみを特別扱いすることの合理性に疑問があるため、当課税免除規定の廃止の検討をされたい。	平成 27 年６月に個別通達を廃止した。
③		
京都ドイツ文化センターに係る固定資産	個別通達に基づく京都ドイツ文化センターに係る固定資産税の課税免除については、利用状況から課税免除を行うまでの公益性・合理性があるか再検討をし、廃止を含めた見直しを検討されたい。	検討中
④		
向島学生センターに係る固定資産税	本個別通達は、本市の外郭団体である京都市住宅供給公社所有の向島学生センターに係る固定資産税を課税免除とする内容となっているが、同様の事業を行う他の団体も課税免除を受けられるような規定とすることも含め、見直しを検討されたい。	検討中
５．固定資産税 （５）市税条例第 55 条第１項第５号による減免		
⑥		監査公表第715号
市税条例第 55 条第１項第５号による減免	租税法律主義の観点から、減免類型は条例で定めるよう検討すべきである。	税の軽減措置は地方税法の趣旨の範囲内で行うべきものであり、その範囲内で市長に合理的裁量権が認められているため、条例から規則に委任することについては直ちに否定されるべきものではない。一方、指摘の趣旨を踏まえ、通達で定めていた軽減措置の一部を、上位法規である規則に規定した。今後も、必要に応じて適宜見直しを図っていく。

監査結果	指摘事項	講じた措置
５．固定資産税 （６）市税条例施行細則による減免		
①		監査公表第 704 号
市税条例施行細則第４条の６第１号の減免	本号の減免は、実質的には減免ではなく、不均一課税となっている。 不均一課税であれば、条例で定めることを検討されたい。	本減免について検討したところ、風致地区に指定された山林を対象とするものであり、使用収益の制限があり、担税力が低いことに着目した制度であるため、制度趣旨から見て地方税法第 367 条に規定される減免に該当すると考えられる。なお、規定の方法については、他都市における同様の事例に係る規定の方法を調査するなど、今後も引き続き研究していく。
５．固定資産税 （７）基本通達による減免		
①　第３条第１号		監査公表第715号
光華寮舎	国設置の寄宿舎の費用は当該国が負担すべきものであり、中華民国又は中華人民共和国の寄宿舎のみを対象として、実質的に課税免除することに合理性はない。光華寮舎の用に供する固定資産に係る減免については、廃止も含めて検討されたい。	平成 27 年３月に本減免措置を廃止した。
②　第３条第２号		監査公表第715号
公共事業のため土地開発公社によって買収され、使用収益することができなくなった固定資産	本市の京都市土地開発公社についての説明どおりであれば、もはや必要のない規定であり、廃止を検討されたい。	平成 27 年３月に本減免措置を廃止した。
５．固定資産税 （８）個別通達による減免		
①		監査公表第 704 号
京都府看護協会研修センターに係る固定資産税	担税力が薄弱な状況にない公益社団法人京都府看護協会に対する、個別通達による減免よりは、市税条例施行細則における課税免除としての検討をすべきである。	課税免除としての検討を行い、地方税法の解釈を記した固定資産税逐条解説等において公益性を理由とした減免措置も可能と解されていることから、引き続き減免によることとした。

監査結果	指摘事項	講じた措置
②		監査公表第704号
京都エミナースに係る固定資産税	何故本市が購入の条件として、京都エミナースに係る固定資産税の減免を実施したのか明らかでないが、公益性の面からも問題が残る。よって、本個別通達による減免については、廃止の検討をすべきである。	本件施設に係る減免措置は、国有施設として非課税とされてきたことを踏まえ、経営主体の変更に伴う激変緩和措置等とすることを理由として講じられた平成27年度までの時限措置であり、同年度をもって終了するものとする。 なお、民営化に当たっては従前と同様の用に供することを条件に平成27年度分までの固定資産税を減免することとするという本市の考え方については、対外的にも述べてきているものであり、条件が守られている中で平成26年度分を廃止することは妥当でないと判断した。
7．償却資産に係る固定資産税 （1）個別通達による課税免除		
①		監査公表第715号
伏見大手筋商店街振興組合所有の「からくり時計」に係る固定資産税	伏見大手筋商店街振興組合所有の「からくり時計」に係る固定資産税の課税免除は、個別の通達ではなく、規則として規定することを含め、見直しの検討をするべきである。	平成 27 年 12 月に、公共用アーケードなど不特定多数が便益を受ける商店街の設備を対象に規則として規定した。
②		監査公表第715号
独立行政法人科学技術振興機構（ＪＳＴ）の償却資産に係る固定資産税	必要な照会等を行った上で、課税の要否を改めて判断されたい。	地域産学官共同研究拠点事業は、国の事業として、イニシャルコストを国が、ランニングコストを地方が負担するものであり、平成 27 年 10 月に必要な照会を行ったうえで、本市が軽減措置を講じたことについて問題はないと判断した。 なお、本件償却資産については、平成 26 年中に京都市に譲渡されたため、平成 27 年度以降は、地方税法に基づく非課税措置の対象となることから、本件軽減措置については廃止した。

（京都市提出資料より作成）

第７ 事業所税

1 事業所税の概要

事業所税の平成 24 年度から平成 28 年度までの調定額等の推移は次のとおりである。

年度	区分	納税義務者数	課税標準	調定額	減免件数	減免対象	減免額
単位		件	㎡／百万円	千円	件	㎡／百万円	千円
24	資産割	2,255	9,499,554	5,600,626	170	210,018	98,987
	従業者割	526	581,112	1,433,082	33	8,003	19,692
	総数	2,321	―	7,033,708	187	―	118,679
25	資産割	2,218	9,294,638	5,479,578	160	203,523	97,128
	従業者割	529	568,881	1,406,677	30	6,306	15,478
	総数	2,283	―	6,886,255	176	―	112,606
26	資産割	2,244	9,527,423	5,618,215	157	204,573	97,730
	従業者割	539	583,098	1,438,053	32	7,939	19,589
	総数	2,311	―	7,056,268	174	―	117,319
27	資産割	2,245	9,470,684	5,586,704	150	199,952	95,490
	従業者割	553	601,087	1,484,904	26	7,255	17,907
	総数	2,321	―	7,071,608	166	―	113,397
28	資産割	2,240	9,551,770	5,656,118	148	164,208	74,845
	従業者割	557	610,577	1,508,219	26	7,371	18,200
	総数	2,318	―	7,164,337	163	―	93,045

注：件数は重複がある。（京都市提供資料より）

1.1 納税義務者等

事業所税の納税義務者は、事業を行う法人又は個人であるが、次の免税点が設けられており、(1)及び(2)の条件を満たす事業者には課税されない。

(1)京都市内の合計事業所床面積が 1,000 ㎡以下の事業者

(2)京都市内の合計従業者数が 100 人以下の事業者

1.2 税額の計算

事業所床面積×600 円及び従業者給与総額×0.25%

1.3 申告と納税

事業所税は申告納付制度となっており、法人は事業年度終了の日から２月以内に、個人は課税年度翌年の３月 15 日までに申告しなければならない。免税点以下の事業者であっても、京都市内の事業所床面積が 800 ㎡以上の事業者あるいは京都市内の従業者数が 80 人以

上の事業者は申告しなければならない。

また、上記申告とは別に、京都市内で事業所用家屋を他に貸し付けている者のうち、次にあてはまる場合は、貸し付けた日から１ケ月以内に「事業所用家屋の貸付状況等の申告書」及び「貸付状況明細書」による申告をしなければならない。

(1)事業所税の納税義務者に対して、1棟の床面積が 500 ㎡以上の家屋を貸し付けた場合

(2)１借主に対して、床面積が 300 ㎡以上の家屋（２以上の計を含む）を貸し付けた場合

1.4 賦課事務の流れ

(1)例月で行う処理

①申告書等の事前発送（決算月の 25 日頃）法人の決算月に、申告の手引き、申告書、納付書等を発送し、申告を勧奨する。

②申告書等の受付（決算日の２ケ月後が期限）郵送・窓口・電子申告

③申告内容の点検・精査　申告書の内容について、税額計算の確認等点検・精査を行う。

④電算連絡による課税内容の登録（申告月の翌月上旬）月１回の電算連絡により課税内容の登録を行う。

⑤調定関係帳票の電算出力（申告月の翌月 10 日頃）

⑥調定額の報告

⑦未申告者に対する催告（申告月の翌月 25 日頃）及び期限後申告者に対する加算金の決定通知

(2)随時行う処理

①新規申告・修正申告の指導

②更正の請求等の処理

③非課税・課税標準の特例・減免についての適用に係る調査

④事業所用家屋の貸付状況等の申告処理

⑤事業所等の新設又は廃止の申告処理

1.5 調査手法

課税捕捉の取組として、次のような調査等を行っている。

(1)固定資産課税台帳に基づく調査

床面積 500 ㎡以上の家屋所有者を対象に「事業所税についての調査票（提出用）」（以下「調査票」という。）を送付。

(2)建築確認申請データに基づく調査

床面積 300 ㎡以上の家屋の新築又は増築者を対象に「調査票」又は「事業所税のあらまし」を送付。

(3)法人市民税申告状況に基づく調査

法人市民税申告データと照合し、対象者を抽出し「調査票」又は「事業所税について

の調査票（従業者割）」を送付。

(4)旅館業、飲食店営業等の許可申請に基づく調査

旅館業、飲食店営業等の許可事業者データと照合し、対象者を抽出し「調査票」を送付。

(5)休止施設の使用状況調査

既認定者全件を対象に休止施設届出書を送付。

(6)法人等の異動届に基づく調査

法人等設立・解散・変更の届出者を対象に「調査票」又は「事業所税のあらまし」を送付。

(7)インターネット等による情報収集

ア　酒類販売業等免許の調査（国税局ＨＰの新規取得者等を対象）

イ　一般労働者派遣事業許可の調査（(一社)日本人材派遣協会ＨＰの新規許可又は許可更新の事業所を対象）

ウ　大規模店舗、中規模店舗の届出状況に基づく調査（京都市産業観光局ＨＰの新規、変更、廃止等の事業所を対象）

エ　官報及びＴＳＲ（東京商工リサーチ）情報による状況把握（合併、分割、解散、破産等の法人を対象）

オ　その他（随時、個々の事業者のＨＰ、住宅地図（別記）等による状況把握）

なお､貸付申告書に基づく調査については､貸付申告後５年以上未申告者を対象として、「事業所用家屋の貸付状況等の申告書」を再度送付する事業所用家屋の異動状況調査も行っている。

2 事業所税における包括外部監査の手法と手続き

2.1 事業所税の監査に関する考え方

納税義務者数が約 2,300 件程度と、他の市税と比較しても、少ない方であるが、納税義務者は、1.1 のとおり一定規模の法人・個人事業者のみを対象としており、事業所床面積及び従業者数の正確な数値を把握することが容易ではなく、徴税の脱漏が懸念される。そこで適切な事務執行が行われているかどうかを監査する。

2.2 具体的な監査の要点

(1)合規性

事業所税に係る事務の執行が、法令等に従って執行されているか。

(2)経済性・効率性

事業所税に係る事務の執行が、経済的・効率的に行われているか。

(3)有効性

事業所税に係る事務の執行が、所期の目的を達成し、また、効果を上げているか。

(4)公正性・正確性

事業所税に係る事務の執行が、公正かつ正確に行われているか。

2.3 主な監査手続き

(1)事業所税の事務運用の実態の把握

(2)事業所税の事務運用の法的根拠の検討

(3)監査の対象となる事業所税における個別的な抽出（監査対象の抽出）

(4)抽出した事案等の確認（抽出した事案の申請書類、実績報告書等の関係書類）

(5)関連資料の閲覧及び質問（ヒアリング）を順次実施

(6)質問等を実施した結果、問題点を抽出、監査結果のまとめ

3 事業所税における監査結果

3.1 貸付申告書について

地方税法第 701 条の 52 第２項でも示されているとおり、事業用家屋を貸し付けている者のうち一定の者は申告の義務があり、京都市においても 1.3 に記したとおり、一定の者には申告の義務を課している。

所管課における貸付申告書の回収業務としては、納税義務者が申告時に借りている事業所のオーナーに対して貸付申告書の提出を依頼することが大半を占める。一度申告があった後、５年間申告がない場合には、貸付異動状況調査を行い、貸付申告書の提出を請求している。ただし、貸付申告書の送付後の回収状況に関する後追い調査及び貸付申告書の回収状況に関するデータ管理が十分ではない。

貸付申告書のサンプルデータを確認したところ、５年以上経過したデータが一部にあったため、所管課に対して、その後、申告請求は行っていないのか尋ねたところ、他の状況から推測するに事業所税の納付申告に結びつく可能性が高いものを優先しているとの回答があった。

また、借主が納税義務者でなくても 300 ㎡以上の事業所を貸し付けた場合の貸主には申告義務が生じるが、広報活動を一定行っているものの、一般的に認知されているとは言い難い。

貸付申告書も法定の申告書であることから、当然に申告書の提出を求めた後の回収状況について確認は必要である。また、５年経過した貸主についても、例え納税に繋がらなくても申告義務がなくなるわけではないので、申告を促すべきである。所管課は申告義務者に対して、貸付申告書の提出について幅広い広報を行うことにより、一層の周知徹底を図るべきである。

【意見】

申告義務者に対して、貸付申告書の提出について幅広い広報を行うことにより、一層の周知徹底を図るべきである。

参考

地方税法第 701 条の 52（事業所税の賦課徴収に関する申告の義務）

　指定都市等の区域内において事業所等を新設し、又は廃止した者は、当該指定都市等の条例の定めるところにより、その旨その他必要な事項を当該事業所等所在の指定都市等の長に申告しなければならない。

２　事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている者は、当該指定都市等の条例に定めるところにより、当該事業所用家屋の床面積その他必要な事項を当該事業所用家屋所在の指定都市等の長に申告しなければならない。

3.2 調査票送付について

事業所税における調査方法は、1.5 に記載のとおり「調査票」の送付が主となっている。所管課に調査票の回収状況の確認を行ったところ次のような回答があった。

調査票の回収状況　（単位：枚）

項目	区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
① 固定資産課税台帳	送付	90	116	97	57	39
	回答	57	54	55	38	25
② 建築確認申請データ	送付	23	27	27	9	2
	回答	－	18	22	5	2
③ 法人市民税 申告状況	送付	32	27	42	32	39
	回答	14	14	24	19	24
④ 飲食店・旅館業営業許可	送付	4	5	7	6	7
	回答	－	2	4	2	2
⑤ 休止施設の使用状況	送付	175	170	168	160	151
	回収	137	138	122	112	111
⑥ 法人等の異動届	送付	17	12	12	11	8
	回答	－	6	7	5	6
⑦ インターネット等	送付	73	72	51	38	12
	回答	－	42	39	18	6
⑧ 貸付異動状況	送付	21	16	9	13	14
	回答	17	10	5	11	11

注１　各年度の回答件数については、それぞれ調査を行った当年度末現在の数値であり、それ以後もアプローチを行っているが、その件数までは集計していない。

注２　②、④、⑥、⑦の平成 24 年度回答件数（－印）については記録が残っていない。

（京都市提供資料より）

調査票の送付時期については、①は 9 月から 10 月ごろ、③は 10 月ごろから 11 月ごろ、⑤は決算月、⑧は 12 月、その他の②・④・⑥・⑦については随時となっている。また、送付先の抽出方法については、現場での経験に基づく勘が頼りになっている。

調査票を受理してからは、既に把握している当該事業者の情報と突合、免税点又は申告義務の判定を行い、申告義務のある場合は、電話連絡や法人情報等により送付先を確認したうえで申告書類を送付している。

調査票未提出者に対しては、当初の回答期限の一定期間経過後、文書又は電話により提出を促し、なおも未提出の場合、更に電話等により提出を促している。⑤については、対象が申告義務のある休止認定者であることから、毎事業年度確認し、未提出の場合は、電

話により提出を促している。

翌年に残る調査票の未回収分については顛末の確認を十分に行っていない。そこで、平成 28 年分の未回収分についてその顛末がどのようになっているかの報告を依頼し、次のとおり回答を受けた。

平成 28 年度送付調査票現況（平成 29 年 10 月 20 日現在）　（単位：枚）

項目	送付	現在までに回答	廃止・縮小等により回答不要と判明	申告又は実地調査へ移行	未回答又は再調査予定
①固定資産課税台帳	39	31	5	1	2
②建築確認申請データ	2	2	0	0	0
③法人市民税申告状況	39	33	2	1	3
④飲食店・旅館業営業許可	7	3	2	1	1
⑤休止施設の使用状況	151	111	18	22	0
⑥法人等の異動届	8	6	2	0	0
⑦インターネット等	12	6	3	2	1
⑧貸付異動状況	14	12	1	0	1
計	272	204	33	27	8

（京都市提供資料より）

調査票の送付時期も異なるため、単年度においては回収しきれない調査票が多数存在する。回収データについては、送付を行った年度のみについて集計を行っており、翌年度以降については、データ集計をせず、各担当者における引継ぎ項目として業務を行っている。監査のために翌年分データの集計を依頼した結果、ほとんどの調査票については完結していることが確認出来た。とはいえ、送付後１年以上経過している調査票のうちに未回収のものが存在しているのも事実である。公平性を保つためにも調査票の回収漏れを無くす必要がある。送付後翌年度においてもデータ集計等を行い、所管課として調査票の管理を行うべきである。

【意見】

所管課は、調査票の送付後翌年度においてもデータ集計等を行い、所管課として調査票の管理を行うべきである。

3.3 従業者割の実地調査について

平成 28 年度における実地調査内容等は次のとおりである。

実施日	対象事業所数	調査実施職員数	調査目的・内容
H28. 4.19	1	2	休止施設等の確認
H28. 4.27	1	2	非課税施設の確認
H28. 5.19	1	2	非課税施設の確認
H28. 6.20	1	2	非課税施設の確認
H28. 8. 1	1	2	非課税施設の確認
H28. 8. 4	1	2	休止施設等の確認
H28. 8.29	1	2	非課税施設の確認
H28.10.24	1	2	非課税施設の確認
H28.10.25	1	2	非課税施設の確認
H28.11.24	1	2	休止施設等の確認
H28.12.14	1	2	非課税施設の確認
H28.12.15	1	2	非課税施設の確認
H28.12.20	1	2	非課税施設の確認
H28.12.26	1	2	非課税施設の確認
H29. 1.16	1	2	休止施設等の確認
H29. 1.27	1	2	非課税施設の確認
H29. 1.27	1	2	非課税・休止施設等の確認
H29. 1. 3	1	2	劇場減免・非課税施設の確認
H29. 2. 1	2	2	非課税施設の確認
H29. 2. 2	1	2	非課税施設の確認
H29. 2. 6	1	2	染織減免・休止施設の確認
H29. 2. 7	1	2	非課税施設の確認
H29. 2. 8	1	2	非課税施設の確認
H29. 2.15	1	2	非課税施設・休止施設の確認
H29. 2.15	1	2	非課税施設・休止施設の確認
H29. 2.20	1	2	非課税施設・休止施設の確認
H29. 2.20	1	2	非課税施設の確認
H29. 3. 9	2	2	非課税施設の確認
H29. 3.27	1	2	劇場減免・非課税施設の確認
29 日	31 件		今年度実施件数
(46 日)	(53 件)		昨年度実施件数

(京都市提供資料より)

平成 28 年度における実地調査は全て資産割の調査となっている。従業者割の調査については、提出書類による調査は行っているが、資産割実地調査時において従業者割の裏付け調査は行っていない。所管課によると、従業者割の調査については、非課税従業者（障害者、高齢者等）に関する調査が中心となっているので、実地調査は行っていないとのことである。

資産割で課税されている事業者のうち従業者割でも課税されているもの　　（単位:件）

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
資産割	2,255	2,218	2,244	2,245	2,240
うち双方	460	464	472	477	479

注：「うち双方」とは、資産割・従業者割とも課税されている件数である。

（京都市提供資料より）

資産割課税の事業者のうち、約５分の１が資産割・従業者割ともに課税されている事業者であり、資産割の実地調査時に同時に従業者割の実地調査も行うことにより、従業者割の申告漏れの抑止目的として一定の効果が得られる。公平性の観点から必要な業務である。所管課は少人数で業務にあたっており、その状況を考慮すれば、従業者割のみで実地調査を行うことは効率的ではないので、効率性の観点からも同時に調査することを検討されたい。

【意見】

所管課は資産割の実地調査時において、同時に従業者割の調査も行うことを検討されたい。

第８ 軽自動車税

1 軽自動車税の概要

軽自動車税の平成 24 年度から平成 28 年度までの収入額の推移は次のとおりである。

（単位：件数＝件、金額＝千円）

年度	調定額		収入額		徴収率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
24	445,912	1,404,405	375,385	1,239,506	84.2	88.3
25	448,755	1,432,413	374,207	1,257,392	83.4	87.8
26	454,592	1,473,186	377,129	1,290,394	83.0	87.6
27	456,720	1,505,794	376,852	1,317,252	82.5	87.5
28	451,214	1,862,973	377,653	1,667,563	83.7	89.5

1.1 納税義務者等

毎年４月１日（賦課期日）において、市内に主たる定置場のある軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び２輪の小型自動車）を所有している者。ただし、所有権留保付販売の場合は、買主が所有者とみなされる。

1.2 税額の計算

1.2.1 原動機付自転車、２輪の軽自動車及び小型自動車等

車種区分		旧税率（～H27）	新税率（H28～）
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下、定格出力 0.6kW 以下	1,000 円	2,000 円
	２輪で総排気量 50cc 超、90cc 以下、定格出力 0.6kW 超、0.8kW 以下	1,200 円	2,000 円
	２輪で総排気量 90cc 超、125cc 以下、定格出力 0.8kW 超、1.0kW 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー（３輪以上で総排気量 20cc 超、50cc 以下、定格出力 0.25kW 超、0.6kW 以下）	2,500 円	3,700 円
２輪の軽自動車（総排気量 125cc 超、250cc 以下）※		2,400 円	3,600 円
２輪の小型自動車（総排気量 250cc 超）※		4,000 円	6,000 円
雪上車※		2,400 円	3,600 円

※の入っているものは各運輸支局受付、その他は税務センター又は市税事務所受付

1.2.2 小型特殊自動車（すべて税務センター又は市税事務所受付）

車種区分		旧税率（～H27）	新税率（H28～）
農耕作業用のもの		1,600 円	2,400 円
その他	２輪	2,400 円	3,600 円
	３輪	3,100 円	3,900 円
	４輪以上（貨物・自家用）	4,000 円	5,000 円
	４輪以上（乗用・自家用）	7,200 円	10,800 円

1.2.3 軽自動車（３輪及び４輪以上、全て各運輸支局受付）

車種区分		税率（年額）		
		①旧税率（H27.3.31 以前の新規検査分）	②新税率（H27.4.1 以降の新規検査分）	③重課税率(新規検査から 13 年経過(H28 から))
３輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
４輪以上	乗用自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	乗用営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
	貨物営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

1.3 申告と納税

軽自動車等を取得した場合は７日以内に、軽自動車等を廃車又は売却等した場合には 30 日以内に、それぞれ所定の場所（原動機付自転車及び小型特殊自動車は各税務センター又は市税事務所）に申告を行う。

また、納税については、毎年５月中旬に送付される納税通知書により納期限である５月末日までに行う。

2 軽自動車税における包括外部監査の手法と手続き

2.1 軽自動車税の監査に関する考え方

納税者一人当たりの金額は高額とはいえないが、納税義務者数は多く、またそのような性質も伴って、滞納者数及び滞納額も非常に多い。このような性質の税に対して、所管課が効率的、公平的に課税及び徴収事務を行っているかどうかを監査する。

2.2 具体的な監査の要点

(1)合規性

軽自動車税に係る事務の執行が、法令等に従って執行されているか。

(2)経済性・効率性

軽自動車税に係る事務の執行が、経済的・効率的に行われているか。

(3)有効性

軽自動車税に係る事務の執行が、所期の目的を達成し、また、効果を上げているか。

(4)公正性・正確性

軽自動車税に係る事務の執行が、公正かつ正確に行われているか。

2.3 主な監査手続き

(1)軽自動車税の事務運用の実態の把握

(2)軽自動車税の事務運用の法的根拠の検討

(3)監査の対象となる軽自動車税における個別的な抽出（監査対象の抽出）

(4)抽出した事案等の確認（抽出した事案の申請書類、実績報告書等の関係書類）

(5)関連資料の閲覧及び質問（ヒアリング）を順次実施

(6)各税務センターに対して実地調査の実施

(7)質問等を実施した結果、問題点を抽出、監査結果のまとめ

3 軽自動車税における監査結果

3.1 ナンバープレート（鑑札）の取り扱いについて

各税務センターにおける軽自動車税に関する業務の一つにナンバープレートの管理業務があり、当該業務は大別して新規と廃車になる。新規は購入、譲り受け又は市外からの転入時に新たにナンバープレートを交付する業務であり、廃車は使用不能、譲渡又は市外転出時にナンバープレートの返納を受ける業務である。

新しいナンバープレートは年２回市税事務所納税推進担当が発注し、税務センターごとに納入され保管されている。ちなみに平成 29 年度における仕入単価は一枚当たり 144 円であった。返納された古いナンバープレートは一時、各税務センターに保管され、年２回職員同行のもと、処分場にて廃棄処理が行われている。

ナンバープレートの保管状況について確認を行ったところ、以下の通りであった。

鑑札保管場所一覧

税務センター名称	新鑑札	回収済み鑑札
北	受付裏側にある鍵付きキャビネット、執務室内の鍵付ロッカー及び倉庫	執務室内に置いてある段ボール箱
上京	執務室内の鍵付キャビネット	執務室内の段ボール箱に一時保管後、倉庫へ移動
左京	受付裏側のキャビネット（鍵なし※）及び地下倉庫 ※業務終了後、執務室が施錠される。	受付裏側の下に置かれている段ボール箱に一時保管後、地下倉庫に移動
中京	受付右側鍵付ロッカー	受付裏側鍵付ロッカーに一時保管後、右側鍵付ロッカーに移動
東山	受付裏側の鍵付ケース及び倉庫	受付裏側の下に置いてある段ボール箱
山科	受付裏側鍵付ロッカー及び倉庫	受付裏側鍵付ロッカーに一時保管後、倉庫に移動
下京	受付裏側にある棚（鍵なし※）及び倉庫 ※業務終了後、執務室が施錠される。	受付近くにある作業台の下に置いてある段ボール箱に一時保管後、倉庫へ移動
南	受付裏側の鍵付キャビネット及び執務室内にある鍵付保管庫	受付裏側の鍵付キャビネットに一時保管後、執務室内の鍵付保管庫へ移動
右京	受付裏側の鍵付キャビネット及び倉庫	受付裏側の鍵付キャビネットに一時保管後、倉庫へ移動

西京	執務室内鍵付のキャビネット及び倉庫	執務室内鍵付のキャビネットに一時保管後、倉庫へ移動
洛西	受付裏側鍵付ロッカー及び倉庫	受付裏側鍵付ロッカーに一時保管後、倉庫に移動
伏見	受付近くの作業台の鍵付キャビネット及び倉庫	執務室内の段ボール箱に一時保管後，倉庫へ移動
深草	受付裏側の鍵付キャビネット及び倉庫	受付裏側の鍵付キャビネットに一時保管後、倉庫へ移動
醍醐	受付裏側鍵付ロッカー及び倉庫	受付下ボックスに一時保管後､倉庫に移動

ナンバープレートの保管状況は各税務センターでばらつきがあるが、京都市の「軽自動車税マニュアル」によると、「鑑札の保管」の項目で、「保管場所については、盗難や紛失がないよう､施錠可能な場所に保管する等､日々厳重に管理を行うこと｡」とされているが、一部の税務センターにおいては鍵のない場所に保管されている。また、新規のナンバープレートに関しては、在庫状況の確認がとられており、仮に紛失等があったとしても即時の発覚に繋がるが、使用済のものに関しては、どの税務センターにおいても在庫状況の把握措置はとられておらず、仮に紛失等があったとしてもその事実が発覚しない状況にある。

税務センターに在庫状況の把握について確認を行ったところ「返納された鑑札は、庁舎内で職員の管理下にあり、不正に流出することはない。また、これまで保管中の鑑札が盗難に遭ったことは聞いたことがない。廃棄鑑札の在庫状況は、課税処理上、必要な情報ではないので、枚数は数えていない。」とのことであった。

駐車中の車両からナンバープレートが盗まれる事案もあるので、庁舎内で保管中のナンバープレートについても、新規分のみならず、返納分に関しても盗難・紛失の可能性はないとは言い切れない。紛失・盗難の予防のため、マニュアルにもあるとおり、鍵のない場所への保管は適正な保管方法に是正するとともに、段ボール箱等の廃棄鑑札保管容器は、封緘をし、廃棄時まで施錠可能な保管庫や倉庫等で適切に保管されたい。

なお、廃棄鑑札の保管状況に異常が認められ、紛失や盗難が疑われる際には、返納枚数と廃棄枚数の照合ができる方策を講じておくことが望ましい。

【指摘事項】

ナンバープレートは必ず鍵のかかる場所に保管を行われたい。また、使用済ナンバープレートも在庫枚数の把握に努めるべきである。

3.2 ナンバープレートの紛失処理について

ナンバープレート又は車両自体が盗難された場合には、警察への盗難届をもって、廃車

手続きが行われることになっているが、ナンバープレートを紛失した場合には、それを証明する方法はなく、紛失した旨を申告して廃車手続きをとれば、それで課税関係が終了する。紛失時の処理については、各税務センターにおいて持ち主から詳細を聞き、その理由を記載した軽自動車税廃車申告書の提出を受け付け､所管課に当該書面が回送されている。所管課では、当該書面に基づき、税務オンラインシステムへの記録は行っているものの、紛失枚数のデータ集計は行っていない。そのため年間でどの程度の規模で紛失があるのかも不明となっている。

なお、ナンバープレート紛失の場合における再発行時には、弁償金として 250 円を徴収している（京都市市税条例第 78 条第４項)。仕入単価が 144 円（平成 29 年度）であることから、再発行によっても赤字にはなっていない。

しかし、弁償金もさることながら、課税忌避のために紛失を装った申告の可能性は少ないかもしれないが払拭しきれないと考えられる。原動機付自転車には、自動車のような登録制度がないため、課税対象の的確な捕捉は困難であろうが、公平公正な課税のために必要な対策を講じる努力を求めたい。

【意見】

所管課はナンバープレートの紛失に関する記録をもとに､適正課税に努めるべきである。

参考

京都市市税条例第 78 条（原動機付自転車に係る鑑札の失効）

原動機付自転車に係る鑑札は、次の各号の一に該当する場合においては、その効力を失う。

(1)　鑑札がき損し、亡失し、又は摩滅したとき。

(2)　鑑札の取付けを損壊したとき。

(3)　鑑札を不正に使用したとき。

２　納税者が所在不明のため原動機付自転車に係る軽自動車税について滞納処分の執行の停止を受けた場合においては、当該原動機付自転車に係る鑑札は、その効力を失う。

３　第１項の規定により鑑札が失効したときは、直ちに届け出て、鑑札の再交付を受けなければならない。

４　前項の規定により鑑札の再交付を受けようとする者は、弁償金として 250 円を納入しなければならない。

3.3 滞納率が高いことについて

徴収率が他の税目と比較して低い（滞納率が高い）ので、他の指定都市の徴収率はどの程度であるか所管課に確認を依頼した。

平成 28 年度　指定都市別　軽自動車税決算額　（単位:千円）

	徴収率（%）	調定額	収入額
札幌市	95.8	2,104,488	2,015,268
仙台市	94.2	1,511,572	1,424,355
さいたま市	94.0	1,261,742	1,185,819
千葉市	89.5	1,126,228	1,008,283
横浜市	96.8	2,727,103	2,639,948
川崎市	96.5	789,857	762,121
相模原市	93.7	950,028	890,221
新潟市	95.9	1,844,738	1,769,142
静岡市	97.1	1,441,504	1,399,558
浜松市	95.2	2,045,219	1,946,564
名古屋市	97.2	2,343,135	2,277,285
京都市	89.5	1,862,973	1,667,563
大阪市	88.7	1,855,204	1,645,956
堺市	92.7	1,159,600	1,075,238
神戸市	89.7	1,678,967	1,506,825
岡山市	93.0	1,780,566	1,656,814
広島市	93.5	1,989,086	1,859,093
北九州市	93.8	1,815,055	1,701,825
福岡市	95.5	1,767,404	1,688,051
熊本市	93.6	1,701,637	1,592,504

（京都市提供資料より）

全国の指定都市の中でも徴収率は大阪市に次いで２番目に低いことがわかり、その原因と対策について所管課に尋ねたところ、次のような回答があった。

軽自動車税の滞納は、滞納の無いことが車検の要件となる軽四輪等よりも車検のない原付バイク等の比重が高いと考えております。

本市には 38 の大学・短大が集積していることから、学生数が多く、大学の立地が原付バイクの利用が便利な市街地周辺部にあるものも多いことなどもあり、他都市と比べて多くの原付バイクが登録されています（注１参照）。このことが、本市の軽自動車税の滞納率が他都市に比べて高い理由の一つと考えております。

滞納整理業務においては、事務効率を考慮して、一件当たりの滞納金額の大きな案件から、労力をかけて財産調査などに取り組む傾向があることから、他税目に比べ小額となる

軽自動車税の優先度は低くなります。

このため、軽自動車税の滞納者に対しては、他税目に比べ文書による催告をより丁寧に行っております（注２参照）。さらに、３万円以上の滞納者を高額滞納者ととらえ、重点的に、個別に、滞納整理を行っております。

また、納付する手間を軽減するため、納税環境の整備として、若年層にとって利便性が高いコンビニ収納を、他税目に先んじて平成 19 年度から導入しました。更にインターネットを利用したクレジット納税も平成 28 年度から導入し、この際のシステム利用料において、5,000 円以下の場合は納税者に利用料がかからないように設定し、軽自動車税を含む小額納税の利用を促しているところです。

その他、啓発活動として、軽自動車税の納期には、地下鉄主要駅での納期の周知活動や、市内の大学に協力依頼し、お知らせポスターを大学構内で掲示しております。

注１　指定都市の原動機付自転車課税台数（平成 27 年度）　（単位：台）

	課税台数	人口１千人当
札幌市	24,603	12.6
仙台市	56,428	52.1
さいたま市	57,887	45.8
千葉市	47,077	48.4
横浜市	263,802	70.8
川崎市	77,277	52.4
相模原市	43,372	60.2
新潟市	26,403	32.6
静岡市	72,653	103.1
浜松市	60,161	75.4
名古屋市	78,690	34.3
京都市	184,574	125.1
大阪市	123,712	46.0
堺市	65,672	78.2
神戸市	143,453	93.3
岡山市	46,266	64.3
広島市	110,096	92.2
北九州市	38,250	39.8
福岡市	93,471	60.7
熊本市	60,913	82.2
計	1,674,760	60.9

※１　課税台帳の台数は，総務省「平成 27 年度市町村税課税状況等の調」より
※２　人口は、平成 27 年国勢調査（確定値）を使用

注２　他税目滞納者への文書催告は、督促状発付後１ケ月以内に一次催告を送付。そのうち５万円未満の小額滞納者について、翌年度以降毎年８月に納付書付催告送付を基本に実施。軽自動車税の文書催告は、９月に一次催告、12 月に納付書付催告、２月に文書催告，翌年度以降毎年８月に納付書付催告送付を基本に実施。

以上のとおり、京都市では学生が多いことなどから、原付バイクの登録が他都市に比べて多くなっていることが、滞納率が高いことの要因と考えているので、そのことを確認するために区ごとの徴収率についての資料の請求を行った。

平成 28 年度　軽自動車税　納税推進担当分　区別調定収入状況

（単位：件数＝件・金額＝千円・率＝%）

行政区	区分	件　数			金　額		
		調定	徴収率	収入	調定	徴収率	収入
北	現年課税分	33,937	96.0	32,571	138,896	96.8	134,438
	滞納繰越分	5,910	18.1	1,070	11,990	19.3	2,319
	計	39,847	84.4	33,641	150,887	90.6	136,757
上京	現年課税分	15,834	95.8	15,162	65,543	96.6	63,310
	滞納繰越分	2,776	18.5	514	5,438	20.8	1,131
	計	18,610	84.2	15,676	70,981	90.8	64,441
左京	現年課税分	36,857	96.0	35,366	159,913	96.8	154,806
	滞納繰越分	6,458	18.3	1,179	13,517	19.4	2,628
	計	43,315	84.4	36,545	173,429	90.8	157,435
中京	現年課税分	18,781	96.3	18,093	80,407	97.1	78,105
	滞納繰越分	2,856	18.0	515	5,955	17.8	1,058
	計	21,637	86.0	18,608	86,362	91.7	79,163
東山	現年課税分	8,387	95.3	7,997	33,345	96.1	32,045
	滞納繰越分	1,566	18.6	291	3,128	20.6	645
	計	9,953	83.3	8,288	36,473	89.6	32,691
山科	現年課税分	38,841	94.5	36,710	180,296	95.0	171,276
	滞納繰越分	8,422	16.4	1,377	21,946	18.9	4,139
	計	47,263	80.6	38,087	202,242	86.7	175,415
下京	現年課税分	17,711	96.1	17,018	76,068	96.7	73,584
	滞納繰越分	2,957	18.0	531	6,126	20.6	1,265
	計	20,668	84.9	17,549	82,195	91.1	74,849
南	現年課税分	30,201	95.3	28,781	143,131	96.0	137,391
	滞納繰越分	5,935	14.6	867	14,527	17.2	2,502
	計	36,136	82.0	29,648	157,658	88.7	139,892

右京	現年課税分	54,676	96.2	52,613	243,006	96.8	235,174
	滞納繰越分	7,863	19.6	1,543	18,243	22.3	4,075
	計	62,539	86.6	54,156	261,249	91.6	239,249
西京	現年課税分	24,327	96.6	23,508	112,095	97.1	108,816
	滞納繰越分	2,865	24.2	692	7,383	26.1	1,924
	計	27,192	89.0	24,200	119,478	92.7	110,740
伏見	現年課税分	52,514	95.1	49,954	242,008	95.6	231,416
	滞納繰越分	9,547	17.5	1,668	25,538	19.7	5,035
	計	62,061	83.2	51,622	267,546	88.4	236,451
深草	現年課税分	16,164	94.6	15,287	70,450	95.4	67,183
	滞納繰越分	3,685	17.3	639	8,592	20.9	1,800
	計	19,849	80.2	15,926	79,042	87.3	68,983
醍醐	現年課税分	16,083	93.3	15,005	75,724	94.1	71,248
	滞納繰越分	3,942	15.3	603	10,472	18.5	1,940
	計	20,025	77.9	15,608	86,197	84.9	73,188
洛西	現年課税分	18,196	95.6	17,404	79,725	96.1	76,590
	滞納繰越分	3,118	18.5	576	7,150	19.0	1,355
	計	21,314	84.4	17,980	86,875	89.7	77,945
計	現年課税分	382,509	95.5	365,469	1,700,607	96.2	1,635,382
	滞納繰越分	67,900	17.8	12,065	160,005	19.9	31,816
	計	450,409	83.8	377,534	1,860,613	89.6	1,667,198

（京都市提供資料より）

区ごとの収入資料を見ると伏見区（伏見、深草、醍醐）、南区、山科区で徴収率が低く、学生が多いと思われる上京区、左京区、北区あたりでは低くないことから、学生が多いことと、軽自動車税の滞納率が高いことに直接的な因果関係は見出せない。

さらに高額滞納者の分布状況について調べるため、３万円以上の高額滞納者について所管課に分布状況の確認を行った。

軽自動車税　滞納繰越額３万円以上の滞納者の住所区及び年代別内訳　　（単位：人）

区・支所名	70代以上	60代	50代	40代	30代	20代	計	法人
北	2	4	10	7	15	1	39	1
上京	0	3	5	4	0	1	13	1
左京	2	3	8	13	5	2	33	1
中京	1	3	6	5	6	2	23	
東山	1	1	3	5	1	0	11	
山科	7	14	16	30	10	2	79	3
下京	1	3	3	7	2	0	16	1
南	3	9	15	10	5	2	44	7
右京	5	6	20	21	14	4	70	2
西京	0	2	3	12	4	3	24	
伏見	5	16	23	24	15	4	87	1
深草	5	7	5	4	5	0	26	
醍醐	2	7	10	13	4	6	42	1
洛西	1	2	7	3	7	1	21	
市内計	35	80	134	158	93	28	528	18
市外	7	10	20	40	14	9	100	1
計	42	90	154	198	107	37	628	19

※平成 29 年６月 12 日現在の滞納者状況を集計したもので、納税推進担当分のみの概算人数を記載。税務センター所管分は含まれていない。

（京都市提供資料より）

伏見区（伏見、深草、醍醐）で 155 人と高額滞納者全体の約４分の１を占め、次いで山科区、右京区、南区と続く。世代も中高年の滞納者の多さが目を引く。

また、この高額滞納者の人数を各区の人口比で計算すると次のようになる。

各区の人口に占める高額滞納者の割合　（単位：人）

行政区	人口	高額滞納者数	割合
京都市全体	1,475,183	528	0.036%
北区	119,474	39	0.033%
上京区	85,113	13	0.015%
左京区	168,266	33	0.020%
中京区	109,341	23	0.021%
東山区	39,044	11	0.028%
山科区	135,471	79	0.058%
下京区	82,668	16	0.019%
南区	99,927	44	0.044%
右京区	204,262	70	0.034%
西京区	150,962	45	0.030%
伏見区	280,655	155	0.055%

※人口は、平成27年国勢調査（確定値）を使用

やはり山科区、伏見区、南区の順で割合が高くなり、上京区、下京区、左京区の順で割合が低くなっている。

以上のことから、所管課で実施している他都市から転入し、原付バイク等の新たな所有者となる学生向けの広報活動は、軽自動車税の周知としての意義は理解できるが、徴収率を引き上げる対策としては効果的ではないと言える。また、滞納率の高い区域と高額滞納者の分布区域が重なることから、特定区域における高額滞納者が全体の滞納率を引き上げていることが推測できる。

軽自動車税においては、複数年以上の滞納を行わないと３万円以上の高額滞納者にはなることができない。また、原動機付自転車の年税額は現在2,000円（平成27年度までは1,000円）であるから、１台の所有では長期にわたって滞納を行ったとしても、３万円以上の高額滞納者にはならない。よって、３万円以上の滞納者に対する重点的な滞納整理だけでは、原動機付自転車の複数年滞納者に対しては効果を得られない。所管課の行う丁寧な文書催告が効果をあげているのであれば、複数年以上の滞納者はほとんど存在しないはずであるが、実際は多数の複数年以上の滞納者が存在しており、文書催告の効果が低いことを示している。

また、下表からも明らかなようにどれだけ一人当たりの滞納額が小さくても、件数が多いことに起因する多額の不納欠損を見過ごすことはできない。高額滞納者及び複数年滞納者に対しては、効率的かつ効果的な徴収業務を行うべきである。

軽自動車税　不納欠損　年度別推移　（単位：件、千円）

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
件　数	5,908	5,893	6,302	11,069	11,692
金　額	13,344	13,468	14,389	26,102	32,151

（京都市提供資料より）

所管課は不納欠損年度別推移表中の平成 27 年度、平成 28 年度において不納欠損額が急激に増加した理由について下記のように述べている。

平成 21 年度までは各区支所で軽自動車税の賦課徴収業務を担当し、財産調査、差押えなどの滞納整理を行っていた。

平成 22 年度の組織改正により、軽自動車税の賦課徴収業務を、行財政局税務部納税推進課（現：市税事務所納税室）に集約した際、徴収と課税を併せて担当することとなったため、これ以後の滞納については、催告文書の送付等による取組を主に行っており、時効中断の効果のある差押えなどの滞納整理は十分にできていなかった。

平成 24 年度からは、徴収担当と課税担当を分け、段階的に差押えに向けた財産調査などの滞納整理を充実し、滞納処分停止の判断も進めることができた。

これらの経過により、平成 27 年度は、５年の時効完成による不納欠損が増加したが、平成 28 年度は時効完成に加え、執行停止による不納欠損も増加している。

【指摘事項】

京都市は、軽自動車税の徴収率が指定都市の中でも大阪市に次いで２番目に低い。これは、軽自動車税の滞納者に対する滞納整理が十分にできていなかったことによるものである。

高額滞納者及び複数年滞納者に対して、滞納状況の分析、把握に努め、より効率的に滞納整理を行えるよう努力されたい。

第９ 市たばこ税

1 市たばこ税の概要

平成 24 年度から平成 28 年度までの収入額等の推移は次のとおりである。

（単位：件数＝件・額＝千円）

年度	件数	調定額	収入額	徴収率
24	121	9,754,332	9,754,332	100%
25	108	10,658,378	10,658,378	100%
26	116	10,271,313	10,271,313	100%
27	122	10,058,128	10,058,128	100%
28	772	9,739,349	9,739,349	100%

平成 28 年度は手持品課税制度により件数が大幅に増えている。手持品課税については、1.4 で説明する。

また、平成 28 年度における納税義務者ごとの売渡本数及び調定額は次のとおりである。

(1)一般分

納税者名		売渡本数（本）	調定額（円）
A	三級品	75,110,740	215,509,192
	三級品以外	1,007,333,216	5,300,587,383
A 合計		1,082,443,956	5,516,096,575
B		801,135,250	4,215,573,683
C		163,080	858,122
D		14,563	76,623
E		254,965	1,341,618
F		77,013	405,236
G		63,728	335,329
H		478,705	2,518,940
I		147,452	775,886
J		29,760	156,592
合計		1,884,808,472	9,738,138,604

（京都市提供資料より）

(2)手持品課税分

申告本数（本）	調定額（円）
2,816,259	1,210,752

（京都市提供資料より）

1.1 納税義務者等

製造たばこの製造者、特定販売業者（外国産たばこの輸入を扱う者）及び卸売販売業者（京都市への申告は10者)。

1.2 税額の計算

1.2.1 三級品の紙巻たばこを除く製造たばこ

平成29年４月１日以降の売渡し分については、5,262円/1,000本

1.2.2 三級品の紙巻たばこ

エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの６銘柄

平成28年度は、2,925円／1,000本

平成29年４月１日以降の売渡し分については、3,355円／1,000本

1.3 申告と納税

製造たばこの製造業者等が、毎月初日から末日までの間に売り渡したたばこに係る税額を翌月末日までに申告し、納付する。

1.4 三級品に係る特例税率の廃止及び手持品課税について

平成27年度税制改正により、平成28年度から紙巻たばこ三級品に係る特例税率が段階的に廃止され、４段階に分けて税率が引き上げられている。これに伴い、平成28年から平成31年までの各年における４月１日の午前０時において､紙巻たばこ三級品を販売のため合計5,000本以上所持する販売業者に対して、その所持する紙巻たばこ三級品について、税率の引上げ分に相当するたばこ税が課税される（これを「手持品課税」という。）

1.5 例月の業務の流れ

1.5.1 調定

①納税義務者から、毎月初日から末日までの間に売り渡したたばこに係る税額の申告がある。

②提出された申告書の内容を確認し、一月分取りまとめて調定原簿に記入し、決定をとる。

③京都府自治振興課から「たばこ税市町村別事業者別売渡し本数明細書」が送付される

ので、京都市への申告書と比べて記載の申告事業者・本数に相違がないか確認する。
④申告漏れが判明した場合は、指導、更正・決定、加算金決定を行う。

1.5.2 収入管理

財務会計システムで主管別日計表を確認し、収入確認をする。未納者に対しては、督促状を発付する。納付後、延滞金がかかる場合は請求を行う。

2 市たばこ税における包括外部監査の手法と手続き

2.1 市たばこ税の監査に関する考え方

たばこ税は国税部分と地方税部分、さらに地方税部分については都道府県税部分と市区町村税部分に分かれており、手持品課税の調査は税務署が行い、所管課においては京都府から送付される明細書と照合を行うことが主な確認業務となっている。市たばこ税に関する業務として、十分に行えているかどうかを監査する。

2.2 具体的な監査の要点

(1)合規性

市たばこ税に係る事務の執行が、法令等に従って執行されているか。

(2)経済性・効率性

市たばこ税に係る事務の執行が、経済的・効率的に行われているか。

(3)有効性

市たばこ税に係る事務の執行が、所期の目的を達成し、また、効果を上げているか。

(4)公正性・正確性

市たばこ税に係る事務の執行が、公正かつ正確に行われているか。

2.3 主な監査手続き

(1)市たばこ税の事務運用の実態の把握

(2)市たばこ税の事務運用の法的根拠の検討

(3)監査の対象となる市たばこ税における個別的な抽出（監査対象の抽出）

(4)抽出した事案等の確認（抽出した事案の申請書類、実績報告書等の関係書類）

(5)関連資料の閲覧及び質問（ヒアリング）を順次実施

(6)質問等を実施した結果、問題点を抽出、監査結果のまとめ

3 市たばこ税における監査結果

3.1 提出された申告書と売渡し本数明細書の確認について

所管課における主な調定業務は、「市町村たばこ税調定原簿」を作成し、京都府から送付された売渡し本数明細書との照合を行うことである。照合作業の具体的な内容について問い合わせたところ、提出された申告書と売渡し本数明細書の内容が合致していれば「市町村たばこ税調定原簿」に確認したことのチェック✓を記していると回答があり、実際に同書類の確認を行った。

また、これまでに、京都府が作成する「たばこ税・市町村別・事業者別売渡し本数明細表」と京都市作成の「市町村たばこ税調定原簿」との齟齬は発生していないが、申告書の集計の誤りを発見したら、直ちに対象納税義務者に連絡し、確認及び是正を依頼している。

しかし、申告上に誤りがあるとすれば、京都府作成の書類及び京都市作成の書類ともに数値に誤りが発生することが考えられ、照合作業や納税義務者への確認だけではその内容が十分であるとはいいきれない。

調定額のそのほとんどを担うA社及びB社の申告状況を所管課に問い合わせたところ、個人情報となる個別の納税義務者の資料に替えて次の表の提出があった。

（参考）

納税義務者の平成27年、平成28年 両年度における月ごとの納税額及び前年比

（単位：円）

	平成27年度	平成28年度	前年度比
4月	825,584,894	927,116,738	112.30%
5月	842,940,645	766,554,205	90.94%
6月	846,361,936	802,744,226	94.85%
7月	849,621,877	821,185,228	96.65%
8月	902,810,952	837,107,332	92.72%
9月	847,853,889	861,419,851	101.60%
10月	854,896,528	816,394,533	95.50%
11月	873,417,745	813,859,730	93.18%
12月	797,967,331	790,371,508	99.05%
1月	923,061,413	896,046,500	97.07%
2月	737,392,924	694,727,823	94.21%
3月	756,217,915	710,610,930	93.97%
合計	10,058,128,049	9,738,138,604	96.82%

所管課は、納税義務者の提出する申告書に対して、月ごとの前年比増減状況を確認し、増減幅が極端に大きいなど、その申告額に異常値を発見した場合は、相手方に問い合わせ

などを行い、申告の正確性の確認を行うべきであり（例えば、表の４月、５月等）、その確認等の記録を保管する必要がある。

【意見】

所管課は、申告額について京都府の書類との照合作業だけでなく、その申告額そのものに異常値がないか、資料を作成するなどして申告の正確性の確認を行い、その記録を保管する必要がある。

3.2 手持品課税について

手持品課税に対する調査がどのように行われているのか確認したところ、手持ち品課税では、たばこの所持数量や記帳状況を確認する実態確認を行うことになっているが、この実態確認については、国、京都府、京都市の三者での重複作業を避ける等効率的に行うため、取りまとめとして国が実施していると京都市から返答があった。

さらに、実態確認の状況について中京税務署に確認したところ、手持品数量と申告状況に疑義がある納税者に対し、書面で照会を行っている。その際に回答がなかったり、回答に疑義がある場合は実地調査に移ることになるが、現在のところ、そのような事案は発生していないとのことであった。

以上により、効率性の観点からも手持品課税に関する調査等の業務は十分に行われていると判断出来る。

第１０ 入湯税

1 入湯税の概要

平成 23 年４月１日から導入された新しい税であり、過去５年間における入湯客数の推移は次のとおりである。

入湯客数の推移　（単位：人）

年度	宿泊客分			日帰り客分			入湯客数計		
	入湯客数	課税免除	課税対象	入湯客数	課税免除	課税対象	入湯客数	課税免除	課税対象
24	539,775	45,499	494,276	355,901	312,158	43,743	895,676	357,657	538,019
25	553,740	46,238	507,502	366,504	319,348	47,156	920,244	365,586	554,658
26	662,792	79,389	583,403	492,304	429,011	63,293	1,155,096	508,400	646,696
27	769,620	82,122	687,498	542,475	466,786	75,689	1,312,095	548,908	763,187
28	765,428	91,214	674,214	550,124	472,087	78,037	1,315,552	563,301	752,251

（京都市提供資料より）

1.1 納税義務者等

入湯税の納税義務者は鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客であるが、次の者は課税免除となる。

(1)小学生以下の者

(2)共同浴場又はいわゆる銭湯に入湯する者

(3)利用料金が 1,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以下である施設に日帰りで入湯する者

(4)学校（大学等を除く。）の生徒等で、修学旅行その他学校行事に参加している者及びその引率の者

(5)医療提供施設において入湯する者

1.2 税額の計算

(1)宿泊客　１人１泊につき 150 円

(2)日帰り客　１人１日につき 100 円

1.3 申告と納税

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）が納税義務者から税を徴収し、毎月末日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した納入申告書を提出するとともに、徴収した入湯税を納税している。

2 入湯税における包括外部監査の手法と手続き

2.1 入湯税の監査に関する考え方

入湯税は、その歴史がまだ浅く、特別徴収義務者への指導及び調査手法等の事務運営上の経験値が多いとは言えないので、事務の執行が十分に行えているか、また適正であるかを監査する必要がある。

2.2 具体的な監査の要点

(1)合規性

入湯税に係る事務の執行が、法令等に従って執行されているか。

(2)経済性・効率性

入湯税に係る事務の執行が、経済的・効率的に行われているか。

(3)有効性

入湯税に係る事務の執行が、所期の目的を達成し、また、効果を上げているか。

(4)公正性・正確性

入湯税に係る事務の執行が、公正かつ正確に行われているか。

2.3 主な監査手続き

(1)入湯税の事務運用の実態の把握

(2)入湯税の事務運用の法的根拠の検討

(3)監査の対象となる入湯税における個別的な抽出（監査対象の抽出）

(4)抽出した事案等の確認（抽出した事案の申請書類、実績報告書等の関係書類）

(5)関連資料の閲覧及び質問（ヒアリング）を順次実施

(6)質問等を実施した結果、問題点を抽出、監査結果のまとめ

3 入湯税における監査結果

3.1 調査方法について

所管課に、実地調査時において、納入申告書に記入された内容が適正であるか否か、税務申告書及び総勘定元帳等の会計帳簿との照合は行っているか確認したところ、次のとおり回答を受けた。

宿泊者から徴収した入湯税額の一覧として総勘定元帳が出力され、その数値を納入申告書に転記し申告されたケースがあり、納入申告書と照合・確認を行いました。 実地調査は、入湯税納入の申告状況の確認を目的に、課税の対象となる入湯客数の確認を主な内容としているため、それらに合致したものであれば特定の資料に限定する必要はなく、また、施設の料金プランや課税免除の方のカウント方法、事務処理体制も様々であり、調査に協力していただく施設側の事務負担も考慮し、施設から提出のあった資料を確認することにしています。

税務資料である総勘定元帳は、税務署からもチェックを受けるため、正確性の信頼度が高い資料の一つである。総勘定元帳のほか、売上台帳、レジペーパーなど提出された納入申告書の内容を裏付ける資料との照合が本来であれば必要であるが、所管課は施設の事務負担を考慮して、提出のあった資料のみで調査を行っている。これでは調査手法が実地調査先によって異なってしまうおそれがあり、公平性の観点からも適当とは言えない。

また、調査手法をある程度画一化することにより、事務の効率性が増す結果になる。

よって所管課は、質問検査権を行使し、税務資料の提出を徹底し、調査事務の効率化を図る方法を検討すべきである。

【意見】

入湯税における税務調査については、質問検査権を行使し、税務資料の一定の画一化など、調査事務の効率化を図る方法を検討すべきである。

参考

地方税法第 701 条の 5（徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権）

市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一　特別徴収義務者

二　納税義務者又は納税義務があると認められる者

三　前二号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

3.2 広報の不足について

所管課が行った税務調査の記録を確認すると、特別徴収義務者からの要望として近年は外国人観光客が増加しており、入湯税を徴収する際に苦情が出るといったトラブルが発生していることから、入湯税の周知徹底をお願いしたい旨が記載されている。

特にネット決済により宿泊料金を払い込んでから、別途入湯税を徴収するとなった場合に苦情が出るとのことから、各特別徴収義務者のホームページにおいて入湯税の記載が行われているか調査を行った。

入湯税課税対象施設一覧（平成 29 年 4 月 1 日現在）

(1)宿泊施設（所在区ごとの五十音順）

所在区	施設名称	ホームページへの表記の有無
北区	東急ハーヴェストクラブ京都鷹峯＆ＶＩＡＬＡ	有り（150 円）
上京区	国家公務員共済組合連合会京都宿泊所　くに荘	なし
左京区	エクシブ京都八瀬離宮	有り（150 円）
	大原温泉　民宿　大原の里	日帰り有り（100 円）宿泊なし
	大原温泉湯元　旬味草菜お宿　芹生	有り（150 円）
	北白川天然ラジウム温泉	有り（100 円、150 円）
	魚山園	なし
	くらま温泉	有り（金額表記はなし）
	大原温泉 湯元のお宿　民宿 大原山荘	有り（日帰り 100 円､素泊まりプランのみ 150 円､他プランなし）
中京区	スーパーホテル京都・四条河原町	なし
	ホテルモントレ京都	なし
東山区	ホテルりょうぜん	なし
下京区	京湯元　ハトヤ瑞鳳閣	なし
	ドーミーイン PREMIUM 京都駅前	なし
右京区	嵐山辨慶	なし
	翠嵐ラグジュアリーコレクションホテル京都	有り（150 円）
西京区	嵐山温泉　彩四季の宿　花筏	有り（100 円、150 円）
	嵐山温泉　渡月亭	有り（金額表記はなし）
	京都嵐山温泉　花伝抄	有り（150 円）

	京都竹の郷温泉　京都エミナース	有り（150 円、一部プランは表記なし）
伏見区	桃山温泉　月見館	なし

(2)日帰り施設（利用料金 1,000 円超）

所在区	施設名称	ホームページへの表記の有無
左京区	不動温泉	有り（金額表記はなし）
西京区	京都嵐山温泉　湯浴み処　風風の湯	なし

以上のように、特別徴収義務者のうち、約半数のホームページ上において、入湯税の徴収について記載しておらず、また記載している場合においても、非常に分かりづらい表記のものが多い。入湯税徴収に関するトラブル防止はもちろんのこと、今後、導入が検討されている宿泊税との兼ね合いも考慮して、入湯税の広報により力を入れる必要がある。具体的には、施設側のホームページの値段表記に入湯税の金額を入れるようにするなど、納税義務者である施設利用者にわかりやすく課税できるような方法を施設側に周知徹底するよう要請していくべきである。

【意見】

入湯税の広報により力を入れて、納税義務者及び特別徴収義務者に混乱が起きないように周知徹底を図るべきである。

3.3 納入申告書への記載内容の不徹底について

サンプル提出を受けた入湯税調査記録上（平成 29 年 1 月 24 日実地調査）で、特別徴収義務者である宿泊施設において、納入申告書に 12 歳以下の利用欄が空欄になっていた。その理由として、施設側は 12 歳以下の添い寝利用による宿泊の場合は宿泊代がかからないため、入湯税の徴収も行っておらず、またカウントも行っていないからとしている。所管課では、計上が容易であるならば、次回以降申告書に記載するよう指導を行ったとしているが、最終的には、その計上が容易ではないとの理由で施設側は計上を行っていない。

申告書としてその様式を求めている以上、全ての特別徴収義務者には同じ内容で申告を求めることが課税の公平性からも必要不可欠である。特別徴収義務者に対して、申告書への記載を徹底すべきである。

【意見】

所管課は特別徴収義務者に対して、申告書への記入漏れをなくすように指導を徹底すべきである。

3.4 日帰り入湯客からの未徴収に対する対応について

サンプル提出を受けた入湯税調査記録（平成 27 年２月 19 日実地調査）において、次のような記載があった。

> 日帰りの利用については、現在（調査当時)、入湯のみの日帰り利用をすることができない。日帰りで食事をした客の一部が、1,000 円以下の料金で入湯することがまれにあり、その際には入湯料金（税）を徴収しなかったとの回答があったので、入湯のみの日帰り利用が出来ない場合は、食事とのセット料金により免税点を判定する必要があるため、今後、そのような利用が生じた場合には、入湯税を徴収するよう指導した。

特別徴収義務者の入湯税の特別徴収に対する錯誤により、日帰り入湯客から入湯税が未徴収となっていたが、所管課は当該特別徴収義務者に対して、今後は徴収する必要があると指導を行ったのみで、過年度における未徴収分についての徴収は行わなかったのである。

過年度における未徴収分を放置することは課税の公平性を著しく欠く。また、未徴収の場合、特別徴収義務者は納税義務者に求償権を有すること、国税においては、源泉所得税及び消費税の税務調査等で同税の納付漏れが発覚した場合、仮に未徴収であったとしても納税を求められることを考慮しても、未徴収の入湯税額を特別徴収義務者から徴収することは何ら問題ない。

このことについて、所管課に確認を行ったところ、制度内容が分かりにくく特別徴収義務者に十分に理解されていなかったこと、周知が不十分であったことなど特別徴収義務者側に錯誤を発生させる原因が課税庁側にあったこと、さらに、入湯税の取り扱い等に関する詳細な項目については「特別徴収の手引」で定め、それのみを根拠としている点で租税法律主義の観点から問題があると考えていると言及した。

しかし、今回の所管課の措置は、法令及び規定上の変更がされていないにもかかわらず、調査日までの納税は免除し、調査日以降は徴収を行うよう指導しており、規定上の解釈の錯誤として取り扱っていることは明白である。免除及び徴収をするのであれば、規定等の変更整備を行ってから、免除及び徴収を指導するべきである。今回のケースでは、所管課が特別徴収義務者に対して、規定の不備があったとはいえ本来であれば徴収するべきところを免除したと解釈されるので、当該調査手続きは合規性を欠いたものといえる。

【指摘事項】

入湯税に関する規定の整備を行い、所管課は規定に則った課税及び調査手続きを行われたい。

参考

地方税法第 701 条の 4（入湯税の特別徴収の手続）

入湯税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2　前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3　前項の規定によって納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4　特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

3.5 調査記録の不備について

サンプル提出を受けた入湯税調査記録上（平成 25 年 10 月 23 日実地調査）において、日帰り入湯客の取り扱いについて、特別徴収義務者と意見が異なったため、所管課の検討事項になっている旨の記載があった。調査結果の項目では、日帰り入湯に係る課税については、課内にて検討を行い、結果を通知する旨を特別徴収義務者へ伝えたとなっているのみで､顛末の記載が一切されていなかったので､所管課にその顛末について質問したところ、既に是正されているとの回答を得た。

同記録上（平成 27 年 1 月 26 日実地調査）においても、同様に日帰り入湯についての課税の不徹底が見受けられていたが、その顛末が記載されていないため、所管課に質問したところ、措置状況の報告を後日求めており、是正も行われていると回答を得た。また、その措置状況について、その記載の資料を求めたところ、同記録上に手書きによるメモ程度の顛末が記入された資料の提出を受けた。

調査記録に顛末が明確に記録されておらず、あったとしても記録とは到底呼べないレベルのメモ書きであり、調査記録上では次年度以降への引継ぎが出来ていない。担当が変わって､是正されたことを知らずに特別徴収義務者に再度コンタクトをとる可能性すらある。

効率性の観点からも業務上の不備があるといえ、調査記録様式の定型化等を行い、効率的な業務の徹底に努められたい。

【意見】

調査記録の記載時にはその顛末まで記載を行い、次年度以降への引継ぎ資料として役立つ資料にするべきである。

第１１ 滞納整理事務

1 滞納整理事務の概要

1.1 市税滞納整理に関する基本方針

滞納整理事務とは、納税者等が納期限までに市税を納付しない場合に行われる事務処理をいう。京都市の滞納整理事務に係る基本方針や組織体制の概要は次のとおりである。

市税は、納税者が自主的に納めることとなっている。納期限を過ぎても市税の納付がない場合は、税負担の公平を保つため、滞納者に対し地方税法、国税徴収法、市税条例などの規定に基づき、差押えなどをはじめとして厳正に滞納処分を行うこととなっている（わたしたちの市税　平成 29 年度版）。

京都市では債権の適正・的確な管理及び回収を進めることにより、市民負担の公平性及び財源の確保を図っている。

各債権に適用される法令の規定に従い、適正な債権管理及び効果的・効率的な債権回収を進めている。なお、債権の回収に当たっては、債務者の納付資力等の状況を的確に見極めることとし、納付資力があるにもかかわらず納付に応じない滞納者に対しては法令に基づき厳正に対処している（京都市債権管理及び回収に関する基本指針）。

また平成 29 年 3 月 27 日に公布されている京都市債権管理条例において、目的、徴収の方針を以下のように定めている。

> 第１条（目的）
>
> この条例は，本市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、本市の債権の管理の一層の適正化を図り、もって市民の負担の公平性を確保するとともに、公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的とする。
>
> 第６条（徴収の方針）
>
> 市長等は、本市の債権の債務者の支払能力その他本市の債権の管理に必要な情報の把握に努めるとともに、その把握した情報に基づき，適切かつ効率的な徴収に努めなければならない。

以上のように市は、債権の管理の一層の適正化を図り、適切かつ効果的な徴収を行うことを方針として掲げている。

1.2 市税徴収率の推移と現況

＜指定都市別の市税徴収率＞　　単位：％

都市別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
京都市	97.4	97.6	97.9	98.3	98.5
札幌市	95.8	96.7	97.3	97.7	98.1
仙台市	95.2	96.2	97.0	97.5	97.9
千葉市	93.6	94.6	95.7	96.4	97.0
さいたま市	94.6	95.2	95.9	96.7	97.3
川崎市	96.8	97.3	97.7	98.1	98.6
横浜市	98.2	98.5	98.7	98.9	99.0
相模原市	94.3	94.8	95.4	96.0	96.5
新潟市	95.3	95.8	96.4	96.7	96.8
静岡市	94.8	95.8	96.7	97.4	98.1
浜松市	95.0	95.7	96.5	96.9	97.4
名古屋市	98.3	98.7	99.1	99.3	99.4
大阪市	96.3	96.8	97.2	97.6	97.9
堺市	95.1	95.4	96.0	96.7	97.8
神戸市	95.9	96.6	97.3	97.6	97.9
岡山市	94.1	94.5	95.1	95.5	96.1
広島市	96.5	96.8	97.0	96.2	96.5
北九州市	96.5	97.0	97.4	97.8	97.9
福岡市	96.5	97.1	97.6	97.9	98.2
熊本市	92.8	94.1	94.9	95.4	96.1

市税徴収率は、平成 28 年度において 98.5％であり、指定都市の中では名古屋市、横浜市、川崎市に次ぐ４位となっている。平成 28 年度には京プラン実施計画第２ステージに基づく目標徴収率 98.5％に到達した。

＜所属別の市税徴収率＞　　単位：％

各税務センター等	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
北	95.5	96.2	96.3	96.7	97.2
上京	95.5	95.7	96.1	96.0	96.7
左京	96.9	97.6	98.3	98.8	99.0
中京	97.0	97.6	98.1	98.7	99.2
東山	94.0	94.7	95.7	96.1	96.5
山科	93.0	93.2	93.9	95.1	95.8
下京	97.6	97.8	98.1	98.5	98.8
南	95.8	96.1	96.6	97.2	97.7
右京	96.1	96.5	96.7	97.0	97.4
京北	94.5	95.0	95.0	94.9	95.3
西京	96.8	96.9	97.1	97.5	98.0
洛西	94.9	95.0	95.3	95.5	96.2
伏見	95.4	95.6	96.0	96.6	97.1
深草	93.6	94.5	95.2	95.6	96.2
醍醐	91.8	93.1	94.1	94.7	95.5
納税推進担当	99.5	99.5	99.5	99.6	99.6
市合計	97.4	97.6	97.9	98.3	98.5

所属別にみると、ばらつきがあるものの、市税徴収率は各所属地域すべて改善の傾向にある。

＜京プラン実施計画第 2 ステージに基づく目標徴収率＞　　単位：％

		26 年度実績	中間指標					32 年度目標
			27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
現年度分	個人市民税(普通徴収)	96.86	96.93	96.99	97.06	97.12	97.18	97.24
	個人市民税(特別徴収)	99.92	99.93	99.93	99.93	99.93	99.93	99.93
	法人市民税	99.81	99.86	99.89	99.89	99.89	99.89	99.89
	固定資産税(土地家屋)・都市計画税	99.26	99.34	99.41	99.47	99.52	99.56	99.60
	固定資産税(償却資産)	99.94	99.97	99.97	99.97	99.97	99.97	99.97
	軽自動車税	96.09	96.29	96.49	96.69	96.89	97.09	97.29
	事業所税	99.98	99.98	99.98	99.98	99.98	99.98	99.98
滞納繰越分		34.78	33.96	33.96	33.96	33.96	33.96	33.96
市税合計		97.9	98.0	98.1	98.2	98.3	98.4	98.5

＜決算徴収率＞　　単位：％

		26年度	27年度	28年度
現年度分	個人市民税（普通徴収）	96.86	97.28	97.62
	個人市民税（特別徴収）	99.92	99.95	99.95
	法人市民税	99.81	99.92	99.96
	固定資産税（土地家屋）・都市計画税	99.26	99.40	99.52
	固定資産税（償却資産）	99.94	99.96	99.98
	軽自動車税	96.09	96.31	96.16
	事業所税	99.98	99.92	99.96
滞納繰越分		34.78	36.64	37.45
市税合計		97.9	98.3	98.5

1.3 組織体制

京都市では滞納整理事務について以下のような体制をとっている。

単位：人

	課長級	課長補佐係長級	主任係員	業務内容
税務部収納対策課	1	1	3	収納企画担当 徴収事務の統轄
		1	2	指導第一担当 滞納処分の指導（滞納整理支援システム）
		2		指導第二・第三担当 滞納処分の指導
		1	2	高額滞納整理担当 高額滞納案件の徴収及び滞納処分，公売
納税室納税推進担当	1	1	8	徴収担当 個人市民税（特別徴収），法人市民税，固定資産税（償却資産），軽自動車税，事業所税等の徴収及び滞納処分
北税務センター	1	3	11	個人市民税（普通徴収），固定資産税(土地家屋)・都市計画税等の徴収及び滞納処分
上京税務センター	1	2	7	同上
左京税務センター	1	4	13	同上
中京税務センター	1	3	11	同上
東山税務センター	1	2	5	同上
山科税務センター	1	3	12	同上
下京税務センター	1	3	7	同上
南税務センター	1	3	10	同上
右京税務センター	1	4	14	同上
西京税務センター	1	2	6	同上
洛西税務センター	1	1	3	同上

伏見税務センター	1	3	14	同上
深草税務センター	1	2	4	同上
醍醐税務センター	1	1	4	同上
合計	16	42	136	

1.4 滞納整理事務の流れ

納税者等が納期限内に市税を納付しない場合、督促を行い、その後、文書による催告を行う。それでも納付が認められない場合は、財産調査、差押・換価の手続きに入る。

一定の条件において、徴収猶予、換価の猶予等や、滞納処分の執行を停止する納税の緩和措置を取ることがある。

消滅時効が完成した場合や執行停止期間が３年経過した場合は、徴収権を失い、不納欠損処理を行う。納期限の翌日から納付の日までの期間は延滞金が発生する。

1.4.1 督促

納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、条例でこれと異なる期間を定めることができる（地方税法第 329 条等及び京都市市税条例第 11 条）。

1.4.2 文書催告

催告については地方税法に特段の規定はないが、納付を促すため督促状発付から約 20 日後に催告書を発付している。その他、更に納付を促す場合に随時発付している。

1.4.3 財産調査

滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、質問、検査又は捜索をすることができる（国税徴収法第 141 条、第 142 条）。京都市では法令の規定に基づき、滞納処分の執行や納付能力判定のために、滞納者の財産の有無、所在、種類等を調査している。

1.4.4 徴収猶予

納税者が次のいずれかに該当し、市税の納付が困難と認められる場合には、申請によって原則として１年以内の期間に限り、徴収猶予を受けることができる（地方税法第 15 条）。

(1)災害を受けたとき又は盗難にあったとき

(2)本人又は家族が病気にかかり又は負傷したとき

(3)事業を廃止又は休止したとき

(4)その事業につき著しい損失を受けたとき

(5)(1)から(4)までに該当する事実に類する事実があったとき

(6)本来の納期限から 1 年以上経過した後に，納付すべき税額が確定したとき

1.4.5 換価の猶予

滞納処分による財産の換価を直ちにすることにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき等において、その者が納付について誠実な意思を有すると認められる場合は、職権又は申請によりその換価を猶予できる。(地方税法第 15 条の 5・6)

＜徴収猶予・換価の猶予件数の推移＞

区分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
徴収猶予	件数	278 件	267 件	140 件	62 件	56 件
	金額	91,795 千円	55,235 千円	37,869 千円	9,745 千円	24,824 千円
換価の猶予(職権)	件数	1,394 件	1,227 件	984 件	1,059 件	754 件
	金額	410,159 千円	325,049 千円	300,539 千円	341,464 千円	189,868 千円
換価の猶予(申請)	件数					28 件
	金額					9,217 千円

区分			24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
換価の猶予(職権)	件数		1,394 件	1,227 件	984 件	1,059 件	754 件
		当年度末の完納	151 件	150 件	155 件	164 件	139 件
		次年度への繰越	1,243 件	1,077 件	829 件	895 件	615 件
換価の猶予(申請)	件数						28 件
		当年度末の完納					8 件
		次年度への繰越					20 件

1.4.6 納付誓約による分割納付

滞納額が高額でなく、 納付について誠実な意思を有すると認められるときには、申請に基づき、短期間での分割による納付を承認する（事実上の猶予)。

＜納付誓約による分割納付件数の推移＞

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
納付誓約による分割納付	30,151 件	29,564 件	28,388 件	28,599 件	27,010 件

（京都市作成資料を加工）

納付誓約による分割納付の申し立ては、過去５年は減少傾向にある。当該申し立ては、

分割納付申請書で行うこととしており、申請書を提出させるにあたっては、記載の誓約事項を読み聞かせ，不履行の場合には厳正に対処することを伝えることとしている。

実務上、事情により来庁できない滞納者から電話で相談があった場合、誓約事項を読み聞かせ、不履行の場合には厳正に対処することを伝えたうえで、申請書及び分割納付書を郵送することがあり、結果として、分納申請書の返送前に分納が開始されることが例外的にはある。その場合にも、滞納者への電話や文書送付等により、申請書の提出を求めている。

分割納付は原則６回以内としている。納付資力等から６回以内で完納に至らないことが見込まれる者であって、徴収上有利と判断される場合には１年以内の分納を認め、年度内に完納になるよう指導を行っている。

分割納付の進行管理は各所属において、定期的に、滞納整理支援システムで分納不履行の一覧を抽出し、点検、進行管理を行っており、分納不履行になった場合は速やかに滞納整理を進めることとしている。

サンプル調査において、分割納付申請書の提出が遅延するケースが見受けられた。また納付誓約をしたにもかかわらず、滞納を繰り返すケースが散見された。

1.4.7 滞納処分の執行停止

滞納者について、①滞納処分をすることができる財産がないとき、②滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、又は、③滞納者の所在及び滞納処分ができる財産が共に不明であるときは滞納処分の執行を停止出来る（地方税法第 15 条の 7)。

＜滞納処分の執行停止の状況＞

区分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 無財産	件数	9,466 件	9,010 件	8,360 件	11,430 件	10,473 件
	金額	202,366 千円	244,082 千円	163,837 千円	217,017 千円	167,571 千円
第 15 条の 7 第 1 項第 2 号 生活困窮	件数	4,326 件	3,727 件	3,217 件	4,694 件	3,590 件
	金額	55,700 千円	47,815 千円	45,630 千円	58,334 千円	42,876 千円
第 15 条の 7 第 1 項第 3 号 所在及び財産不明	件数	2,267 件	2,370 件	2,998 件	2,692 件	1,919 件
	金額	30,179 千円	28,770 千円	35,459 千円	28,440 千円	23,387 千円
合計	件数	16,059 人	15,107 人	14,575 人	18,816 人	15,982 件
	金額	288,245 千円	320,667 千円	244,926 千円	303,792 千円	233,834 千円

（京都市作成資料を加工）

滞納処分の執行停止後３年間において、各所属において、執行停止からの経過年数ごとに、滞納整理支援システムで一覧を抽出し、市民税申告書や給与支払報告書等により所得

を確認するなど、滞納処分の停止理由について異動がないか状況確認を行うこととしている。

1.4.8 消滅時効

地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利について、原則として法定納期限の翌日から起算して５年間行使しない場合には､時効により消滅する(地方税法第 18 条)。

1.4.9 不納欠損処理

不納欠損処理は、その処分時点で当該債権額を翌年度繰越額から除去するための決算上の処理である。不納欠損には、執行停止後３年経過、執行停止後即時消滅、時効の完成（５年）の３種類がある。

不納欠損率は以下のとおりである。

年度	調定額（円）	不納欠損額（円）	不納欠損率
28	255,410,781,602	473,946,014	0.19%
27	257,422,881,721	472,157,512	0.18%
26	257,410,021,840	531,365,504	0.21%
25	250,348,972,379	519,699,631	0.21%
24	249,159,427,405	557,985,769	0.22%

不納欠損の事由別状況は以下のとおりである。

区分			24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
第 15 条の 7 第 4 項（停止後 3 年経過）		件数	9,802 件	10,572 件	12,231 件	11,107 件	9,500 件
		金額	218,629 千円	230,234 千円	263,627 千円	192,417 千円	225,051 千円
第 15 条の 7 第 5 項（即時消滅）		件数	7,784 件	6,669 件	6,855 件	8,824 件	8,541 件
		金額	216,843 千円	177,305 千円	158,323 千円	168,961 千円	152,108 千円
第 18 条第 1 項	執行停止期間中に時効完成	件数	6,268 件	5,242 件	5,178 件	5,078 件	4,694 件
		金額	85,251 千円	70,927 千円	73,529 千円	69,206 千円	60,281 千円
	執行停止を行わず時効完成	件数	5,854 件	6,471 件	6,646 件	10,928 件	10,000 件
		金額	37,263 千円	41,234 千円	35,886 千円	41,573 千円	36,505 千円
	計	件数	12,122 件	11,713 件	11,824 件	16,006 件	14,694 件
		金額	122,514 千円	112,161 千円	109,415 千円	110,779 千円	96,786 千円
合計		件数	29,708 件	28,954 件	30,910 件	35,937 件	32,735 件
		金額	557,986 千円	519,700 千円	531,366 千円	472,158 千円	473,946 千円

1.4.10 換価

差押財産を金銭に換える強制手続を「換価」という。差押えを行い、取り立てた財産が金銭の場合は、直ちに滞納市税に充当する。動産、不動産等の場合は、原則として入札又はせり売りの方法により公売に付し、売却代金を滞納市税に充当する（国税徴収法第 67 条、第 94 条等)。

1.4.11 差押

滞納者が督促を受け､督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときは、市町村の徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならない（地方税法第 331 条等)。

京都市では、督促状及び催告書を発付しているにもかかわらず、それに応じず納付がなく、かつ、財産調査により納税する資力があると確認できた場合には、滞納者の実態を把握したうえで、差押えを執行している。

差押えの状況の推移は以下のとおりである。

区分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
差押(a)	人数	9,331 人	9,271 人	8,983 人	9,731 人	10,624 人
	金額	1,155,539 千円	1,044,162 千 円	965,507 千 円	924,077 千円	903,181 千円
うち債権差押(b)〔b/ a〕	人数	7,711 人〔82.6 %〕	7,789 人〔84.0 % 〕	7,744 人〔86.2 % 〕	8,606 人〔88.4 % 〕	9,510 人〔89.5 % 〕
	金額	803,049 千円〔69.5% 〕	734,966 千円〔70.4%〕	699,524 千円〔72.5 % 〕	711,576 千円〔77.0 % 〕	716,460 千円〔79.3 % 〕
うち給与等差押(c)〔c/ a〕	人数	1,118 人〔12.0%〕	1,052 人〔11.3% 〕	1,176 人〔13.1% 〕	1,205 人〔12.4%〕	1,111 人〔10.5% 〕
	金額	114,728 千円〔 9.9%〕	99,638 千円〔9.5% 〕	118,961 千円〔12.3% 〕	107,834 千円〔11.7% 〕	96,182 千円〔10.6% 〕

公売の状況の推移は以下のとおりである。

＜会場を使用した不動産等の公売＞

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施回数	5 回	4 回	4 回	0 回	0 回
対象物件（品）延数	13 件	16 件	16 件	0 件	0 件
売却物件（品）数	9 件	5 件	5 件	0 件	0 件
売却価格	63,838 千円	15,365 千円	59,550 千円	0 千円	0 千円
市税等への充当額	25,761 千円	6,917 千円	11,564 千円	0 千円	0 千円

＜インターネットによる公売＞

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施回数	1 回	2 回	1 回	4 回	3 回
対象物件（品）延数	1 件	2 件	3 件	16 件	5 件
売却物件（品）数	1 件	0 件	3 件	13 件	2 件
売却価格	124 千円	0 千円	9,166 千円	3,681 千円	4,243 千円
市税等への充当額	124 千円	0 千円	9,166 千円	2,691 千円	4,107 千円

1.4.12 延滞金

納期限を過ぎると、税金のほかに延滞金を納めることになる。この延滞金は、納期限の翌日から１ケ月を過ぎるまでの期間は年 7.3%(各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合は、特例基準割合に年１％を加算した割合（上限は年 7.3%）となる。平成 29 年中の割合は年 2.7%)、それ以後は年 14.6%(各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合は、特例基準割合に年 7.3%を加算した割合となる。平成 29 年中の割合は年 9.0%）の割合で課される。

（注）「特例基準割合」とは、各年の前々年の 10 月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合をいう。

京都市では、延滞金の管理体制については本税と同様に滞納整理支援システムで案件管理されている。また、延滞金の免除等はすべて法令の規定に基づいて行われている。

1.4.13 市職員の滞納事案の把握

市職員に市税の滞納があった場合には、税務センター等が差押手続前の給与照会時に、収納対策課を経て監察部門に報告し、同部門が指導する仕組みを構築している。

平成 28 年度末現在において３件の滞納事案があったが、服務の指導を行い、全て完納している。

2 滞納整理事務における包括外部監査の手法と手続き

2.1 具体的な監査の要点

次のような視点に基づき監査を行った。

(1) 滞納整理事務は国税徴収法・地方税法・京都市市税条例・京都市債権管理及び回収に関する基本指針等に従って適法に行われているか。

(2) 滞納整理事務は公正に行われているか。

(3) 滞納者への督促、催告、財産調査から差押え、換価・充当にいたる事務は効率的に行われているか。

(4) 徴収猶予・換価の猶予等の緩和措置は適切に行われているか。

(5) 不納欠損に関する事務は法令に準拠して行われているか。

(6) 延滞金に関する事務は法令に準拠して行われているか。

2.2 主な監査手続き

①滞納整理事務の流れについて地方税法及び国税徴収法、京都市市税条例や関連する規程や指針を入手し、滞納整理事務や延滞金、不納欠損等に関する事務が法令等に準拠して実施されているか、効率的かつ効果的に実施されているかヒアリングを行った。

②滞納整理事務が法令等に準拠して適切かつ公平に行われていることを確かめるとともに、延滞金の算定、不納欠損に関する事務が法令等に準拠して実施されているか、また、効率的かつ効果的に執行されているか調査した。

③滞納整理事務の状況を把握するため、滞納整理支援システムから、滞納繰越案件のうち個人・法人の上位各 20 件、滞納繰越額 10 万円を下限とした下位各 20 件、及び任意に選定した中位各５件、並びに５万円未満から無作為に 10 件、合計 100 件を抽出し、関連資料との突合、担当課からのヒアリングにより調査を行った。

④延滞金の減免について、経過詳細一覧により確認し関連資料との突合、担当課からのヒアリングにより調査を行った。

3 滞納整理事務における監査結果

滞納整理に係る経過詳細一覧により、法人個人別にて、上位・中位・下位の全100件を確認した範囲において、特徴的なケースとして、長期にわたる滞納、滞納の繰り返し、納付誓約による分割納付の不履行、調査の開始時期のばらつき、特別徴収への切り替え困難等が見受けられたので、担当課に確認するとともに、これらの未然防止策としての取り組みについてヒアリングを行った。

3.1 課税情報等のチェックについて

滞納整理においては、税目に関わらず、財産調査を効率的に行うために、課税情報を活用している。例えば、市民税申告書による所得の把握、給与支払報告書による給与支払者の把握、固定資産課税台帳による所有不動産の把握などがある。

また，法人税申告書・所得税申告書や決算書等を税務署で閲覧して、財産を把握することもある。

3.2 滞納整理に関する部局間での連携

例えば、個人市民税の滞納者について、国民健康保険の未納がある場合、保健福祉局保険年金課等との連携など部局間での連携はされているかを確認したところ「市税や国民健康保険料等の強制徴収債権間において情報共有を行うこととしている。例としては、保険年金課等職員が税務センターに出向き、市民税申告書や給与支払報告書の公用閲覧、滞納面の情報の照会を行うことなどがある」との回答を得た。

3.3 滞納整理の着手はすみやかにおこなっているか

滞納整理支援システムの導入（平成21年７月）により、データの抽出が容易になったため、導入前に比べると滞納発生に対する現年（発生年度）の取り組みが早くなった。

京都市市税収入確保推進本部の下、「現年新規滞納案件の年度内整理」を取組事項として掲げ、滞納金額階層別のリスト（高額案件＝７月、一般案件＝10月・１月・３月）等を活用して、滞納の早期の段階から催告や財産調査に着手し、適切な財産の差押え等を推進することで、年度内の完結整理に取り組んでいる。

滞納整理事務の効率化を図るため、高額案件については、過去に比して、速やかな対応が行われている。

一方で、小額の滞納案件については、徴税コストに見合う効果を考慮すると高額の滞納案件が最優先となるところ、課税の公平性の観点から、出来る限りきめ細かな財産調査等を行っているものの、差押え可能な財産が見つけられない場合があることから、結果として不納欠損となる件数が多い。

10万円未満の滞納繰越案件は、個人の滞納繰越件数44,204件中、38,026件で86%を占めている。また法人においては、滞納繰越件数1,961件中、1,383件で70%を占めている。

特に軽自動車税においては、軽自動車10,800円（乗用・自家用車・新税率)、原動機付き自転車2,000円（新税率）と、１件当たりの納税額は他の税目に比べて低額であるが、その現年度分の徴収率は 96.16%であり、他のいずれの税目よりも低くなっている。コンビニエンスストアにおける納付や､平成28年度からはクレジットカードによる納付も可能とし、利便性を図る等対策がとられているが、徴収率は平成27年度の96.31%に対して微減となっている。

金額ランク別滞納繰越件数（個人）　　平成29年６月１日現在

個人の滞納繰越額	件数	割合（%）
10万円以上	6,178	14.0
9万円以上 10万円未満	678	1.5
8万円以上 9万円未満	809	1.8
7万円以上 8万円未満	931	2.1
6万円以上7万円未満	1,113	2.5
5万円以上6万円未満	1,381	3.1
4万円以上5万円未満	2,229	5.0
3万円以上4万円未満	2,814	6.4
2万円以上3万円未満	4,527	10.2
1万円以上2万円未満	6,828	15.4
1万円未満	16,716	37.8
合計	44,204	100.0

金額ランク別滞納繰越件数（法人）　　平成 29 年 6 月 1 日現在

法人の滞納繰越額	件数	割合（%）
10 万円以上	578	29.5
9 万円以上 10 万円未満	42	2.1
8 万円以上 9 万円未満	44	2.2
7 万円以上 8 万円未満	52	2.7
6 万円以上　7 万円未満	53	2.7
5 万円以上　6 万円未満	212	10.8
4 万円以上　5 万円未満	104	5.3
3 万円以上　4 万円未満	124	6.3
2 万円以上　3 万円未満	180	9.2
1 万円以上　2 万円未満	225	11.5
1 万円未満	347	17.7
合計	1,961	100

【意見】

小額の滞納案件については、課税の公平の観点から、各税目間で課税情報を利用するなどして低コストの滞納整理の推進を行われたい。

3.4 高額困難案件

高額困難案件については、税務センターの状況に応じ、税務部収納対策課に兼職させた高額担当係長を配置し、高額担当者等の専任チームによる滞納整理を進めている。

収納対策課の指導担当職員が税務センターに出向いてヒアリングを実施し、早期に滞納整理方針を明確にして処理を進めるとともに、定期的に高額担当係長会議を開催し、必要な情報共有を行うとともに滞納整理手法を研鑽している。

また，滞納整理相談役として、豊富な徴収業務の知識・経験を有する国税退職職員を配置し、その知見を活かした助言・指導を行っている。

上記の取組の成果として、市税徴収率が大幅に向上するとともに，滞納繰越が大幅に圧縮されてきていることが認められる。

＜市税徴収率，滞納繰越額の推移＞

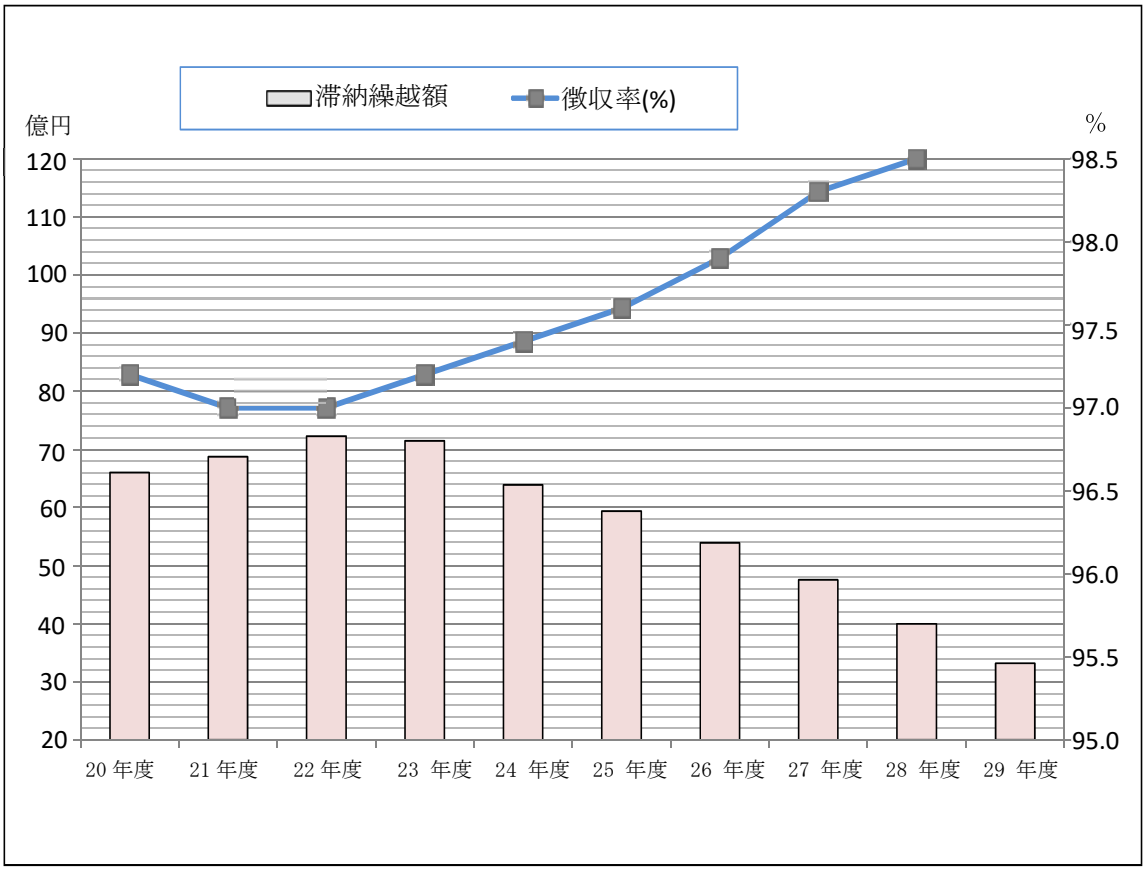

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
滞納繰越額(億円)	66	69	72	71	64	59	54	48	40	33
滞繰構成割合(%)	2.4	2.6	2.9	2.8	2.6	2.4	2.1	1.8	1.6	－

（京都市作成資料を加工）

市税高額滞納者

平成 29 年 6 月 1 日現在

個人 滞納額上位 10 件	
順位	滞納額（千円）
1	20, 861
2	18, 693
3	14, 671
4	13, 075
5	12, 026
6	9, 731
7	9, 106

法人 滞納額上位 10 件	
順位	滞納額（千円）
1	47, 967
2	32, 854
3	32, 833
4	18, 408
5	17, 728
6	13, 245
7	10, 945

8	7,729
9	6,969
10	6,166

8	10,757
9	8,462
10	7,384

（京都市作成資料を加工）

3.5 納付誓約による分割納付

納付誓約による分割納付に当たっては、誓約事項を読み聞かせ、不履行の場合には厳正に対処することを伝えることを徹底している。

また、滞納整理支援システムを活用して履行状況の管理を徹底するとともに、不履行になった場合は速やかに差押えを行う等、滞納整理を進めることとしている。

サンプル確認において、納付誓約による分割納付の適用に当たり、分割納付申請書の収受が大幅に遅れたケースが見受けられた。

【指摘事項】

納付誓約による分割納付に当たって、分割納付申請書は分割納付を開始するまでに遅滞なく、収受されたい。

3.6 滞納の繰り返し

十数年にわたって、過去から何度も、督促・分納・滞納を繰り返している案件が残ってはいるものの、全体としては滞納整理事務の早期着手の取組や納税指導の結果、督促状発付件数の減少に見られるように、納税義務者の自主納付の意識が向上してきている。

○督促状発付件数等の推移

区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現年課税分調定	件数	4,283,026件	4,299,193件	4,314,786件	4,305,166件	4,343,738件
	金額	242,771,136千円	244,413,801千円	252,021,086千円	252,670,194千円	251,416,676千円
督促状発付	件数	522,809件	491,042件	480,354件	448,040件	428,994件
	金額	11,651,001千円	11,544,945千円	11,723,621千円	10,092,262千円	10,139,577千円

（京都市作成資料を加工）

3.7 長期にわたるケース

固定資産税の高額滞納案件において、滞納整理支援システム経過詳細一覧で、長年（平成14年～平成25年）課税物件を差押えできなかったケースが見受けられたため担当課に確認したところ、「滞納整理支援システム導入前で経過記録には反映していないが平成13

年から不動産の差押えを行っている。なお、当該不動産については，京都市に先行する根抵当権が設定されており、現時点で換価による京都市への配当が見込まれないため，公売には至っていない。」との回答があった。

滞納整理が長期にわたるケースとして，債権等の換価が容易な財産がなく，所有不動産に京都市に優先する抵当権が設定されている場合に優先現在額の確定協力を得られないなど、私債権との競合において整理に時間がかかる場合や、相続トラブルにより相続人が確定できない場合などが考えられる。こうした困難案件について、ヒアリング等で滞納整理方針について検討を重ね、早期の完結整理に向けた取り組みを行っている。

3.8 各税務センターにわたる案件

複数の所属（各税務センター、納税室）にわたる案件の滞納整理に当たっては、関係所属が連絡を取り合って進めているものの、所属ごとに滞納金額の大小がある場合等、財産調査に着手するに当たっての優先順位に差異があることも考えられる。

徴収部門は各所属の執務場所が離れており頻繁に打合せをすることはできない等の制約はあるが、複数所属案件に対して連携をより一層密にしていくことが課題である。

【意見】

徴収部門は各所属の執務場所が離れており頻繁に打合せをすることはできない等の制約があるが、システムの活用などにより複数の税務センターに係る案件に対して連携をより一層密にしていく必要がある。

第１２ むすびにかえて

1 市税をとりまく環境

1.1 京都市の財政状況

冒頭で記したように、本市では、基本計画「はばたけ未来へ！　京プラン」において「10年後にめざすべき京都の姿として6つの未来像」を設定している。更には平成28年３月、計画期間中後半の財政収支の見通しと財政健全化の「めざすべき姿」のほか、同基本計画に掲げる11の重点戦略と行政経営の大綱を推進するための具体的な事業等を明示した「実施計画第２ステージ」を策定した。

これらにより「京都経済の更なる活性化や人口減少、東京一極集中など、なお山積する課題克服への道筋をより確かなものとし、京プランの一層の取組強化を図っている。」としているが、今年度の監査では、これらを実現するための財源である本市の歳入において、最も重要な歳入を担う市税にその視点をおいた。

政令指定都市の主要財政指標

都道府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	ラスパイレス指数
北海道	札幌市	0.73	94.7	3.7	59.0	100.0
宮城県	仙台市	0.91	99.4	9.3	108.5	103.1
埼玉県	さいたま市	0.98	95.7	5.0	5.4	102.5
千葉県	千葉市	0.95	96.1	17.3	186.2	101.3
神奈川県	横浜市	0.97	98.9	16.5	160.7	100.7
神奈川県	川崎市	1.00	100.4	7.2	118.3	101.0
神奈川県	相模原市	0.93	102.5	2.9	36.5	99.5
新潟県	新潟市	0.75	94.4	11.1	139.6	99.2
静岡県	静岡市	0.92	93.8	7.9	46.4	103.8
静岡県	浜松市	0.89	93.0	8.4	－	99.3
愛知県	名古屋市	0.99	99.8	11.8	138.8	99.8
京都府	京都市	0.81	100.5	15.2	226.2	103.3
大阪府	大阪市	0.93	100.1	7.9	95.2	94.2
大阪府	堺市	0.85	97.4	5.7	17.5	100.5
兵庫県	神戸市	0.80	97.9	7.4	80.0	100.8
岡山県	岡山市	0.80	88.1	8.1	13.5	102.0
広島県	広島市	0.84	98.6	14.7	222.8	98.7
福岡県	北九州市	0.73	99.6	13.7	187.9	103.2
福岡県	福岡市	0.89	94.3	12.2	152.7	103.7
熊本県	熊本市	0.72	92.4	9.3	124.0	100.9
政令指定都市平均		**0.87**	**97.6**	**10.3**	**115.7**	**100.1**
全国市町村平均		**0.50**	**92.5**	**6.9**	**34.5**	**－**

（総務省ＨＰ「平成28年度地方公共団体の主要財政指標一覧」より）

指標の説明

○財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

○将来負担比率
　地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

※その他各指標の説明は、総務省のＨＰを参照されたい。

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000522450.pdf)

上記は総務省が公表する資料である。中でも「将来負担比率」は指定都市の中において良い位置にあるとは言い難いが、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」で、早期健全化基準における将来負担比率は、都道府県及び指定都市で 400％と定められていることから、本市の数値は正常範囲であると言えよう。市政環境や財政収支は地域による特異性もあり、本市以外の指定都市との比較はあまり参考にはならないのかも判らないが、市民が不安を抱くことのない生活が送れるよう健全な財政を維持できることを期待するところである。

しかしながら、近時の経済環境や生活環境の変化に伴う本市市税収入の減少が、市民にもたらす影響は少なからずあろう。そういった環境下での本市の取り組みは真摯かつ精力的であると認識したところである。

さて、監査結果としての指摘事項・意見についてはここまでに記したが、その他本年度の監査テーマに関連する事項二点について以下に示す。

1.2 ふるさと納税について

総務省資料によると、平成 29 年度課税における控除額は、約 1,767 億円（対前年度比約 1.8 倍）、適用者数約 225 万人（同：約 1.7 倍）となっている。そのうち京都市における控除額は約 16.5 億円、適用者数は約 3.2 万人となっており、全国の自治体でもトップ 10 に入る控除額の大きさである。

全国の統計をみても明らかであるように、ここ数年で控除額・適用者数ともに激増しており、歳入を逸失している側からみれば、無視できない規模となっている。各自治体からの返礼品が過熱気味になっており、事情を鑑みて総務省もその流れに歯止めをかけるべく、平成 29 年において返礼品の内容及び返礼率に制限をかけたが、大都市にとっては、多額の税収を逸失している事実に変わりはない。

逸失部分の一部に地方交付税による補てんがあるとは言え、多額の歳入逸失をそのままにすることはできない。逸失する税収に対してどのような対策を講じていくのかが課題となろう。

1.3 新税

新税については、地方自治法に規定される「監査対象団体の財務に関する事務の執行」には該当せず包括外部監査の対象とはならないが、宿泊税条例案などは既に市会で決議を経た上で、総務大臣から同意を得る等施行に向けての作業が進んでおり、近時の重要性を鑑みると、内容等の確認を行う必要性が高いと判断し、以下に報告する。

1.3.1 新税の概要

世界で有数の観光都市である京都市において、平成 31 年におけるラグビーワールドカップ、その翌年に控える東京オリンピック・パラリンピック、さらにその翌年開催の関西ワールドマスターズゲームズといった世界的なスポーツイベントはさらなる観光誘致となるトピックである。これらを控えてさらなる観光客の増加が見込まれる一方で、宿泊施設の不足、中心部の道路や公共交通機関の混雑、多言語対応といった問題を抱え、それを解決すべく社会的インフラの整備、人員の増加など行政サービスのよりいっそうの充実が不可欠となっている。そのためにはある程度の予算が必要となるが、京都市では、主として次の理由により、税収の増加を見込むことが困難である。

①京町家を代表とする木造低層の住宅が多く、固定資産税の税収が見込めないこと
②寺社仏閣が多く、固定資産税を課税することができない土地・建物が多く存在すること
③学生が多くいるため、個人市民税の税収を見込めないこと

そこで新たな財源を確保すべく、新税の導入が検討された。

1.3.2 経過

(1) 平成 28 年８月４日に京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会が発足し、以後７回に渡り、委員会が開催された。
(2) 平成 29 年８月７日において同委員会からの答申が受理された。
(3) 平成 29 年 11 月２日京都市会において、宿泊税条例が可決された。

1.3.3 答申の内容

新たな財源候補として次の６つが検討された。

①駐車場への駐車
②市バス・地下鉄の一日乗車券の購入
③レンタサイクルの利用
④宿泊
⑤別荘の所有
⑥世界遺産の周辺部（バッファゾーン）への入域（協力金）

この６つのうち、「駐車場への駐車」、「宿泊」、「別荘の所有」の３つについては、税とし

て他の自治体での導入実績があり、その目的や趣旨が明確であるため、具体的な比較検討が行われた。

結果、観光客の受益負担という目的に適合していること、課税対象となる施設の定義が明確であり、その施設の把握も容易であることなどから、「宿泊」行為に負担を求めることがふさわしいと委員会は提言を行った。

1.3.4 宿泊税の課題

京都市が導入を予定している宿泊税は、免税点を設けないため、全ての宿泊施設への宿泊行為が課税対象になる。結果、相当数の無許可民泊に対しても課税することになる。統計では約 110 万人が宿泊していると推測されているが、現状では全てを把握できているわけではない。このままでは課税の公平性を欠くこととなってしまう。

そこで京都市では違法民泊に対する課税をどのように行うのか、次の問い合わせを行った。

「民泊数が 2,702 件（平成 27 年度）であるところ、旅館業法上無許可とされているものが多く（1,847 件）、適正な管理が出来ているとは言い難い状況です。このような状況のなか適正な徴収を行うための方策はどのように検討されているでしょうか。具体的な方針を教えてください」

（回答）今後、旅館業法上無許可となっている施設については、住宅宿泊事業法の施行により、住宅宿泊事業の届出がされると見込まれることから、住宅宿泊事業法に基づく届出又は旅館業法の許可のない施設は大幅に少なくなると考えられます。更に、この届出の情報をもとに、対象施設の捕捉を行うことができます。

なお、住宅宿泊事業法施行後においても、住宅宿泊事業法に基づく届出又は旅館業法の許可のない施設については、保健福祉局と連携し、また、地方税法上の質問検査権を行使するなどにより、把握に努めていきます。

導入前の状況であり、断言はできないが、現在の京都への旅行者の人数、宿泊施設の数及び一般住宅、マンション等の住居での民泊の増加を考慮すると、住宅宿泊事業法が施行されたとしても、同法の下では営業日数が最大でも 180 日までと制限されてしまうので、それを守れない業者も存在してしまうことが予想できる。また、平成 30 年２月 23 日に可決された「京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例」において、住居専用地域では閑散期の２ケ月のみ営業することができるとされており、違法不適切な「民泊」は，徹底的に調査・指導を行う必要がある。

宿泊税の導入に関しては、すべての宿泊施設を把握し、適正な課税を実現することが重要事項である。所管課においては、そのような仕組みを構築できるかが今後の課題となる。

2 総括

2.1 税務システムについて

各システムについての報告は既述の通りであるが、特にセキュリティ面とバックアップ体制に注目した。前者では、使用者毎のセキュリティレベルにより操作権を限定し、複数者による互いの牽制も働く状態で運用されていて、一定の信頼感を持つことができた。後者は、システムごとにバックアップの手法は異なるが、定期的に行われていた。

しかし、災害時の復旧においてこれらのバックアップがどこまで迅速に対応できるかには不安が残る。税務オンラインシステムなどは遠隔地にバックアップを保管しているが、それ故リカバリに時間を要することが想定される。例えば、遠隔地のサーバーにミラーリングして災害時に備える、いわゆるデータレプリケーションを視野に入れた今後の対応を期待したい。

2.2 課税対象の捕捉について

(1) 個人住民税においては、市内に事務所・事業所、家屋敷を複数所有する個人に対する均等割の課税漏れや、無申告者の把握が不十分である事例が見受けられた。

(2) 法人住民税についても課税対象法人の把握や均等割課税の調査が十分とは言えず、今後法人番号の利用や、他部署に保有されている情報の活用など、積極的な照会や調査の実施が求められる。

(3) 固定資産税（償却資産）の未申告者の把握が出来ていない事例があった。現状の抽出方法に加え、効果的な捕捉方法の検討が必要である。

(4) 事業所税の資産割については、実地調査が行われているところ、効率性の観点から、それと併せた従業者割の実地調査も求められる。

以上のように、各税目において課税対象の捕捉方法については、更なる検討の余地が残っている。継続的モニタリングはもちろんのこと、公平な課税を目的とする効果的な捕捉を行うために、関連税目間での業務の統合・連携を図るとともに、必要に応じて質問検査権の行使による実地調査も実施されたい。

2.3 徴税費

徴税費については、人件費の削減部分等を反映し、税務部・市税事務所の賃借料等の運営経費が加味されていない資料（徴税費（当初回答分））で回答を受けていた。後日、賃借料等の運営経費を加味した資料（徴税費（賃借料等の改訂依頼分））も参考のため回答を受けている。

新庁舎の完成後、現在、外ビルにある税務部・市税事務所は、新庁舎へ移転する予定である。京都市としての外ビルに伴う経費の捉え方は、新庁舎が完成するまでの期間の一時的な費用であるとの認識である。純粋に徴税のために掛かっているコストについて、年度

ごとの増減を比較して把握することに主眼を置いている。そのため、一時的な費用である外ビルに伴う経費を徴税費に計上することは、却って年度ごとの純粋な徴税費の把握の妨げになる恐れがあるとしている。但し、京都市としても外ビルに伴う賃借料等は、費用として発生している事実を認識し、経費として把握している。

京都市の徴税費の範囲の認識として理解できる部分もあるが、一時的であるか継続的であるかを問わず実際に徴税を行う拠点である外ビルに伴う経費は発生している。外ビルへの集約化による人件費の減少を徴税費に反映しているのであれば、集約化によって発生する実際の徴税の拠点である外ビルに伴う経費を徴税費に含めることも真正な徴税費の認識の一様として成り立ち得るのではないか。

＜徴税費(当初回答分)＞　　(単位:千円)

区　分			28年度決算額
徴税費計（ａ＋ｂ）			8,135,348
人件費	基本給		3,145,307
	諸手当		1,418,192
	その他		824,520
	人件費計（ａ）		5,388,019
物件費	需要費等	旅費	2,694
		賃金	40,292
		共済費	3,433
		報償費	1,330
		需用費	96,667
		(諸費含む)	
		役務費	228,057
		(通信運搬費等含む)	
		委託料	621,071
		使用料及び賃借料	276,506
		備品購入費	720
		負担金補助及び交付金	32,303
		公課費	77
		計	1,303,150
	報奨金等	納期前納付報奨金	0
		納税奨励金	336
		計	336
	その他	償還金利子及び割引料	1,432,124
		還付加算金	11,719
		計	1,443,843
	物件費計（ｂ）		2,747,329

（注）１　人件費、物件費は情報化推進室関係分を含んでいる。
２　人件費及び情報化推進室関係経費は推計である。
３　外ビルに伴う経費（ビル賃借料、光熱費等）は含まない。

(京都市提供資料より抜粋)

＜徴税費(賃借料等の改訂依頼分)＞　　(単位:千円)

区分			24年度決算額	25年度決算額	26年度決算額	27年度決算額	28年度決算額
徴税費（ａ＋ｂ）			9,617,625	8,509,872	8,642,165	8,564,471	8,356,165
人件費	基本給		3,198,312	3,328,967	3,441,250	3,228,829	3,145,307
	諸手当		1,379,855	1,429,743	1,495,859	1,453,666	1,418,192
	その他		1,119,957	1,051,378	1,121,914	946,807	824,520
	人件費計（ａ）		5,698,124	5,810,088	6,059,023	5,629,302	5,388,019
物件費	需用費等	旅費	1,826	2,314	1,552	2,861	2,694
		賃金	50,561	51,536	53,535	37,586	40,292
		共済費	3,829	3,894	4,387	3,186	3,433
		報償費	771	846	870	438	1,330
		需用費 (諸費含む)	110,670	103,785	131,283	118,440	118,683
		役務費 (通信運搬費等含む)	230,416	235,005	232,539	228,341	235,338
		委託料	323,268	569,539	545,970	660,586	621,071
		使用料及び賃借料	421,718	350,719	405,872	467,318	468,026
		備品購入費	1,396	6,215	3,365	1,239	720
		負担金補助及び交付金	27,460	29,907	30,415	31,231	32,303
		公課費	73	122	75	138	77
		計	1,171,988	1353,882	1,409,863	1,551,364	1,523,967
	報奨金等	納期前納付報奨金	0	0	0	0	0
		納税奨励金	333	333	333	333	336
		計	333	333	333	333	336
	その他	償還金利子及び割引料	2,656,314	1,295,066	1,152,441	1,363,563	1,432,124
		還付加算金	90,866	50,503	20,505	19,909	11,719
		計	2,747,180	1,345,569	1,172,946	1,383,472	1,443,843
	物件費計（ｂ）		3,919,501	2,699,784	2,583,142	2,935,169	2,968,146

（注）１　人件費、物件費は情報化推進室関係分を含んでいる。

２　人件費及び情報化推進室関係経費は推計である。

外ビルに伴う経費（再掲）

区分		24年度決算額	25年度決算額	26年度決算額	27年度決算額	28年度決算額
物件費	光熱費（需用費）	6,266	6,335	10,531	21,435	22,016
	清掃代（役務費）	6,179	6,270	6,602	8,026	7,281
	ビル賃借料（使用料及び賃借料）	76,003	76,139	131,279	191,529	191,520
	合計	88,448	88,744	148,412	220,990	220,817

（京都市提供資料より抜粋）

3 むすびにあたり

以上、市税に係る事務の執行について監査をした。全体を通して、市民から直接（または間接）に賦課・徴収する立場にある各担当者は、細心の注意を払って対応している事が見て取れた。もとより多くの法律等による規程も多く、各所からの牽制が常に働いている環境であると言えよう。

税の専門家として市税について深度のある監査ができると考えて、包括外部監査人補助者全員を税理士としたが、一連の監査において日常的に税務に携わる立場であるからこその先入観が監査の視点を誤らないよう努めたところである。

監査における時間的制約のため、推測の域に止まる意見等もあるが、これらについては今後の確認及びあるべき方向性について提示した。市税に係る事務全体がその目的に沿って適正に執行されるとともに、事務手続きの省力化が図られるよう期待する。

むすびにあたり、対応頂いた皆様の迅速かつ丁寧なご対応の中で監査を進めることができたことを報告すると共に、この場を借りて御礼を申し上げたい。膨大な量の資料提供、ヒアリング対応、往査対応等々、我々が監査を進めるにあたり丁寧かつ速やかに対応して頂いたことで、本報告書を取りまとめることができた。対応いただいた全ての担当者に感謝申し上げるとともに、本報告書の指摘事項等が市政に反映されることにより、本市の適切な事務執行の一助となる事を期待する。

以上